港湾設計・測量・調査等
業務共通仕様書

令和７年４月

国土交通省　港湾局

目　　次

１．港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　…… 1

２．提出書類様式集　…… 181

３．設計・測量・調査等業務標準契約書　…… 279

１．港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

目　　次

第１編　共 通 編

第１章　総　　則

1－ 1　一　　般 …… 17
1－ 2　用語の定義 …… 17
1－ 3　業務の着手 …… 21
1－ 4　設計図書の点検 …… 21
1－ 5　調査職員 …… 21
1－ 6　管理技術者 …… 21
1－ 7　担当技術者 …… 22
1－ 8　照査技術者及び照査 …… 22
1－ 9　提出書類 …… 23
1－10　業務の打合せ等 …… 24
1－11　業務計画書 …… 25
1－12　基 準 面 …… 25
1－13　資料等の貸与、返還及び修復 …… 25
1－14　作業時間 …… 26
1－15　諸法令・諸条例の遵守 …… 26
1－16　関係官公庁への手続等 …… 26
1－17　地元関係者との交渉等 …… 26
1－18　土地等への立ち入り …… 26
1－19　履行報告 …… 27
1－20　成果物の提出 …… 27
1－21　検　　査 …… 27
1－22　損　　害 …… 28
1－23　契約変更 …… 29

1－24　履行期間の変更 …… 30
1－25　一時中止 …… 30
1－26　発注者の賠償責任 …… 31
1－27　受注者の賠償責任 …… 31
1－28　引渡し前における成果物の使用 …… 31
1－29　再 委 託 …… 31
1－30　成果物の使用 …… 32
1－31　守秘義務 …… 32
1－32　個人情報の取扱い …… 32
1－33　業務管理 …… 34
1－34　安全管理 …… 34
1－35　環境保全 …… 35
1－36　委員会等の設置 …… 36
1－37　工業所有権の取扱い …… 36
1－38　電子計算機の使用 …… 36
1－39　設計業務の条件 …… 37
1－40　低入札価格調査制度による調査 …… 37
1－41　業務コスト調査 …… 37
1－42　調査等に対する協力 …… 37
1－43　暴力団員による不当介入を受けた場合の措置 …… 37
1－44　行政情報流出防止対策の強化 …… 38
1－45　新技術情報提供システム（NETIS） …… 39
1－46　情報管理体制 …… 40
1－47　業務完成図書 …… 41
1－48　情報ネットワークの活用 …… 41

第２編　測量・調査等業務

第１章　測量業務

第１節　深浅測量

1－ 1－ 1　適用の範囲 …… 42
1－ 1－ 2　測量準備 …… 42
1－ 1－ 3　基準点測量 …… 42
1－ 1－ 4　簡易検潮等 …… 43
1－ 1－ 5　水深測量 …… 43
1－ 1－ 6　成　　果 …… 47
1－ 1－ 7　照　　査 …… 47

第２節　水路測量

1－ 2－ 1　適用の範囲 …… 48
1－ 2－ 2　測量準備 …… 48
1－ 2－ 3　基準点測量 …… 48
1－ 2－ 4　簡易検潮等 …… 48
1－ 2－ 5　水深測量 …… 48
1－ 2－ 6　関連調査 …… 52
1－ 2－ 7　成　　果 …… 52
1－ 2－ 8　照　　査 …… 53

第３節　汀線測量

1－ 3－ 1　適用の範囲 …… 54
1－ 3－ 2　測量準備 …… 54
1－ 3－ 3　基準点測量 …… 54
1－ 3－ 4　水準測量 …… 54
1－ 3－ 5　成　　果 …… 55
1－ 3－ 6　照　　査 …… 55

第４節　地形測量

1－ 4－ 1　適用の範囲 …… 56

1－ 4－ 2　測量準備 …… 56
1－ 4－ 3　地形測量 …… 56
1－ 4－ 4　成　　果 …… 56
1－ 4－ 5　照　　査 …… 56

第２章　環境調査業務

第１節　流況調査

2－ 1－ 1　適用の範囲 …… 57
2－ 1－ 2　調査準備 …… 57
2－ 1－ 3　位置測量 …… 57
2－ 1－ 4　流況観測 …… 57
2－ 1－ 5　解　　析 …… 57
2－ 1－ 6　成　　果 …… 57
2－ 1－ 7　照　　査 …… 58

第２節　水質調査

2－ 2－ 1　適用の範囲 …… 58
2－ 2－ 2　調査準備 …… 58
2－ 2－ 3　位置測量 …… 58
2－ 2－ 4　水質調査 …… 58
2－ 2－ 5　分　　析 …… 59
2－ 2－ 6　成　　果 …… 63
2－ 2－ 7　照　　査 …… 63

第３節　底質調査

2－ 3－ 1　適用の範囲 …… 63
2－ 3－ 2　調査準備 …… 63
2－ 3－ 3　位置測量 …… 63
2－ 3－ 4　底質調査 …… 64
2－ 3－ 5　分　　析 …… 68
2－ 3－ 6　成　　果 …… 68

2－ 3－ 7　照　　査 …… 68

第４節　騒音調査

2－ 4－ 1　適用の範囲 …… 68
2－ 4－ 2　調査準備 …… 68
2－ 4－ 3　資料収集整理 …… 68
2－ 4－ 4　騒音調査 …… 69
2－ 4－ 5　解析・検討 …… 69
2－ 4－ 6　成　　果 …… 69
2－ 4－ 7　協議・報告 …… 69
2－ 4－ 8　照　　査 …… 70

第５節　振動調査

2－ 5－ 1　適用の範囲 …… 70
2－ 5－ 2　調査準備 …… 70
2－ 5－ 3　資料収集整理 …… 70
2－ 5－ 4　振動調査 …… 70
2－ 5－ 5　解析・検討 …… 70
2－ 5－ 6　成　　果 …… 70
2－ 5－ 7　協議・報告 …… 71
2－ 5－ 8　照　　査 …… 71

第６節　悪臭調査

2－ 6－ 1　適用の範囲 …… 71
2－ 6－ 2　調査準備 …… 71
2－ 6－ 3　資料収集整理 …… 71
2－ 6－ 4　悪臭調査 …… 71
2－ 6－ 5　解析・検討 …… 73
2－ 6－ 6　成　　果 …… 73
2－ 6－ 7　協議・報告 …… 73
2－ 6－ 8　照　　査 …… 73

第３章　環境生物調査業務

第１節　プランクトン調査

3－ 1－ 1　適用の範囲 …… 74
3－ 1－ 2　調査準備 …… 74
3－ 1－ 3　位置測量 …… 74
3－ 1－ 4　プランクトン調査 …… 74
3－ 1－ 5　分析、解析・考察 …… 74
3－ 1－ 6　成　　果 …… 75
3－ 1－ 7　照　　査 …… 75

第２節　卵・稚仔調査

3－ 2－ 1　適用の範囲 …… 75
3－ 2－ 2　調査準備 …… 75
3－ 2－ 3　位置測量 …… 75
3－ 2－ 4　卵・稚仔調査 …… 76
3－ 2－ 5　分析、解析・考察 …… 76
3－ 2－ 6　成　　果 …… 76
3－ 2－ 7　照　　査 …… 76

第３節　底生生物調査

3－ 3－ 1　適用の範囲 …… 76
3－ 3－ 2　調査準備 …… 76
3－ 3－ 3　位置測量 …… 76
3－ 3－ 4　底生生物調査 …… 77
3－ 3－ 5　分析、解析・考察 …… 77
3－ 3－ 6　成　　果 …… 77
3－ 3－ 7　照　　査 …… 77

第４節　付着生物調査

3－ 4－ 1　適用の範囲 …… 77
3－ 4－ 2　調査準備 …… 77

3－ 4－ 3　位置測量 …… 77
3－ 4－ 4　付着生物調査 …… 78
3－ 4－ 5　分析、解析・考察 …… 78
3－ 4－ 6　成　　果 …… 78
3－ 4－ 7　照　　査 …… 78

第５節　藻場調査

3－ 5－ 1　適用の範囲 …… 78
3－ 5－ 2　調査準備 …… 78
3－ 5－ 3　位置測量 …… 78
3－ 5－ 4　藻場調査 …… 79
3－ 5－ 5　分析、解析・考察 …… 79
3－ 5－ 6　成　　果 …… 79
3－ 5－ 7　照　　査 …… 79

第６節　魚介類調査

3－ 6－ 1　適用の範囲 …… 79
3－ 6－ 2　調査準備 …… 79
3－ 6－ 3　位置測量 …… 79
3－ 6－ 4　魚介類調査 …… 80
3－ 6－ 5　分析、解析・考察 …… 80
3－ 6－ 6　成　　果 …… 80
3－ 6－ 7　照　　査 …… 80

第４章　気象・海象調査業務

第１節　気象調査

4－ 1－ 1　適用の範囲 …… 81
4－ 1－ 2　調査準備 …… 81
4－ 1－ 3　風向・風速観測 …… 81
4－ 1－ 4　整　　理 …… 81
4－ 1－ 5　成　　果 …… 81
4－ 1－ 6　照　　査 …… 82

第２節　波浪調査

4－ 2－ 1　適用の範囲 …… 82
4－ 2－ 2　調査準備 …… 82
4－ 2－ 3　波高・波向観測 …… 82
4－ 2－ 4　整　　理 …… 82
4－ 2－ 5　成　　果 …… 82
4－ 2－ 6　照　　査 …… 82

第３節　潮位調査

4－ 3－ 1　適用の範囲 …… 83
4－ 3－ 2　調査準備 …… 83
4－ 3－ 3　潮位観測 …… 83
4－ 3－ 4　整　　理 …… 83
4－ 3－ 5　成　　果 …… 83
4－ 3－ 6　照　　査 …… 83

第５章　磁気探査業務

第１節　磁気探査

5－ 1－ 1　適用の範囲 …… 84
5－ 1－ 2　探査準備 …… 84
5－ 1－ 3　基準点測量 …… 84
5－ 1－ 4　磁気探査 …… 84
5－ 1－ 5　解　　析 …… 85
5－ 1－ 6　成　　果 …… 85
5－ 1－ 7　照　　査 …… 86

第６章　潜水探査業務

第１節　潜水探査

6－ 1－ 1　適用の範囲 …… 87
6－ 1－ 2　探査準備 …… 87
6－ 1－ 3　設　　標 …… 87
6－ 1－ 4　潜水探査 …… 87
6－ 1－ 5　成　　果 …… 88

第７章　水理模型実験業務

第１節　水理模型実験

7－ 1－ 1　適用の範囲 …… 89
7－ 1－ 2　実験準備 …… 89
7－ 1－ 3　実　　験 …… 89
7－ 1－ 4　整理・解析 …… 89
7－ 1－ 5　成　　果 …… 89
7－ 1－ 6　協議・報告 …… 89
7－ 1－ 7　照　　査 …… 89

第３編　土質調査業務

第１章　土質調査業務

第１節　土質調査

1－ 1－ 1　適用の範囲 …… 91
1－ 1－ 2　準　　備 …… 91
1－ 1－ 3　位置測量 …… 91
1－ 1－ 4　足　　場 …… 91
1－ 1－ 5　ボーリング …… 92
1－ 1－ 6　台船方式ボーリング …… 92
1－ 1－ 7　原位置試験 …… 93
1－ 1－ 8　台船方式原位置試験 …… 95
1－ 1－ 9　乱れの少ない試料採取 …… 95
1－ 1－10　岩盤試料採取 …… 98
1－ 1－11　土質試験 …… 98
1－ 1－12　成　　果 …… 99
1－ 1－13　照　　査 …… 100

第２節　音波探査

1－ 2－ 1　適用の範囲 …… 100
1－ 2－ 2　探査準備 …… 100
1－ 2－ 3　位置測量 …… 100
1－ 2－ 4　音波探査 …… 100
1－ 2－ 5　解　　析 …… 101
1－ 2－ 6　成　　果 …… 101
1－ 2－ 7　照　　査 …… 101

第４編　設計等業務

第１章　設計業務

第１節　予備・基本設計

1－ 1－ 1　適用の範囲 …… 102
1－ 1－ 2　設計計画及び資料収集・整理 …… 102
1－ 1－ 3　設計条件 …… 103
1－ 1－ 4　構造形式の選定 …… 103
1－ 1－ 5　構造諸元の決定 …… 104
1－ 1－ 6　図面作成 …… 104
1－ 1－ 7　成　　果 …… 104
1－ 1－ 8　協議・報告 …… 105
1－ 1－ 9　照　　査 …… 105

第２節　細部設計

1－ 2－ 1　適用の範囲 …… 106
1－ 2－ 2　設計計画 …… 106
1－ 2－ 3　設計波の算定 …… 106
1－ 2－ 4　配筋計算 …… 106
1－ 2－ 5　数量計算 …… 106
1－ 2－ 6　図面作成 …… 107
1－ 2－ 7　付帯施設 …… 107
1－ 2－ 8　成　　果 …… 107
1－ 2－ 9　協議・報告 …… 107
1－ 2－10　照　　査 …… 107

第３節　実施設計

1－ 3－ 1　適用の範囲 …… 108
1－ 3－ 2　設計計画 …… 108
1－ 3－ 3　図面作成 …… 108

1－ 3－ 4　数量計算 …… 108
1－ 3－ 5　成　　果 …… 108
1－ 3－ 6　協議・報告 …… 109
1－ 3－ 7　照　　査 …… 109

第２章　港湾計画等調査業務

第１節　港湾計画調査

2－ 1－ 1　適用の範囲 …… 110
2－ 1－ 2　計画準備 …… 111
2－ 1－ 3　現況特性の把握 …… 111
2－ 1－ 4　基本方針の策定 …… 116
2－ 1－ 5　港湾利用の将来推計 …… 117
2－ 1－ 6　施設計画及び土地利用計画 …… 118
2－ 1－ 7　計画関連検討事項 …… 121
2－ 1－ 8　成　　果 …… 123
2－ 1－ 9　協議・報告 …… 123
2－ 1－10　照　　査 …… 123

第２節　環境影響評価調査

2－ 2－ 1　適用の範囲 …… 124
2－ 2－ 2　計画準備 …… 124
2－ 2－ 3　自然条件・社会条件の把握 …… 125
2－ 2－ 4　環境に関する現況把握 …… 126
2－ 2－ 5　環境保全目標の検討 …… 129
2－ 2－ 6　環境予測及び影響評価 …… 129
2－ 2－ 7　成　　果 …… 132
2－ 2－ 8　協議・報告 …… 132
2－ 2－ 9　照　　査 …… 132

第３章　電算プログラム開発等業務

第１節　電算プログラム開発改良

3－ 1－ 1　適用の範囲 …… 133
3－ 1－ 2　計画準備 …… 133
3－ 1－ 3　システム分析 …… 133
3－ 1－ 4　システム設計 …… 134
3－ 1－ 5　プログラム設計 …… 134
3－ 1－ 6　プログラム作成 …… 135
3－ 1－ 7　プログラム引渡し …… 135
3－ 1－ 8　協議・報告 …… 135
3－ 1－ 9　照　　査 …… 135

第２節　電算計算

3－ 2－ 1　適用の範囲 …… 136
3－ 2－ 2　計画準備 …… 136
3－ 2－ 3　資料収集整理 …… 136
3－ 2－ 4　電算計算 …… 136
3－ 2－ 5　成　　果 …… 137
3－ 2－ 6　協議・報告 …… 137
3－ 2－ 7　照　　査 …… 137

第４章　技術開発等業務

第１節　技術開発

4－ 1－ 1　適用の範囲 …… 138
4－ 1－ 2　計画準備 …… 138
4－ 1－ 3　資料収集整理 …… 138
4－ 1－ 4　解析・検討 …… 138
4－ 1－ 5　成　　果 …… 138
4－ 1－ 6　協議・報告 …… 138
4－ 1－ 7　照　　査 …… 138

第２節　調　　査

4－ 2－ 1　適用の範囲 …… 139
4－ 2－ 2　計画準備 …… 139
4－ 2－ 3　資料収集整理 …… 139
4－ 2－ 4　現地調査 …… 139
4－ 2－ 5　解析・検討 …… 139
4－ 2－ 6　成　　果 …… 139
4－ 2－ 7　協議・報告 …… 139
4－ 2－ 8　照　　査 …… 139

「調査業務写真管理基準」 …… 140
「添付資料」 …… 151
「付属資料」 …… 157

「添付資料目次」

１．港湾工事等潜水作業従事者配置要領 …… 153
２．管理技術者及び照査技術者資格表 …… 156

「付属資料目次」

１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表 …… 159

２．海上工事における関係法令一覧 …… 163

３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き …… 167
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合 …… 167
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合 …… 167
(3) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている
水域を除く水域で工事等を施工する場合 …… 168
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合 …… 169
(5) 漁港内で工事等を施工する場合 …… 170
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合 …… 171
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合 …… 172
(8) 水路測量を実施する場合 …… 174
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合 …… 175

４．船舶航行に関する報告手続の手引き …… 177
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報 …… 177
(2) 海難発生時の通報 …… 178
(3) 航路標識等事故発生時の通報 …… 178
(4) 海難報告 …… 179

第１編　共 通 編

第１章　総　　則

1－１　一　　般

１）港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、港湾及び港湾海岸に係る土質調査・環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

２）受注者は、「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで業務を履行しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査・既済部分検査等）にあたっては、予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第１０１条の３及び４に基づくものであることを認識しなければならない。

３）この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、契約書に添付されている図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書を含む）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

４）特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など、業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

1－２　用語の定義

１）「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書をいう。

２）「**契約書**」とは、港湾設計・測量・調査等業務契約書をいう。

３）「**設計図書**」とは、契約書第１条第１項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。なお、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、設計図書に含まれるものとする。

４）「**図面**」とは、入札に際して発注者が契約図書に添付した設計図等をいう。

なお、契約後、設計図書に基づき調査職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、調査職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

5）「**仕様書**」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。また、これらに明記されている適用すべき諸基準を含むものとする。

6）「**共通仕様書**」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに調査設計業務の順序、実施方法等業務を実施するうえで必要な技術的要求を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

7）「**特記仕様書**」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。

8）「**現場説明書**」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該業務の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。

9）「**入札説明書**」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。

10）「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。

11）「**発注者**」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。

12）「**受注者**」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

13）「**調査職員**」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議の職務を行う者で、契約書第９条第１項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。

14）「**総括調査員**」とは、「事務処理要領」に定める監督総括業務を担当し、受注者に対する指示、承諾及び協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち重要なものの処理、並びに設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年３月31日法律第35号第29条の３第１項）に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

15）「**主任調査員**」とは、「事務処理要領」に定める主任監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものは除く。）の処理及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理及び業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括調査員に報告を行うとともに、調査員の指揮監督を行う者をいう。

16）「**調査員**」とは、「事務処理要領」に定める一般監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち軽易なものの処理及び業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）及び設計図書の変更、業務の一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任調査員への報告を行う者をいう。

17）「**管理技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第１項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。

18）「**担当技術者**」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者をいう。

19）「**照査技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第11条第１項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。

20）「**同等の能力と経験を有する技術者**」とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

21）「**検査職員**」とは、契約書第32条第２項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。

22）「**提出**」とは、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、業務に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

23）「**通知**」とは、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

24）「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき調査職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させるこ

とをいう。

25）「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

26）「**報告**」とは、受注者又は管理技術者が発注者又は調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

27）「**申出**」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって要求又は意見を述べることをいう。

28）「**承諾**」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。

29）「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

30）「**立会**」とは、契約図書に示された項目について、調査職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。

31）「**質問**」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

32）「**回答**」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

33）「**協議**」とは、書面により契約図書の定めに基づき発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者が書面により契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

34）「**検査**」とは、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。

35）「書面」とは、手書き、印刷物の伝達物をいい、業務帳票管理システムを用いて作成及び**提出**等を行った書面を有効とする。ただし、やむを得ず、業務帳票管理システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。なお、書面の様式は「**1－ 9 提出書類**」によるものとする。

36）「業務写真」とは、調査設計業務段階ごとの状況一般やその他、特に調査職員が**指示**した箇所について、調査業務写真管理基準に基づき撮影したものを言う。なお、デジタル業務写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の小黒板情報電子化の推進について」（令和３年１月19日付け国港技第66号）に基づき、実施しなければならない。

37）「**打合せ**」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために調査職員と管理技術者が面談（テレビ会議等の利用も含む）により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

38）「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

39）「**協力者**」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

40）「**協力者等**」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。

41）「JIS」とは、日本産業規格をいう。

42）「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。

1－ 3　業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含まない）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が業務の実施のため調査職員との**打合せ**又は現地踏査を開始することをいう。

1－ 4　設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、調査職員に書面により**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

1－ 5　調査職員

１）発注者は、調査設計業務における調査職員を定め、受注者に**通知**するものとする。

２）調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、**指示**、**承諾**、**協議**等の職務を行うものとする。

３）調査職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合又はその他の理由により調査職員が受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合、受注者はその**指示**等に従うものとする。調査職員は、その**指示**等を行った後、７日以内に書面により受注者にその**指示**等の内容を**通知**するものとする。

４）当該業務における調査職員の権限は、契約書第９条第２項に規定した事項とする。

1－ 6　管理技術者

１）受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者１名を定め、発注者に**通知**するものとする。

なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。（設計共同企業体である場合を含む。）

2）管理技術者は、契約図書に基づき調査設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

3）管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）、又は別に示す「管理技術者及び照査技術者資格表」の資格（国土交通省登録技術者資格を含む）を有する技術者、又はＡＰＥＣエンジニア（業務に該当する分野）、又は土木学会土木技術者（特別上級、上級、１級）、又は博士（工学）あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）である者とする。

4）管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第２項に規定した事項とする。

ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に**通知**するものとする。

5）受注者又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。

6）管理技術者は、調査職員が**指示**する関連のある調査設計業務の受注者と十分に**協議**のうえ、相互の協力をし、業務を実施するものとする。

1－ 7　担当技術者

1）受注者は、業務の実施に先立ち、担当技術者を定めた場合は、調査職員に**通知**するものとする。

なお、担当技術者が複数にわたる場合、通知及びテクリス登録は８名までとする。ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に８名までとする。

2）担当技術者は、設計図書に基づき適正に業務を実施しなければならない。

3）測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなけらばならない。

1－ 8　照査技術者及び照査

1）受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に**通知**するものとする。

なお、照査技術者が複数にわたる場合、**通知**及びテクリス登録は１名までとする。また、受注者が設計共同企業体である場合においても設計共同企業体で１名までとする。

２）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、別に示す「管理技術者及び照査技術者資格表」の資格（国土交通省登録技術者資格を含む）を有する技術者又は、ＡＰＥＣエンジニア（業務に該当する分野）、又は土木学会土木技術者（特別上級、上級、１級）あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者である者とする。

３）照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めるものとする。

４）照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は調査職員の**指示**する業務の節目に照査技術者自身によりその成果の照査を行うものとする。

５）照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者の記名または署名のうえ管理技術者に**提出**するものとする。

６）管理技術者は、４）に規定する照査結果の**確認**を行うものとする。

1－ 9　提出書類

１）受注者は、契約図書の定めに従い、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく**提出**するものとする。

２）受注者は、提出書類を「２．提出書類様式集」に基づき調査職員に**提出**するものとする。それに定めのないものは、調査職員の**指示**する様式によるものとする。

３）受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が１００万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した｢登録のための確認のお願い｣をテクリスから調査職員宛にメール送信し、調査職員の**確認**を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。（受注者が設計共同企業体である場合は、構成員毎登録申請するものとする。）

また、受注者は、契約時において、予定価格が1，000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の**確認**を受けること。

登録の期日は次によるものとする。

(1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日以内とする。

(2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日以内とする。

(3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。

4）登録機関が受注者へ交付する「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者から調査職員への提示は必要ないものとする。

1－10　業務の打合せ等

1）調査職員と管理技術者は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、受注者は、その都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**するものとする。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2）調査設計業務の着手時、設計図書に定める業務の区切り段階で調査職員と管理技術者は**打合せ**を行うものとし、受注者は、その都度、その結果を書面（打合せ記録簿）に記録し相互に**確認**するものとする。

3）管理技術者は、業務遂行上疑義が生じた場合、すみやかに調査職員と**協議**するものとする。

4）調査職員及び管理技術者は「クイックレスポンス」に努める。

クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを**確認**し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するものである。

5）調査職員と管理技術者による**打合せ**は、テレビ・ＷＥＢ会議を活用するものとし、事前に調査職員と**協議**のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度調査職員と**協議**のうえ、変更できるものとする。

機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は発注者と受注者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーシ

ョンは発注者と受注者との**協議**にて決定する。

受注者は、打合せの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**するものとする。

1－11　業務計画書

1）受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を調査職員に**提出**するものとし、調査職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。

(1) 業務概要
(2) 業務実施方針（セキュリティに関する対策を含む）
(3) 業務工程表
(4) 業務組織表
(5) 打合せ計画
(6) 主要機器・主要船舶・機械
(7) 施設（検潮所、試験室等）
(8) 安全管理
(9) 環境保全対策
(10) 成果物の内容、部数
(11) 使用する主な図書及び基準
(12) その他必要事項

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。

2）受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を調査職員に**提出**するものとする。

1－12　基 準 面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1－13　資料等の貸与、返還及び修復

1）受注者は、調査設計業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与することができるものとする。

2）受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合、直ちに調査職員に返却するものとする。

3）受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損

傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4）受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。

1－14　作業時間

1）受注者は、当該業務に係る管理技術者、担当技術者及び協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。

2）受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。ただし、「1-19　**履行報告**」に定める週間工程表提出時に理由を付して調査職員に**提出・確認**をもって**承諾**を得たもので代用できるものとする。

1－15　諸法令・諸条例の遵守

受注者は、業務に関係する諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

1－16　関係官公庁への手続等

1）受注者は、業務に関係する諸法令、諸条例に基づき官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で業務の遂行に支障のないように手続きを行うものとする。

なお、受注者は、手続きに許可書等が発行される場合、その写しを調査職員に**提出**するものとする。

2）受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、調査職員に**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

1－17　地元関係者との交渉等

1）地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとする。受注者は**指示**がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。

2）受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに調査職員に**通知**し、調査職員と協力してその解決にあたるものとする。

1－18　土地等への立ち入り

1）土地又は水面への立ち入り許可又は**承諾**の手続きは、発注者又は調査職員が行うものとする。受注者は**指示**がある場合、これに協力をするものとする。

2）受注者は、第三者の土地等への立ち入りにあたり、あらかじめ身分証明書

交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯するものとする。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却するものとする。

3）受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ調査職員に**通知**するものとする。

4）受注者は、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合、直ちに調査職員に**通知**し、**指示**を受けるものとする。

5）受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき・さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ調査職員に**通知**するものとする。

通知を受けた調査職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。

受注者は**指示**がある場合、これに協力をするものとする。

1－19　履行報告

1）受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を「２.提出書類様式集」に定める様式に基づき作成し、調査職員に**提出**するものとする。ただし、業務工程計画と履行状況を比較できる工程管理表及び週間工程表等の様式を、事前に調査職員の**承諾**を得たうえで、履行状況として代用できるものとする。

2）受注者は、前項の規定に基づく履行報告の**提出**時に、設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を調査開始前に**通知**するものとする。

1－20　成果物の提出

1）受注者は、調査設計業務が完了した場合、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに調査職員に**提出**するものとする。

2）受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の**指示**を**承諾**した場合、履行期間途中において、成果物を部分**提出**するものとする。

3）受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。

1－21　検　　査

受注者は、契約書第32条第１項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に**提出**する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。

1）発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を**通知**するものとす

る。

2）検査職員は、調査職員及び管理技術者の**立会**いのうえ、次に掲げる**検査**を行うものとする。

(1) 調査設計業務の成果物

(2) 調査設計業務の管理状況

3）受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の**提出**を求められた場合、これに応じるものとする。

4）完了検査に要する費用は受注者の負担とする。

5）完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。

ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。

6）受注者は、**検査**職員が**修補**を**指示**した場合、**指示**された期限までに**修補**を終えるものとする。

7）**検査**職員が**修補**を**指示**した場合、**修補**の**完了**の**確認**は調査職員が行うものとする。

8）**検査**職員が**指示**した期間内に**修補**が完了しなかった場合、発注者は、契約書第32条第２項の規定に基づき**検査**の結果を受注者に**通知**するものとする。

9）**修補**の完了が**確認**された場合、その**指示**の日から**修補**完了の**確認**の日までの期間を、契約書第33条第３項に規定する期間に含めないものとする。

10）契約書第38条に規定する「指定部分」が完了した場合は、契約書第32条の**検査**の規定を準用して指定部分**検査**を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「**検査**」とあるのは「指定部分**検査**」とそれぞれ読み替えるものとする。

11）検査は、テレビ・ＷＥＢ会議による**検査**を行うことができるものとし、調査職員と**協議**により決定する。

機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は受発注者双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは受発注者間の**協議**にて決定する。

1－22　損　　害

1）受注者は、契約書第28条、第29条及び第30条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に**通知**するものとする。

2）契約書第30条第１項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号

に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。

(1) 波浪、高潮の場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 強風の場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(3) 降雨の場合

次のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80㎜以上

② １時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20㎜以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150㎜以上

(4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3）契約書第30条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

1－23 契約変更

1）発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。

(1) 調査設計業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 受注者と**協議**し、調査設計業務の実施上、必要があると認められる場合

(4) 契約書第27条の規定に基づき受注者が臨機の措置を行った場合

(5) 契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える業務内容の変更を行った場合

2）発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 第19条の規定に基づき受注者に**指示**した事項

(2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項

(3) その他受注者と**協議**で決定された事項

1－24　履行期間の変更

受注者は、契約書第23条に基づき履行期間の延長を求める場合、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が履行期間変更協議の対象であるか否かを調査職員と受注者との間で**確認**するものとし、調査職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。受注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された場合、**確認**された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第25条第２項に定める協議開始の日までに履行期間延長申請書を発注者に**提出**しなければならない。

1－25　一時中止

1）発注者は、契約書第20条第１項の規定により次の各号に該当する場合、受注者に**通知**し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

(1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の調査設計業務等の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不適当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により、調査設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合

(4) 災害等により、調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者及び協力者等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

2）発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の**指示**に従わない等、調査職員が必要と認めた場合、業務の中止内容を受注者に**通知**し、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3）発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要が生じた場合は、受注者と**協議**を行い、必要があると認めるときは、受注者に**通知**し、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

4）受注者は、前３項により業務を一時中止する場合、屋外で行う調査設計業務の現場を調査職員の**指示**により保全するものとする。

1－26　発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

1）契約書第28条に規定する一般的損害及び第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべきものとされた場合

2）発注者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合

1－27　受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

1）契約書第28条に規定する一般的損害及び第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合

2）契約書第41条に規定する契約不適合責任に係る損害

1－28　引渡し前における成果物の使用

1）発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき受注者に対して部分使用を**請求**することができるものとする。

(1) 別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合

(2) その他、特に必要と認められた場合

2）受注者は、部分使用に**承諾**した場合、発注者に部分使用承諾書とともに成果物を**提出**するものとする。

1－29　再 委 託

1）契約書第７条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできないものとする。

(1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。

(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。

2）受注者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を必要としないものとする。

3）受注者は、１）及び２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を得るものとする。

4）受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施するものとする。

なお、協力者が建設コンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないものとする。

1－30　成果物の使用

受注者は、設計図書に特別の定めがない場合、契約書第６条第５項の規定に従い、発注者の**承諾**を得て、成果物を発表することができるものとする。

1－31　守秘義務

１）受注者は、契約書第１条第５項の規定により、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

２）受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による**承諾**を得たときはこの限りではない。

３）受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「**1－11　業務計画書**」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

４）受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

５）取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

６）受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

７）受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

1－32　個人情報の取扱い

１）基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第57号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２）秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３）取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4）利用及び提供の制限

受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5）複写等の禁止

受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6）再委託の禁止

受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7）事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の**指示**があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8）資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を**指示**したときは、当該**指示**に従うものとする。

9）管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時**確認**することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について**報告**を求め、又は**検査**することができる。

10）管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特

定するなど管理体制を定め、「**1－11　業務計画書**」で示す業務計画書に記載するものとする。

11）従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1－33　業務管理

1）受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。

2）受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。

3）受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。

4）受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、調査職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に**承諾**を得るものとする。

5）受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水士を配置するものとする。

6）受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1－34　安全管理

1）受注者は、「港湾海洋調査安全管理指針　（一社）海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。

2）受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うものとする。

(1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。

(2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。

(3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。

3）受注者は、事故及び災害が発生した場合は、応急処置を講じるとともに、直ちに調査職員及び関係官公庁に**通知**するほか、遅滞なく別に定める「事故

災害発生報告書」を調査職員に**提出**するものとする。

4）受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。

5）受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。

(1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合

(2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合

なお、特記仕様書に作業時間帯の定めがある場合は、それに従うものとする。

6）受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除くものとする。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、調査職員及び関係官公庁に**通知**するものとする。

7）受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、調査職員及び関係官公庁に**通知**するものとする。

8）受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、調査職員及び関係官公庁へ直ちに**通知**し、**指示**を受けるものとする。

9）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。

10）受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

1－35　環境保全

1）受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。

2）受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、調査職員に**通知**するものとする。

また、受注者は、必要な環境保全対策を立て調査職員の**承諾**を得て、又は調査職員の**指示**に基づいて環境の保全に努めるものとする。

3）受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を取るものとする。

4）受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1－36　委員会等の設置

1）受注者は、特記仕様書に定めがある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。

なお、委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。

また、受注者は、委員会、検討会等に調査職員を出席させるものとする。

2）受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。

3）委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、「**1－23　契約変更**」の規定によるものとする。

1－37　工業所有権の取扱い

1）受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を得るものとする。

2）受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって**通知**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。

3）この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で**協議**して決定するものとする。

1－38　電子計算機の使用

1）受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パソコン程度の簡易計算機を用いる場合、又は汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を調査職員に**通知**するものとする。

2）受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めがある場合、それに従うものとする。

1－39　設計業務の条件

受注者は、予備設計又は基本設計における比較案の提案、もしくは、予備設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期限終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、細部設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期限終了技術を含む）に加えて、NETIS等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行い、調査職員と**協議**のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

1－40　低入札価格調査制度による調査

調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。

1－41　業務コスト調査

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては下記の事項に協力しなければならない。

① 業務コスト調査にかかる調査票等の作成を行い、業務完了の日から90日以内に発注者に**提出**するものとする。

なお、調査票については別途**指示**するものとする。

② **提出**された調査票等の内容を**確認**するため調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

1－42　調査等に対する協力

受注者は、当該業務が発注者の実施する労務費調査等の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

1－43　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場

合も同様とする。

2）1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に**報告**しなければならない。

3）1）及び2）の行為を怠ったことが**確認**された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と**協議**しなければならない。

1－44　行政情報流出防止対策の強化

1）受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2）受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、

速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

(2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ）本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ）電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ）電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3）発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、検査確認を行う場合がある。

1－45　新技術情報提供システム（NETIS）

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げ

る措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年３月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成30年５月24日、国官総第38号、国官技第50号、国営施第４号、国総公第10号）による必要な措置をとるものとする。

1）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「－ＶＥ」とされている技術）は活用効果調査表の**提出**を要しない。

2）受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に**提出**しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「－ＶＥ」とされている技術）は活用効果調査表の**提出**を要しない。

1－46　情報管理体制

1）受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を**提出**し、再度発注者の同意（情報管理体制の変更同意について）を得ること。

（確保すべき履行体制）

・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩しては

ならない。

2）本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

3）業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の**指示**に従うこと。

4）本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ**報告**すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

1－47　業務完成図書

1）業務完成図書は、電子納品によるものとする。

電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と**協議**のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。

2）受注者は、「地方整備局（港湾空港関係）の事業におけるオンライン電子納品実施要領」に基づき、電子成果をインターネット経由で納品するものとする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、調査職員と**協議**のうえ、電子媒体に格納して納品すること。

3）電子媒体の提出時はCD-R、DVD-R又はBD-Rを２部**提出**しなければならない。

4）「紙」による報告書を**提出**する場合は、設計図書に定める内容にて**提出**すること。

1－48　情報ネットワークの活用

（施工管理に関する情報化）

1）提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（業務帳票管理システム）を利用するものとする。

2）システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

第２編　測量・調査等業務

第１章　測量業務

第１節　深浅測量

1－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 1－ 2　測量準備

受注者は、測量を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。

1－ 1－ 3　基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、地方整備局又は海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。

ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

１．主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。

２．深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。

３．主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はＧＮＳＳ測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、ＧＮＳＳ測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければらない。

４．三角測量の辺長計算は、２個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　30㎝以内

補助基準点　：　50㎝以内

５．多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行わなければならない。

なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　30㎝以内

補助基準点　：　50㎝以内

6．ＧＮＳＳの観測方法は、２点の同時観測による干渉法とし、基地点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　15㎝以内

補助基準点　：　25㎝以内

7．交会法の座標計算は、３か所以上の基準点を用いて行わなければならない。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　30㎝以内

補助基準点　：　50㎝以内

8．測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものを用いるものとする。

なお、ＧＮＳＳを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1－ 1－ 4　簡易検潮等

受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

1－ 1－ 5　水深測量

1．検　　潮

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。

(2) 受注者は、次により検潮しなければならない。

① 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。

② 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を２回以上）によって、これを求め、補正するものとする。

③ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を１日１回以上観測して記録する。

(3) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。

① T.P.との関係を求める場合は、使用したG.S.B.M.の公表平均成果年度を明記する。

② 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

２．最低水面及び平均水面

受注者は、最低水面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ（https://www1.kaiho.mlit.go.jp）の平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示に掲げられたＺ０区分帯によるＺ０を減じた面を最低水面とするものとする。

$$DL = A_0' - Z_0$$

$$A_0' = A_1' + (A_0 - A_1)$$

ここで　ＤＬ　：最低水面

A_0　：基準検潮所の平均水面

A_0'：測量地検潮所の平均水面

A_1　：基準検潮所の短期平均水面

A_1'：測量地検潮所の短期平均水面

Z_0　：平均水面から最低水面までの値

３．水深測量

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行わなければならない。

(2) 海上測位

① 受注者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±２ｍ、１ａ級水域及び１ｂ級水域では±５ｍを確保できるものを使用しなければならない。

② 受注者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めなければならない。

③ 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

(3) 測　　深

① 測深機器

イ）受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及び航空レーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとする。なお、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則（保水海第13号（昭和58年４月27日）制定、保海沿第72号（令和６年８月５日全部改正））を準用するものとする。

ロ）特記仕様書に定めがなく、イ）により難い場合は、測量に先立ち調査職員に測深方法の**承諾**を得なければならない。

② 測深及び水深改正

イ）受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等より諸改正を行わなければならない。

ロ）受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の**確認**は行わなければならない。

ハ）受注者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を１日１回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのバーチェックを行わなければならない。

ニ）受注者は、バーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは２ｍごと、30m以深は５ｍごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。

③　作業条件

受注者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。

(4) 測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。

４．測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行わなければならない。

1－ 1－ 6 成　　果

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2．受注者は、必要に応じ次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに調査職員に**提出**しなければならない。

(1) 報 告 書

・件名
・測量場所
・測量期間
・測量区域図
・測量機器
・測定方法
・地形解析結果
・測量結果と考察

(2) 図　　面

・測深図

(3) 測量資料

・航跡図
・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はＧＮＳＳ測位記録）

1－ 1－ 7 照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針及び調査内容の適切性
(2) 測定記録と計算結果の整合性
(3) 測定記録と図面表現の整合性
(4) 既存資料、計画資料等との整合性
(5) 成果物の適切性

第２節　水路測量

1－ 2－ 1　適用の範囲

本節は、海洋情報部と地方整備局等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 2－ 2　測量準備

測量準備は、**第２編 1－ 1－ 2測量準備**を適用する。

1－ 2－ 3　基準点測量

１．基準点測量は、**第２編 1－ 1－ 3基準点測量**を適用するものとする。

２．最低水面及び平均水面は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、２．最低水面及び平均水面**を適用するものとする。

1－ 2－ 4　簡易検潮等

簡易検潮等は、**第２編 1－ 1－ 4簡易検潮等**を適用する。

1－ 2－ 5　水深測量

１．検　　潮

検潮は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、１．検潮**を適用する。

２．受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。

３．海上測位は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、３．水深測量、(2)海上測位**を適用する。

４．測　　深

(1) 測深機器

受注者は、水路測量業務準則（保水測第47号（昭和57年10月１日）制定、保海技第56号（令和６年８月５日全部改正））第11条に基づく測深機器により測深を行うものとする。なお、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則によるものとする。

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、３．水深測量、(3)測深、②　測深及び水深改正**を適用する。

①　受注者は、直下測深値を採用しなければならない。

ただし、斜測深の斜角度が５°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。

② 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は20°を超えてはならない。

③ 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

④ 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。

(3) 作業条件は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、３．水深測量、(3)測深 、③作業条件**を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。

① 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを**確認**するため、再度測深するものとする。

② 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

③ 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

④ 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

イ）比高が0.5m以下のもの。

ロ）局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

５．測深線間隔

(1) 受注者は、水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年４月１日海上保安庁告示第102号、令和６年３月21日海上保安庁告示第17号一部改正）に示す水域の区分毎に測深範囲を満足するように測深線間隔をとらなければならない。

(2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを**確認**できる測深線間隔を設定しなければならない。

(3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から30ｍ又は着岸最大船舶の船幅の1.5倍のうち広い範囲まで行うものとする。

(4) 受注者は、測深結果から判断して調査職員が最浅部の**確認**が必要と認めた場合、さらに密に測深をしなければならない。

６．測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って調査職員の**承諾**を得なければならない。

(1) 航跡図の整理

受注者は、10㎝間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。

① 海上測位点は、「・」又は「⊙」で示し、実線で結ぶものとする。

② 海上測位点の記入誤差は、0.5㎜以内とする。

③ 航跡図の縮尺は、測深図と同一とする。

(2) 水深測定資料の整理

① 受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を**確認**しなければならない。

なお、浅所が**確認**された場合は、調査職員に**通知**しなければならない。

② 受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行わなければならない。

なお、読みとり間隔は、航跡図上10㎜ごととする。

③ 受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。

(3) 地形解析

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。

(4) 測深図

① 受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面を作成しなければならない。

② 受注者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。

③ 受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。

(5) デジタル測量成果

受注者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。

① 水深については、経緯度水深ファイルとする。

② 水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。

1－ 2－ 6　関連調査

水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）

1－ 2－ 7　成　　果

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

２．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに調査職員に**提出**しなければならない。

(1) 報 告 書

- 件名
- 測量場所
- 測量期間
- 測量区域図
- 測量機器
- 測定方法
- 地形解析結果（岸線測量を実施した場合）
- 測量結果と考察

(2) 図　　面

- 測深図

(3) 測量成果

- デジタル測量成果
- 経緯度表※１
- 水路測量標等記事※１
- 検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合）※４
- 基準面決定簿
- メタ情報記録

(4) 測量資料

- 測定図（航跡図、原点図※１、岸測図※２、測深図※３、水深原稿図、拡大水深原稿図等）
- 測定帳簿（測角簿※３、測距簿※３、測深簿、測深誘導簿、験潮簿、原点計算簿※１、岸測簿※２等）

・測定記録（音響測深記録、験潮記録、電波又はＧＮＳＳ測位記録等）

※１　基準点測量を実施した場合。

※２　岸線測量を実施した場合。

※３　ＧＮＳＳを使用する場合は不要。

※４　検潮器を設置した場合。

1－ 2－ 8 照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針及び調査内容の適切性

(2) 測定記録と計算結果の整合性

(3) 測定記録と図面表現の整合性

(4) 既存資料、計画資料等との整合性

(5) 成果物の適切性

第３節　汀線測量

1－ 3－ 1　適用の範囲

本節は、汀線測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 3－ 2　測量準備

測量準備は、**第２編 1－ 1－ 2測量準備**を適用する。

1－ 3－ 3　基準点測量

基準点測量は、**第２編 1－ 1－ 3基準点測量**を適用する。

1－ 3－ 4　水準測量

１．水準測量

受注者は、測量近辺に水準点がない場合は、国家水準点より主要な基準点の標高を求めることを必要とする水準測量を実施しなければならない。

２．縦断測量

主要基準点及び補助基準点について往復水準測量を実施しなければならない。

３．横断測量

受注者は、特記仕様書の定めにより、主要基準点及び補助基準点を基準とし、汀線にほぼ直角方向へ10m間隔に基本水準面までの水準測量を実施しなければならない。なお、測定間隔は特記仕様書の定めによる。

1－ 3－ 5 成　　果

受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し、**提出**しなければならない。

- 観測手簿
- 計算簿
- 成果表
- 線形図
- 線形地形図（杭打設点網図）
- 縦断図面
- 横断図面
- 詳細平面図
- 点の記
- 精度管理表
- その他資料

1－ 3－ 6 照　　査

照査は、**第２編 1－ 1－ 7照査**を適用する。

第４節　地形測量

1－ 4－ 1　適用の範囲

本節は、地形測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 4－ 2　測量準備

測量準備は、**第２編 1－ 1－ 2測量準備**を適用する。

1－ 4－ 3　地形測量

TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。

なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、令和７年３月31日一部改正）を準用する。

1－ 4－ 4　成　　果

成果は、**第２編 1－ 3－ 5成果**を適用する。

1－ 4－ 5　照　　査

照査は、**第２編 1－ 1－ 7照査**を適用する。

第２章　環境調査業務

第１節　流況調査

2－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－ 1－ 2　調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

2－ 1－ 3　位置測量

１．受注者は、観測に先立ち調査職員に観測位置の**承諾**を得なければならない。

２．受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。

また、設置方法は、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

３．本測量においてＧＮＳＳを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2－ 1－ 4　流況観測

１．受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２．受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。

３．受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

2－ 1－ 5　解　　析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

2－ 1－ 6　成　　果

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。

２．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査

職員に**提出**しなければならない。

・件　　名
・調査場所
・調査期間
・調査位置図
・調査機器
・調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
・調査結果の整理及び解析
・調査結果と考察

2－ 1－ 7　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と流況調査内容の適切性
(2) 測定記録と既存資料の整合性
(3) 成果物の適切性

第２節　水質調査

2－ 2－ 1　適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－ 2－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

2－ 2－ 3　位置測量

1．受注者は、調査に先立ち調査職員に調査位置の**承諾**を得なければならない。

2．受注者は、本調査においてＧＮＳＳを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2－ 2－ 4　水質調査

1．受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２．採水・観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。

(2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

① 表層　海面下0.5m

② 中層　水深の1/2

③ 下層　海底面上1.0m

(3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。

(4) 受注者は、採取した試料に対し「表２－４　水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

2－ 2－ 5 分　　析

１．受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行わなければならない。

２．受注者は、「表２－４　水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。

なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。

３．受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに調査職員に**通知**しなければならない。

表２－４　水質試験方法

	試　験　項　目	試　　験　　方　　法
現場測定項目	気　　温	JIS K 0102-1 6.2
	水　　温	JIS K 0102-1 6.3
	色　　相	JIS標準色票
	臭　　気	JIS K 0102-1 11.2
	塩　　分	海洋観測指針5.3
	透　明　度	海洋観測指針 3.2
	濁　　度	JIS K 0102-1 9.3、9.4、9.5又は水中濁度計
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102-1 12又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素(DO)	JIS K 0102-1 21又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102-1 18

表２－４　水質試験方法

	試　験　項　目	試　　験　　方　　法
生活環境項目	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102-1 17
	浮遊物質(SS)	環告第59号付表8
	大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）
	全　窒　素	JIS K 0102-2 17.3、17.4又は17.5（17.5.3.2を除く。）
	全　り　ん	JIS K 0102-2 18.4（18.4.1.4 bを除く。）
	n－ヘキサン 抽出物質	JIS K 0102-1 22.3、22.4又は22.5
	亜　　鉛	JIS K 0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3、14.4又は14.5
	全 シ ア ン	JIS K 0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）又は環告第59号付表1
	鉛	JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5
	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の１及び２に掲げる場合にあっては、それぞれ１及び２に定めるところによる。） １　24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4 の b)による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 ２　24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合１に定めるところによるほか、規格K0170 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
	砒　　素	JIS K 0102-3　20.3、20.4又は20.5
	総　水　銀	環告第59号付表2
	アルキル水銀	環告第59号付表3
	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	チ ウ ラ ム	環告第59号付表5
	シ マ ジ ン	環告第59号付表6の第1又は第2

表２－４　水質試験方法

	試　験　項　目	試　　験　　方　　法
健康項目等	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2
	ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セ　レ　ン	JIS K 0102-3 26.2、26.3又は26.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8(硝酸性) JIS K 0102-2 14.2、14.3 又は 14.4（亜硝酸性）
	フ　ッ　素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸 10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 6 図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
	ホ　ウ　素	JIS K 0102-3 5.2、5.5又は5.6
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3（ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3に規定する方法を除く。）又は5.2.4（ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170－5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。）に定める方法
	銅	JIS K 0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6
	鉄（溶解性 ）	JIS K 0102-3 16.3、16.4若しくは16.5又は環告64号付表2
	マンガン（溶解性）	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5
	ク　ロ　ム	JIS K 0102-3 24.2
	有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあってはJIS K 0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
	アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6又は13.7（ただし、13.4、13.5又は13.6により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2又は13.2.4に規定する方法とする）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	1,2－ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	p－ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1

表２－４　水質試験方法

	試　験　項　目	試　　験　　方　　法
要監視項目	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシン銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	Ｅ　Ｐ　Ｎ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2
	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4、18.5又は4.5.3 に定める方法（ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
	モリブデン	JIS K 0102-3 27.2、27.3又は4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
	アンチモン	JIS K 0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1
	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2
	全マンガン	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102-3によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
	ウ　ラ　ン	JIS K 0102-3 30.2又は30.3
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日　環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号付表1

注）・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日　改正：環境省告示第35号　令和7年3月31日）を示す。

・「厚生省・建設省令第１号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第１号　昭和37年12月17日）を示す。
・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正：環境省告示第36号　令和7年3月31日）を示す。
・「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水規第121号　平成5年4月28日　改正：環水管69号　平成11年3月12日）を示す。
・「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水土発第040331005号　平成16年3月31日）を示す。
・「環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号　令和2年5月28日）を示す。

４．試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

５．観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

2－ 2－ 6 成　　果

成果物は、**第２編 2－ 1－ 6成果**を適用するものとする。

2－ 2－ 7 照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と水質調査内容の適切性

(2) 試験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第３節　底質調査

2－ 3－ 1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－ 3－ 2 調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

2－ 3－ 3　位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

2－ 3－ 4　底質調査

１．調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２．採泥・観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。

(2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。

(3) 受注者は、採取した試料に対し「表２－５　底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

３．底質試験

(1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。

(2) 受注者は、「表２－５　底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。

なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

(3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに調査職員に**通知**しなければならない。

表２－５　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表1	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2	
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考６に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.1	

表２－５　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54（準備作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考６に定める方法を除く。）		質調査方法Ⅱ.5.2	
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2に定める方法（JIS K 0102-4 7.2.4に定める方法を除く。）			
六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80％以上120％以下であるときに限り65.2（JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61（ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11	
ＰＣＢ	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4	
有機塩素化合物			環告第14号別表１で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定	
銅又はその化合物	JIS K 0102 52（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.4	

表２－５　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
ふっ化物	JIS K 0102 34（34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。）		底質調査方法Ⅱ.4.12	
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ.5.15	
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2－ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス－1,2－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,1－トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,2－トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,3－ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	

表２－５　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
チウラム	環告第59号付表5			
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1,4－ジオキサン	環告第59号付表7（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）		底質調査方法Ⅱ.6.12	
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 （ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課））	
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度（pH）			底質調査方法Ⅱ.4.4	
化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	
硫化物（Ｔ－Ｓ）			底質調査方法Ⅱ.4.6	
強熱減量（Ｉ－Ｌ）			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

注）・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号昭和46年12月28日　改正：環境省告示第35号　令和7年3月31日）を示す。
・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正：環境省告示第36号　令和7年3月31日）を示す。
・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第120725002号　平成2

4年 8月8日）を示す。

- 「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第56号　令和2年6月4日号外）を示す。
- 「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示13号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第35号　令和2年3月30日）を示す。
- 「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示68号　平成11年12月27日　改正：環境省告示第89号　令和4年11月25日号外）を示す。

2－ 3－ 5　分　　析

1．試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

2．観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

2－ 3－ 6　成　　果

成果は、**第２編 2－ 1－ 6成果**を適用するものとする。

2－ 3－ 7　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と底質調査内容の適切性

(2) 試験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第４節　騒音調査

2－ 4－ 1　適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－ 4－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

2－ 4－ 3　資料収集整理

受注者は、調査の実施に当り、既存資料、観測データ及び参考文献等を収集

整理し、分析しなければならない。

2－ 4－ 4　騒音調査

１．観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．測　　定

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。

(2) 受注者は、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示64号）」の定める方法により測定しなければならない。

(3) 受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

2－ 4－ 5　解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2－ 4－ 6　成　　果

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

２．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

- 件　　名
- 調査目的
- 調査地域（調査地域図添付）
- 測定地点（測定地点図添付）
- 調査項目
- 調査日時及び測定回数
- 調査方法及び使用機器
- 調査結果
- 調査結果の考察

2－ 4－ 7　協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と**協議**又は**報告**しなければならない。

2－ 4－ 8　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と騒音調査内容の適切性

(2) 測定記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第５節　振動調査

2－ 5－ 1　適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－ 5－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

2－ 5－ 3　資料収集整理

資料収集整理は、**第２編 2－ 4－ 3資料収集整理**を適用する。

2－ 5－ 4　振動調査

1．調査機器

受注者は、振動レベル計を用いなければならない。

なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

2．測　　定

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。

(2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定しなければならない。

(3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

2－ 5－ 5　解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2－ 5－ 6　成　　果

成果は、**第２編 2－ 4－ 6成果**を適用するものとする。

2－ 5－ 7　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

2－ 5－ 8　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と振動調査内容の適切性

(2) 測定記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第６節　悪臭調査

2－ 6－ 1　適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－ 6－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

2－ 6－ 3　資料収集整理

資料収集整理は、**第２編 2－ 4－ 3資料収集整理**を適用する。

2－ 6－ 4　悪臭調査

１．測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。

２．調査項目

受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査しなければならない。

３．測定方法

受注者は、「表２－６　悪臭物質成分濃度測定方法」、「表２－７　悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表２－８　悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表２－６　悪臭物質成分濃度測定方法

測　定　項　目	測　　定　　方　　法	摘　　要
アンモニア	環告第9号　別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号　別表第2	敷地境界及び発生源（発生源は、硫化水素のみ）
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号　別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号　別表第4	敷地境界及び発生源（発生源は、アセトアルデヒドを除く５物質）
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号　別表第5、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号　別表第6、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		
トルエン	環告第9号　別表第7、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
キシレン		
スチレン	環告第9号　別表第7又は別表10	敷地境界
プロピオン酸	環告第9号　別紙第8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表２－７　悪臭物質臭気濃度測定方法

測　定　項　目	測　　定　　方　　法	摘　　要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表２－８　悪臭物質排出成分濃度測定方法

測　定　項　目	測　　定　　方　　法	摘　　要
硫化水素	環告第9号　別表第2の3	
メチルメルカプタン		
硫化メチル		
二硫化メチル		

注）・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」（環境庁告示9号　昭和47年5月30日　改正：環境省告示45号　令和7年3月31日）を示す。
・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（環境庁告示63号　平成7年9月13日　改正：環境省告示46号　令和7年3月31日）を示す。

2－ 6－ 5　解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2－ 6－ 6　成　　果

成果は、**第２編 2－ 4－ 6成果**を適用する。

2－ 6－ 7　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する

2－ 6－ 8　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性

(2) 測定記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第３章　環境生物調査業務

第１節　プランクトン調査

3－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3－ 1－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

3－ 1－ 3　位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

3－ 1－ 4　プランクトン調査

１．調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。

３．試料の固定

(1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルａ測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。

(2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

3－ 1－ 5　分析、解析・考察

１．試料の同定・分析

(1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行わなければならない。

(2) 受注者は、クロロフィルａの測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行わなければならない。

２．調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3－ 1－ 6 成　　果

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。

２．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

・件　　名
・調査目的
・調査海域
・調査地点
・調査日時
・調査方法及び調査機器
・調査結果及び解析結果
・調査結果の考察

3－ 1－ 7 照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と調査内容の適切性
(2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
(3) 成果物の適切性

第２節　卵・稚仔調査

3－ 2－ 1 適用の範囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3－ 2－ 2 調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する

3－ 2－ 3 位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

3－ 2－ 4　卵・稚仔調査

１．調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。

３．試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

3－ 2－ 5　分析、解析・考察

１．試料の同定・分析

(1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。

(2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。

２．調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3－ 2－ 6　成　　果

成果は、**第２編 3－ 1－ 6成果**を適用する。

3－ 2－ 7　照　　査

照査は、**第２編 3－ 1－ 7照査**を適用する。

第３節　底生生物調査

3－ 3－ 1　適用の範囲

本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3－ 3－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

3－ 3－ 3　位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

3－ 3－ 4　底生生物調査

１．調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

３．試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3－ 3－ 5　分析、解析・考察

１．試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

２．調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3－ 3－ 6　成　　果

成果は、**第２編 3－ 1－ 6成果**を適用する。

3－ 3－ 7　照　　査

照査は、**第２編 3－ 1－ 7照査**を適用する。

第４節　付着生物調査

3－ 4－ 1　適用の範囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3－ 4－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

3－ 4－ 3　位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

3－ 4－ 4　付着生物調査

１．調査機材

受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

３．試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3－ 4－ 5　分析、解析・考察

１．試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

２．調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3－ 4－ 6　成　　果

成果は、**第２編 3－ 1－ 6成果**を適用する。

3－ 4－ 7　照　　査

照査は、**第２編 3－ 1－ 7照査**を適用する。

第５節　藻場調査

3－ 5－ 1　適用の範囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3－ 5－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

3－ 5－ 3　位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

3－ 5－ 4　藻場調査

１．調査機器

受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

３．試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3－ 5－ 5　分析、解析・考察

１．試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

２．調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

3－ 5－ 6　成　　果

成果は、**第２編 3－ 1－ 6成果**を適用する。

3－ 5－ 7　照　　査

照査は、**第２編 3－ 1－ 7照査**を適用する。

第６節　魚介類調査

3－ 6－ 1　適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3－ 6－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

3－ 6－ 3　位置測量

位置測量は、**第２編 2－ 2－ 3位置測量**を適用する。

3－ 6－ 4　魚介類調査

１．調査機材

受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

３．試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3－ 6－ 5　分析、解析・考察

１．試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

２．調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

3－ 6－ 6　成　　果

成果は、**第２編 3－ 1－ 6成果**を適用する。

3－ 6－ 7　照　　査

照査は、**第２編 3－ 1－ 7照査**を適用する。

第４章　気象・海象調査業務

第１節　気象調査

4－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4－ 1－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

4－ 1－ 3　風向・風速観測

１．観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．観　　測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち調査職員に機器の設置方法の**承諾**を得なければならない。

4－ 1－ 4　整　　理

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。

4－ 1－ 5　成　　果

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

２．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

- 件　　名
- 調査目的
- 観測場所
- 観測期間
- 観測機器
- 観測方法
- 観測並びに解析結果

・調査結果の考察

4－ 1－ 6 照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と気象調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第２節　波浪調査

4－ 2－ 1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4－ 2－ 2 調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

4－ 2－ 3 波高・波向観測

1．観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

2．観　　測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち調査職員に機器の設置方法の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

4－ 2－ 4 整　　理

整理は、**第２編 4－ 1－ 4整理**を適用する。

4－ 2－ 5 成　　果

成果は、**第２編 4－ 1－ 5成果**を適用する。

4－ 2－ 6 照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わな

ければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と波浪調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第３節　潮位調査

4－ 3－ 1　適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4－ 3－ 2　調査準備

調査準備は、**第２編 2－ 1－ 2調査準備**を適用する。

4－ 3－ 3　潮位観測

1．観測機器等

観測機器等は、**第２編 1－ 1－ 4簡易検潮等**、**1－ 1－ 5水深測量１．(1)**を適用する。

2．水準測量

水準測量は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量１．(2)**を適用する。

3．検　　潮

検潮は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量１．(2)**を適用する。

4－ 3－ 4　整　　理

整理は、**第２編 4－ 1－ 4整理**を適用する。

4－ 3－ 5　成　　果

成果は、**第２編 4－ 1－ 5成果**を適用する。

4－ 3－ 6　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と潮位調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第５章　磁気探査業務

第１節　磁気探査

5－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5－ 1－ 2　探査準備

受注者は、探査を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。

5－ 1－ 3　基準点測量

基準点測量は、**第２編 1－ 1－ 3基準点測量**を適用する。

5－ 1－ 4　磁気探査

１．探査機器等

(1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。

(2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。

(3) 受注者は、使用に先立ち調査職員に船位測定機及び音響測深機の**承諾**を得なければならない。

２．磁気探査

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。

なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の**承諾**を得なければならない。

(2) 磁気探査位置の測定方法は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、3．水深測量、(2)海上測位**を適用するものとする。

(3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、調査職員に**通知**しなければならない。

(5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。

(6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。

(7) 受注者は、磁気探査位置の**確認**を50ｍごとに行わなければならない。

(8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

5－ 1－ 5 解　　析

1．磁気量の単位はμwbとする。

2．受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

5－ 1－ 6 成　　果

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に**提出**しなければならない。

(1) 報 告 書

- 件　　名
- 探査場所
- 探査期間
- 探査位置図
- 探査機器
- 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
- 磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）

　なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。

- 総航跡図
- 磁気異常点位置図
- 解析結果の考察

(2) 資　　料

- 航跡図（原図）
- 船位測定簿
- 測定記録（磁気記録、音響測深記録）
- 磁気量算出基礎資料
- 磁気異常点集約資料
- 使用した磁気探査機の総合感度試験資料

5－ 1－ 7　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 探査方針及び探査内容の適切性

(2) 測定記録と計算結果の整合性

(3) 測定記録と図面表現の整合性

(4) 航跡と磁気異常点位置の的確性

(5) 成果物の適切性

第６章　潜水探査業務

第１節　潜水探査

6－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6－ 1－ 2　探査準備

探査準備は、**第２編 5－ 1－ 2探査準備**を適用する。

6－ 1－ 3　設　　標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

6－ 1－ 4　潜水探査

１．受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の**承諾**を得なければならない。

また、ＧＮＳＳを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２．受注者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行わなければならない。

なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

３．潜水探査

(1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。

(2) 受注者は、事前に探査機の性能表を調査職員に**提出**し、その**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、潜水探査により**確認**された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて調査職員と**協議**しなければならない。

(4) 受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は調査職員の**指**

示する場所で引き渡さなければならない。

(5) 受注者は、(4)以外の引き揚げられた異常物のリストを作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は調査職員の**指示**する場所で**確認**を受けなければならない。

(6) 受注者は、(5)のうち、調査職員が引き渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、調査職員の**指示**する場所で引き渡さなければならない。

(7) 受注者は、(4)(6)以外の引き揚げられた異常物の処分方法について、発注者と**協議**しなければならない。

(8) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、調査職員は、再度、潜水探査を**指示**するものとする。

4．残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の**確認**のできる標識を設置し、直ちに調査職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。

6－ 1－ 5 成　　果

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

- 件　　名
- 探査場所
- 探査期間
- 探査位置図
- 探査機器
- 探査方法
- 磁気異常物一覧表

  一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
- 確認された磁気異常物の写真集
- 磁気異常物の確認された位置図
- 探査結果の考察

第７章　水理模型実験業務

第１節　水理模型実験

7－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7－ 1－ 2　実験準備

受注者は、実験を行うに当り、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。

7－ 1－ 3　実　　験

受注者は、特記仕様書の定めにより実験を行わなければならない。

7－ 1－ 4　整理・解析

受注者は、特記仕様書の定めにより実験結果の整理及び解析を行わなければならない。

7－ 1－ 5　成　　果

１．受注者は、特記仕様書の定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要な事項は、その定めによらなければならない。

２．受注者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に**提出**しなければならない。

- 件　　名
- 実験場所
- 実験期間
- 実験機器
- 波浪特性
- 実験内容
- 解析方法
- 解析結果

7－ 1－ 6　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

7－ 1－ 7　照　　査

１．受注者は、特記仕様書の定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 実験方針と実験内容の適切性

(2) 実験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第３編　土質調査業務

第１章　土質調査業務

第１節　土質調査

1－ 1－ 1　適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 1－ 2　準　　備

１．受注者は、陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に**報告**し関係機関と**協議**のうえ、現場**立会い**等を行い位置・規模・構造等を事前に**確認**するものとする。

２．受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。

なお、機械及び用具は、使用に先立ち調査職員の**承諾**を得るものとする。

３．受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。

1－ 1－ 3　位置測量

１．受注者は、調査地点の測量基準点は調査職員の**指示**によらなければならない。

２．受注者は、調査地点の測量に際して**第２編 1－ 1－ 3基準点測量**に準ずるものとし、資料を調査職員に**提出**しなければならない。

1－ 1－ 4　足　　場

１．受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いなければならない。

なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち調査職員の**承諾**を得なければならない。

２．受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理しなければならない。

1－ 1－ 5　ボーリング

1．受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

2．受注者は、「表３－１　ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、この孔径によるものとする。

表３－１　ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ	ケーシングパイプ	
粘性土 砂質土 礫質土	66㎜	－	標準貫入試験、岩盤のコアリング
	86㎜	97㎜ (90)	シンウォールサンプリング（エキステンションロッド式）、孔内水平載荷試験、原位置ベーンせん断試験、ＰＳ検層、現場透水試験
	116㎜	127㎜ (118)	シンウォールサンプリング（水圧式)、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂・硬質粘性土・礫質土のサンプリング等)

（　）：内径を示す。

3．受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いなければならない。

4．受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止しなければならない。

特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止しなければならない。

5．掘進深さ

受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進しなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、速やかに調査職員に**通知**し、設計図書に関して調査職員と**協議**するものとする。

1－ 1－ 6　台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、**第３編 1－ 1－ 5ボーリング**を適用する。

1－ 1－ 7　原位置試験

１．標準貫入試験

(1) 受注者は、「JIS A 1219標準貫入試験方法」により1.0ｍごとに標準貫入試験を行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。

ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、調査職員の**指示**によるものとする。

(3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを**確認**しなければならない。

なお、孔底深さが５㎝以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行わなければならない。

２．原位置ベーンせん断試験

(1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ばなければならない。

(2) 受注者は、「JGS1411－2012原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行わなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行わなければならない。

３．電気式静的コーン貫入試験

(1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定しなければならない。

(2) 受注者は、「JGS1435－2012電気式コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行わなければならない。

(3) 受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行わなければならない。

ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、速やかに調査職員に**通知**し、設計図書に関して調査職員と**協議**するものとする。

４．孔内載荷試験

(1) 受注者は、使用する試験機の種類を使用に先立ち調査職員の**承諾**を得なければならない。

(2) 受注者は、「JGS1531-2012地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、「JGS3531-2012地盤の物性を評価するためのプレッシャーメ

ータ試験」及び「JGS3532-2012ボアホールジャッキ試験」により載荷試験を行わなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行わなければならない。

5．その他の原位置試験

受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行わなければならない。

6．検　　層

(1) PS検層

① 受注者は、「JGS1122－2012地盤の弾性波速度検層方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS検層を行わなければならない。

② 受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。

(2) その他の検層

受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。

7．観察試料の採取

(1) 受注者は、観察試料を１ｍごとに採取しなければならない。

ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難い場合、調査職員の**指示**に従うものとする。

(2) 受注者は、採取した観察試料を標本瓶に入れ、「表３－２　ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、調査職員に**提出**しなければならない。

表３－２　ラ ベ ル

件　　名	
試料番号	号　　番
採取深さ	m　～　　m
土 質 名	
色　　調	
N　　値	(回／30cm)
採取年月日	年　　月　　日
受注者名	

1－ 1－ 8　台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、**第３編 1－ 1－ 7原位置試験**を適用する。

1－ 1－ 9　乱れの少ない試料採取

１．軟らかい粘性土の試料採取

(1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合、「JGS 1221－2012 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。

(2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を1.5ｍごとに行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表３－３　サンプリングチューブ諸元」及び「図３－１　サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

(4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いなければならない。

表３－３　サンプリングチューブ諸元

名　　称	記号	仕　　様
材　　質		ステンレススチール（SUS－304）
内　　径	Ds	75㎜±0.5㎜
肉　　厚	t	1.5㎜～2.0㎜
刃先角度	α	６°±１°
刃先肉厚	t'	0.2㎜±0.05㎜
長　　さ		1,000㎜
偏 平 度		D_t（max）－D_t（min）＜1.5㎜
ただし、D_t（max）、D_t（min）はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。		

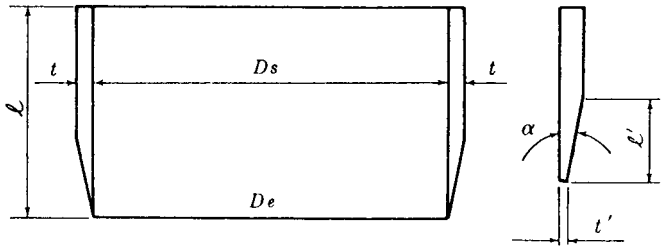

図３－１　サンプリングチューブ

(5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。

(6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを**確認**しなければならない。

なお、孔底深さが５㎝以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。

(7) 受注者は、エキステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全固定しなければならない。

また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定しなければならない。

(8) 受注者は、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込まなければならない。

なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の80%を目標とするものとする。

(9) 受注者は、サンプラー押し込み後、直ちに回転させないように引き上げなければならない。

(10)受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体しなければならない。

また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。

(11)受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。

① 件　　名

② ボーリング孔番号

③ 同一孔内の試料採取の順位

④　試料採取深さ
⑤　試料採取年月日
⑥　試料回収比（試料長／押込長）

表３－４　試料番号記入例

	件　　名	K12－５		12.75m～13.55m	１＝80／80	
頭	①	②	③	④	⑥	刃
部			Ｒ４－１－27			先
			⑤			

(12)受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないように直ちにパラフィンシール［パラフィン100に対して松脂３の割合（重量比)］を行わなければならない。
(13)受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を1.5 ㎝以上、頭部を３㎝以上の厚さでシールしなければならない。
(14)受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行わなければならない。

２．硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取
(1) 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222－2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223－2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224－2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。
　ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
(2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を1.5ｍごとに行わなければならない。
　ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
(3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。
(4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込まなければならない。

なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにしなければならない。

(5) 受注者は、「JGS1222－2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223－2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224－2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

(6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

(7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に１．軟らかい粘性土の試料採取(10)から(14)を適用し、取り扱わなければならない。

ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

３．乱れの少ない試料の取扱い

(1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。

(2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。

(3) 受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。

1－ 1－10 岩盤試料採取

岩盤試料採取は、**第３編 1－ 1－ 7原位置試験7. 観察試料の採取**を適用する。

1－ 1－11 土質試験

１．受注者は、JIS及びJGSに定める方法により土質試験を行わなければならない。

２．受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。

３．受注者は、試験に先立ち調査職員に土質試験場所及び試験装置の**承諾**を得なければならない。

４．調査職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を**指示**することがある。

1－ 1－12　成　　果

1．受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理しなければならない。

2．成 果

(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

(2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を調査職員に**提出**しなければならない。

・件　　名
・調査場所
・調査期間
・調査位置図
・土層断面図
・土質柱状図
・土質試験結果
・サンプリング記録
・土質定数深度分布（土性図）

原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。

(3) 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」に検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報公開及び利用の可否について、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入したうえで、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、「国土地盤情報データベース検定費」として計上する。

また、受注者は、電子納品の際に「一般財団法人国土地盤情報センター」から受領した検定証明書（PDFファイル）を、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【業務編】」に規定されている格納フォルダBORING/OTHRSに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを**報告**することとする。

1－ 1－ 13　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と土質調査内容の適切性

(2) 土質試験結果の適切性

(3) 成果物の適切性

第２節　音波探査

1－ 2－ 1　適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 2－ 2　探査準備

探査準備は、**第３編 1－ 1－ 2準備**を適用する。

1－ 2－ 3　位置測量

基準点測量は、**第２編 1－ 1－ 3基準点測量**を適用する。

1－ 2－ 4　音波探査

1．受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いなければならない。

2．受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。

3．受注者は、使用に先立ち調査職員に船位測定機の**承諾**を得なければならない。

4．音波探査

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行わなければならない。なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。

(2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査しなければならない。

(3) 水深測量は、**第２編 1－ 1－ 5水深測量、3. 水深測量**を適用する。

1－ 2－ 5　解　　析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行わなければならない。

1－ 2－ 6　成　　果

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に**提出**しなければならない。

(1) 報 告 書

・地質構造図
・測深図（深浅測量）
・調査結果と考察
・地質断面図
・航跡図

(2) 資　　料

・音波探査測定記録
・深浅測量

深浅測量資料は、**第２編 1－ 1－ 6成果、2. (3)測量資料**を適用するものとする。

1－ 2－ 7　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と音波探査内容の適切性
(2) 音波探査結果の適切性
(3) 成果物の適切性
(4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

第４編　設計等業務

第１章　設計業務

第１節　予備・基本設計

1－ 1－ 1　適用の範囲

１．本節は、港湾の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。

２．土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、**第４編 1－ 1－ 3設計条件**において取り扱うものとする。

３．施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための予備・基本設計に関する一般的事項は、**第４編 1－ 1－ 4構造形式の選定**において取り扱うものとする。

1－ 1－ 2　設計計画及び資料収集・整理

１．計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。

２．使用する基準及び図書

(1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年５月）（公社）日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ調査職員の**承諾**を得なければならない。

３．設計手法

(1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ調査職員に設計手法の**承諾**を得なければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。

(3) 受注者は、技術基準対象施設の設計にあたっては、適切な維持への配慮

の視点を取り入れた設計を行わなければならない。

4．特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ調査職員の**承諾**を得なければならない。

5．リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、調査職員の**指示**する様式によりリサイクル計画書を作成する。

1－ 1－ 3　設計条件

1．自然条件

(1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、調査職員にその決定結果の**承諾**を得なければならない。

2．材料条件

(1) 受注者は、JIS又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。

なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。

(2) 受注者は、(1)以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ調査職員の**承諾**を得なければならない。

3．施工条件

(1) 受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。

(2) 受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

1－ 1－ 4　構造形式の選定

1．受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。

なお、構造形式の選定は、調査職員の**承諾**を得なければならない。

2．受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。

3．受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物

に記載しなければならない。

4．受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

1－ 1－ 5　構造諸元の決定

1．概算数量

(1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断図及びその他作成した図面に基づき**第４編 1－ 1－ 4　構造形式の選定**１．の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。

(2) 受注者は、あらかじめ調査職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の**承諾**を得るものとする。

2．概算工事費

受注者は、１．で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。

なお、使用する単価はあらかじめ調査職員に**承諾**を得なければならない。

3．工事施工計画

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

1－ 1－ 6　図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

1－ 1－ 7　成　　果

1．受注者は、基本設計の成果として、「表４－１　予備・基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に**提出**するものとする。

表４－１　予備・基本設計成果物項目

成　果　物	内　　容
Ⅰ．報告書	
1）設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2）設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3）数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4）概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5）付帯構造物設計書	防舷材、係船柱等
6）設計書	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断図他必要な図面の作成
7）施工計画書	
8）リサイクル計画書	
Ⅱ．設計図面	

２．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表４－１　予備・基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

1－ 1－ 8　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

1－ 1－ 9　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 設計条件の適切性

(2) 設計方針及び設計内容の適切性

(3) 設計計算書と設計図との整合性

(4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性

(5) 最適構造形式の適切性

(6) 施工性

第２節　細部設計

1－ 2－ 1　適用の範囲

本節は、第１節　予備・基本設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 2－ 2　設計計画

設計計画は、必要に応じ、**第４編 1－ 1－ 2設計計画及び資料収集・整理**を適用する。

1－ 2－ 3　設計波の算定

１．受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。

２．受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

1－ 2－ 4　配筋計算

１．受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。

２．受注者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。

３．受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

４．受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

1－ 2－ 5　数量計算

１．受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。

２．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、１．で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。

３．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

1－ 2－ 6　図面作成

受注者は一般図、配筋図等を作成しなければならない。

1－ 2－ 7　付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

1－ 2－ 8　成　　果

1．受注者は、細部設計の成果として、「表４－２　細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

2．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表４－２　細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

表４－２　細部設計成果物項目

成　果　物	内　　容
Ⅰ．報告書	
1）設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案
2）細部設計計算書	
3）設計図面	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
4）計算書	
Ⅱ．設計図面	

1－ 2－ 9　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

1－ 2－10　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 設計条件の適切性

(2) 設計方針及び設計内容の適切性

(3) 設計計算書と設計図との整合性

(4) 数量計算内容の適切性

第３節　実施設計

1－ 3－ 1　適用の範囲

本節は、**第１節予備・基本設計**及び**第２節細部設計**で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 3－ 2　設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

なお、必要に応じ、**第４編 1－1－2設計計画及び資料収集・整理**を適用する。

1－ 3－ 3　図面作成

１．受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実施設計を行わなければならない。

２．受注者は、**第１節予備・基本設計**及び**第２節細部設計**で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。

なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。

３．受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

４．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

1－ 3－ 4　数量計算

１．受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。

２．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、１．で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。

３．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

1－ 3－ 5　成　　果

１．受注者は、実施設計の成果として、「表４－３　実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

表４－３　実施設計成果物項目

成　果　物	内　　容
Ⅰ．報告書	
１）設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
２）設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
３）数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
Ⅱ．設計図面	

２．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表４－３　実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

1－ 3－ 6　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

1－ 3－ 7　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性

(2) 数量算出内容の適切性

第２章　港湾計画等調査業務

第１節　港湾計画調査

2－ 1－ 1　適用の範囲

１．本節は、港湾空間の基本的な計画策定に係る港湾計画調査、港湾再開発調査、マリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、港湾利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

２．計画調査のために必要な港湾の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 3現況特性の把握**において取り扱うものとする。

なお、ここで取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。

３．港湾整備の基本的方針を策定するための調査に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 4基本的方針の策定**において取り扱うものとする。

４．港湾の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 5港湾利用の将来推計**において取り扱うものとする。

５．**第４編 2－ 1－ 3現況特性の把握**、**第４編 2－ 1－ 4基本的方針の策定**及び**第４編 2－ 1－ 5港湾利用の将来推計**における検討結果に基づき港湾の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 6施設計画及び土地利用計画**において取り扱うものとする。

６．以上の計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 7計画関連検討事項**において取り扱うものとする。

なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

７．**第４編 2－ 1－ 3現況特性の把握**から**第４編 2－ 1－ 7計画関連検討事項**における検討結果についての成果に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 8成果**において取り扱うものとする。

８．**第４編 2－ 1－ 3現況特性の把握**から**第４編 2－ 1－ 7計画関連検討事項**における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－ 9協議・報告**において取り扱うものとする。

９．**第４編 2－ 1－ 3現況特性の把握**から**第４編 2－ 1－ 7計画関連検討事項**

における検討結果についての照査に関する一般的事項は、**第４編 2－ 1－10 照査**において取り扱うものとする。

2－ 1－ 2　計画準備

１．計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案しなければならない。

２．使用する基準及び図書

(1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年５月）（公社）日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。

2－ 1－ 3　現況特性の把握

１．港湾の現況

(1) 受注者は、対象港湾の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、対象港湾の沿革、港湾施設の整備状況、施設利用状況を整理しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象港湾及び範囲を調査しなければならない。

２．自然条件

(1) 受注者は、対象区域の自然条件に係る調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－４　自然条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－４　自然条件に係る調査項目

区　分	分　類	調　査　項　目
地　勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
	河　川	流速、流量、流出土砂量
地　質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土　質	*N*値、粒度組成
気　象	風	風向、風速
	天　候	気温、降水量、降雪、濃霧、結氷、流氷
	台　風	通過頻度、コース、規模
海　象	潮　汐	潮位、高潮
	波　浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流　況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂　砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

３．社会・経済条件

(1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－５　社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－５　社会・経済条件に係る調査項目

区　分	分　類	調　査　項　目
社会条件	土　地	土地利用
	人　口	総人口、年齢構成、人口動態、世帯数
	労　働	労働力人口、産業別就業者数
	生　活	住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿・ごみ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生　産	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数
	所　得	県民所得、雇用者所得

4．産　　業

(1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（１次産業、２次産業、３次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－６　産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－６　産業に係る調査項目

区分	分　類	調　査　項　目
一次	農　　業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数
	漁　　業	漁業所帯数、就業者数、経営体数、漁船数、漁獲高、水産、加工品生産量
	林　　業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工　　業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積
	鉱　　業	従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商　　業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積
	観　　光	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート
	エネルギー	電力立地状況

5．貨客流動

(1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－７　貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－７　貨客流動に係る調査項目

区分	分　　類	調　　査　　項　　目
貨物	港湾貨物	港湾貨物量、陸上出入貨物量、港湾勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	港湾旅客	港湾旅客数
	地域間・内流動旅客	地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

６．交通体系

(1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－８　交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－８　交通体系に係る調査項目

区分	分　類	調　　査　　項　　目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路 幹線道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸送量、空港整備計画

７．地域開発計画

(1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。

(2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、港湾計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

８．地域指定状況

(1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－９　地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－９　地域指定状況に係る調査項目

分　　類	調　　査　　項　　目
自然公園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観法に基づく景観計画地域
港湾・漁港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定、類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制、水質汚濁防止法による規制

９．陸域・水域の環境及び利用現況

(1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の環境及び利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－10　陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表４－10　陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分　　類	調　　査　　項　　目
陸域環境利用現況	埠頭用地、港湾関連用地、緑地・水際線へのアクセス、景観
水域環境利用現況	航路、航路・泊地、泊地、小型船だまり、レクリエーション水域、漁業水域、景観

10．権利関係

(1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－11　権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表４－11　権利関係に係る調査項目

分　　類	調　　査　　項　　目
土　　地	所有者、借地権、地価
建　　物	所有権、借家権、価格
水　　域	漁業権

11．現況等把握結果の整理

受注者は、１．港湾の現況から10．権利関係までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

2－ 1－ 4　基本的方針の策定

１．調査対象港湾の位置付け

(1) 対象港湾への要請及び課題

受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象港湾に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。

(2) 対象港湾の位置付け

受注者は、前項の結果に基づき対象港湾の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

2．整備目標と主要施策

(1) 整備目標と主要施策の目標年次

整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。

(2) 整備目標と主要施策

受注者は、対象港湾の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。

(3) 空間利用の方針

受注者は、対象港湾に要請される機能を発揮するために原則として「表４－12　ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。

① 背後圏の土地利用状況又は開発計画

② 各ゾーン間の配置関係

③ 配置地点への適合度

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成しなければならない。

表４－12　ゾーン区分

物流関連	人流関連	交流拠点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション(水域含む)	環境保全	港湾業務関連
都市機能	船だまり関連	廃棄物処理
停泊	避泊	留保

2－ 1－ 5　港湾利用の将来推計

1．推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき港湾利用の将来推計を行わなければならない。

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

２．取扱貨物量

(1) 背後圏及び将来フレームの設定

受注者は、取扱貨物の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、工業出荷額及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

(2) 港湾取扱貨物量の推計

① 受注者は、港湾取扱貨物を公共貨物、専用貨物別に分け、さらに輸出入別、移出入別及び品目別、及びコンテナ貨物に分類して推計しなければならない。

なお、推計貨物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。

また、特記仕様書にコンテナ貨物の取扱い及び推計貨物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

② 受注者は、取扱貨物量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、企業ヒアリングを行わなければならない。

３．船舶乗降旅客者数

受注者は、目標年次における船舶乗降旅客者数を推計しなければならない。

2－ 1－ 6 施設計画及び土地利用計画

１．水域施設計画

(1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

２．外郭施設計画

(1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。

(3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに港湾の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

3．係留施設計画

(1) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱貨客の種類、数量、荷役方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

4．臨港交通施設計画

(1) 受注者は、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう港湾及びその周辺における交通の状況、他の港湾施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各港の実態に即して臨港交通施設を計画しなければならない。

5．小型船だまり計画

(1) 受注者は、小型船だまりの計画収容隻数に基づき施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、小型船の船種、船型及び隻数の現況並びに将来動向を把握のうえ、小型船の船種別、船型別隻数を推計し、既存施設の能力を考慮して小型船だまりの計画収容隻数を推計しなければならない。

なお、小型船の現況把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による**確認**を行うものとする。

(3) 受注者は、小型船舶の安全と円滑な利用が図られるよう、小型船だまりの規模及び配置を設定しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

6．マリーナ計画

(1) 受注者は、マリーナに関する基本的事項を検討のうえ、艇種別収容隻数を推計し、マリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、マリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。

① マリーナの背後圏

② マリーナの種類（性格及び役割）

③ 立地適性、活動適性、建設適性

(3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画マリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。

① 背後圏におけるプレジャーボートの保有隻数の現況及び将来動向

② 背後圏におけるプレジャーボートの艇種別、船型別隻数の推計

③ 周辺マリーナの保管見通し及び整備計画

なお、背後圏におけるプレジャーボートの保有状況の把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による**確認**を行うものとする。

(4) 受注者は、マリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。

① マリーナの有すべき機能と施設構成

② 水面保管・陸上保管割合と主要施設規模

③ 機能配置と動線計画

④ 施設配置と全体計画

(5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

7．港湾環境整備施設等計画

(1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）

① 受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。

② 受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。

③ 受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。

④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

(2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉砕施設、廃油処理施設等）

① 受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害液体物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。

② 受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。

③ 受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。

なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。

④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

８．土地造成及び土地利用計画

(1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。

土地利用の用途区分

① 埠頭用地　② 港湾関連用地
③ 交流厚生用地　④ 工業用地
⑤ 都市機能用地　⑥ 交通機能用地
⑦ 危険物取扱施設機能用地　⑧ 緑地用地
⑨ 廃棄物処理施設用地　⑩ 海面処分用地（海面処分・活用用地）
⑪ 公共用地

(2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、企業アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

2－ 1－ 7　計画関連検討事項

１．工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

２．整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、民

間、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

3．概算事業費の算出

(1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。

(2) 受注者は、当該港湾における実績、類似港湾の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

4．管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。

5．事業採算性

(1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。

(2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、調査職員の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

6．法線計画

(1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

7．開発効果

(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。

(2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。

(3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならない。

なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、

調査職員と**協議**するものとする。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならない。

(5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

8．実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

(1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題

(2) 計画を具体化していくために取り組むべき事業化に向けての課題

(3) 開発を進めるために港湾以外の部門に要請すべき課題

2－ 1－ 8 成　　果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2－ 1－ 9 協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

2－ 1－10 照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査事項及び方法は、次に掲げる事項とする。

(1) 使用する基準及び図書の適切性

(2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性

(3) 基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性

(4) 港湾利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性

(5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性

(6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

第２節　環境影響評価調査

2－ 2－ 1　適用の範囲

１．本節は、港湾及び港湾海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

２．環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 3自然条件・社会条件の把握**において取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。

３．環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 4環境に関する現況把握**においてを取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。

４．環境保全目標の検討に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討**においてを取り扱うものとする。

５．環境予測及び影響評価に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 6環境予測及び影響評価**においてを取り扱うものとする。

６．環境影響評価調査の成果の作成に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 7成果**においてを取り扱うものとする。

７．環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 8協議・報告**においてを取り扱うものとする。

８．環境影響評価調査の成果に係る照査に関する一般的事項は、**第４編 2－ 2－ 9照査**においてを取り扱うものとする。

2－ 2－ 2　計画準備

１．計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに「表４－13　調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。

また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表４－13　調査項目

項　　目	港湾計画	埋立事業	備　　考
自然条件、社会条件の把握	－	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	－	○	
影響予測及び影響評価	○ 完成後の予測	○ 施工中及び完成後の予測	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。

２．使用する基準及び図書

(1) 受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

2－ 2－ 3　自然条件・社会条件の把握

１．気象条件

(1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

２．水象条件

(1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

３．社会条件

(1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産

業等の項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

4．環境関連計画

(1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。

(2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

5．地域指定状況

(1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乗せ基準・横出し基準等等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。

(2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

2－ 2－ 4　環境に関する現況把握

1．大 気 質

(1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年５月８日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年７月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。

(5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

2．潮　　流

(1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況

を把握しなければならない。

(2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

3．水　　質

(1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、水質の状況を把握しなければならない。

(5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

4．底　　質

(1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年２月17日総理府令第６号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状

況を把握しなければならない。

(5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。

(6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

5．騒　　音

(1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年５月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

6．振　　動

(1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

7．悪　　臭

(1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければなら

ない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」（昭和47年５月30日総理府令第39号）に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。

(5)受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

８．自然環境

(1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握しなければならない。

2－ 2－ 5　環境保全目標の検討

１．受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。

２．受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

2－ 2－ 6　環境予測及び影響評価

１．大気質の予測及び影響評価

(1)受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。

(2)受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、**第４編 2－ 2－ 4環境に関する現況把握、１．大気質、(4)**に示す環境基準並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

２．潮流の予測及び影響評価

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。

(2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

３．水質の予測及び影響評価

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。

(2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、**第４編 2－ 2－ 4環境に関する現況把握、３．水質、(4)**に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価するものとする。

４．底質の影響評価

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、**第４編 2－ 2－ 4環境に関する現況把握、４．底質、(4)**に示す判定基準並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

５．騒音の予測及び影響評価

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測しなければならない。

(2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では**第４編 2－ 2－ 4環境に関する現況把握、５．騒音、(3)**に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

(3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日　厚生省・建設省告示第１号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

６．振動の予測及び影響評価

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。

(2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、**第４編 2－ 2－ 4環境に関する現況把握、６．振動、**(3)に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

７．悪臭の影響評価

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

８．自然環境の予測及び影響評価

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。

(2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに**第４編 2－ 2－ 5環境保全目標の検討、２．**の検討結果に照らして評価しなければならない。

９．環境保全対策及び環境監視計画の検討

(1) 受注者は、本節、環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

10．総合評価

(1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。

(2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

11. 環境影響評価書

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

2－ 2－ 7 成　　果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2－ 2－ 8 協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

2－ 2－ 9 照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 使用する基準及び図書の適切性

(2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性

(3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性

(4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性

(5) 環境予測における予測結果の適切度

(6) 影響評価における基準若しくは環境保全目標適用の適切性

(7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性

(8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

第３章　電算プログラム開発等業務

第１節　電算プログラム開発改良

3－ 1－ 1　適用の範囲

１．本節は、電算プログラム開発及び改良に関する一般的事項を取り扱うものとする。

２．システムの設計に必要なシステム分析に関する一般的事項は、**第４編 3－ 1－ 3システム分析**において取り扱うものとする。

３．プログラム設計に必要なシステム設計に関する一般的事項は、**第４編 3－ 1－ 4システム設計**において取り扱うものとする。

４．プログラム作成に必要なプログラム設計に関する一般的事項は、**第４編 3－ 1－ 5プログラム設計**において取り扱うものとする。

５．プログラム作成及びテストランに関する一般的事項は、**第４編 3－ 1－ 6 プログラム作成**において取り扱うものとする。

６．プログラムの引渡しに伴い必要となる一般的事項は、**第４編 3－ 1－ 7 プログラム引渡し**において取り扱うものとする。

3－ 1－ 2　計画準備

１．計画準備

受注者は、電算プログラムの開発又は改良の着手に先立ち対象プログラムの機能及び目的の整理を行わなければならない。

２．開発プログラムの著作権

受注者は、開発したプログラムの著作権を発注者に譲渡しなければならない。

ただし、プログラム開発を目的としない業務の遂行に際して開発したプログラムの著作権は、譲渡しないものとする。

3－ 1－ 3　システム分析

１．分析のための課題の把握

受注者は、特記仕様書に定める方策に基づき現行の業務処理形態における課題を把握しなければならない。

２．処理内容

受注者は、特記仕様書に定めるシステムの目的、機能、範囲及び処理内容

に基づきシステム分析を行わなければならない。

3－ 1－ 4　システム設計

1．システム全体の流れ図

(1) 受注者は、構成機器及びサブシステムを含むシステム全体の流れ図を作成し、提案しなければならない。

(2) 受注者は、システムにおけるデータの流れを明確にしなければならない。

2．構成機器

受注者は、特記仕様書に定める構成機器に必要な仕様、型名及び数量に基づきシステムを設計しなければならない。

3．入出力方式

受注者は、特記仕様書に定める入出力方式及びその内容に基づきプログラムを設計しなければならない。

3－ 1－ 5　プログラム設計

1．プログラムの理論

受注者は、特記仕様書に定める計算方式及びその他の必要な事項に基づきプログラムを設計しなければならない。

2．プログラムの流れ図

(1) 受注者は、開発するプログラムの処理状況を示す流れ図を作成しなければならない。

(2) 受注者は、「JIS X 0121 情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号」の記号を用い、流れ図を作成しなければならない。

(3) 受注者は、プログラム中に用いるサブルーチンごとの機能を示さなければならない。

3．使用言語、オペレーティングシステム

受注者は、特記仕様書に定める使用言語及びオペレーティングシステムによりプログラムを開発しなければならない。

4．画面、帳票、ファイル設計

(1) 受注者は、調査職員に入出力画面の構成の**承諾**を得なければならない。

(2) 受注者は、調査職員に入出力帳票（及びグラフィックス出力図）の様式の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、調査職員にプログラムで作成するファイルの形式及び書式の**承諾**を得なければならない。

3－ 1－ 6　プログラム作成

１．プログラム作成

(1) 受注者は、プログラムの作成に先立ちシステム分析、システム設計及びプログラム設計の結果を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

(2) 受注者は、プログラム設計結果に基づきプログラムを作成しなければならない。

２．テストラン

(1) 受注者は、事前に調査職員にテストランの内容の**承諾**を得なければならない。

(2) 受注者は、作成されたプログラムのテストランを行い、その結果を基に必要な修正を行わなければならない。

3－ 1－ 7　プログラム引渡し

１．概要説明書

受注者は、プログラムの目的、処理内容等を取りまとめた概要説明書を作成しなければならない。

２．システム説明書

受注者は、システム分析、システム設計、プログラム設計及び保守のための資料を取りまとめたシステム説明書を作成しなければならない。

３．利用マニュアル

受注者は、システム利用上の注意事項をとりまとめた利用マニュアルを作成するものとする。なお、利用マニュアルには処理方式、入出力方式及びメッセージの説明を記載しなければならない。

４．引 渡 し

受注者は、特記仕様書にインストール、デモンストレーション及び操作指導の定めのある場合、これに従わなければならない。

５．プログラムの保守

受注者は、特記仕様書に定める期間、プログラムのメンテナンスを行わなければならない。

3－ 1－ 8　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

3－ 1－ 9　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) プログラム開発の各段階での特記仕様書に定める事項との整合性

(2) システム分析の結果として把握された課題及びこれに基づく処理内容の適切性

(3) システム設計で作成されたシステム全体の流れ図の適切性

(4) プログラム設計で作成された流れ図の適切性

(5) プログラムのテストラン結果に基づく修正内容の適切性

(6) プログラムの概要説明書、システム説明書及び利用マニュアルの正確性及び適切性

第２節　電算計算

3－ 2－ 1　適用の範囲

１．本節は、電算計算に関する一般事項を取り扱うものとする。

２．電算計算に必要な資料収集整理に関する一般事項は、**第４編 3－ 2－ 3資量収集整理**において取り扱うものとする。

３．電算計算に必要な電算計算に関する一般事項は、**第４編 3－ 2－ 4電算計算**において取り扱うものとする。

3－ 2－ 2　計画準備

受注者は、電算計算の着手に先立ち、目的及び内容の整理を行わなければならない。

3－ 2－ 3　資料収集整理

受注者は、電算計算に必要な既往及び観測データ参考文献等を資料収集し、分析しなければならない。

3－ 2－ 4　電算計算

１．プログラム修正

受注者は、仕様電算機種の変更、計算条件の変更に伴いプログラムを修正しなければならない。

２．モデルの作成

(1) 受注者は、業務内容を検討し、項目の諸元、対象期間等の計算並びに調査設計計画に必要な条件を設定しなければならない。

(2) 受注者は、電算インプットするために必要な入力条件等を集計分析し、

入力データシートを作成しなければならない。

3．テストランの実施

(1) 受注者は、事前に調査職員にテストランの内容の**承諾**を得なければならない。

(2) 受注者は、作成されたプログラムのテストランを行い、その結果を基に必要な修正を行わなければならない。

4．解析・検討

受注者は、計算結果をプロッターを用いて図化し、解析に必要な資料を作成しなければならない。

3－ 2－ 5 成　　果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要な事項は、その定めによらなければならない。

3－ 2－ 6 協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

3－ 2－ 7 照　　査

1．受注者は、特記仕様書の定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) プログラム修正での特記仕様書に定める事項との整合性

(2) モデル作成での条件設定、データ作成の適切性

(3) プログラムのテストラン結果に基づく修正内容の適切性

(4) 計算結果の整理の適切性

第４章　技術開発等業務

第１節　技術開発

4－ 1－ 1　適用の範囲

１．本節は、技術開発に関する一般的事項を取り扱うものとする。

２．技術開発に必要な資料収集整理に関する一般的事項は、**第４編 3－ 2－ 3 資料収集整理**において取り扱うものとする。

３．技術開発に必要な電算計算に関する一般的事項は、**第４編 3－ 2－ 4電算計算**において取り扱うものとする。

4－ 1－ 2　計画準備

１．計画準備

受注者は、技術開発の着手に先立ち目的及び内容の整理を行わなければならない。

4－ 1－ 3　資料収集整理

１．資料収集整理

受注者は、技術開発に必要な既往及び観測データ参考文献等を資料収集し分析しなければならない。

4－ 1－ 4　解析・検討

受注者は、計算結果を整理し、解析に必要な基礎資料、図面等を作成しなければならない。

4－ 1－ 5　成　　果

成果は、**第４編 3－ 2－ 5成果**を適用する。

4－ 1－ 6　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

4－ 1－ 7　照　　査

１．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２．照査技術者が行う照査は次に掲げる事項とする。

(1) 解析・検討での特記仕様書に定める事項との整合性

第2節　調　　査

4－ 2－ 1　適用の範囲

1．本節は、調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2．調査に必要な資料収集整理に関する一般的事項は、**第４編 3－ 2－ 3資料収集整理**において取り扱うものとする。

3．調査に必要な電算計算に関する一般的事項は、**第４編 3－ 2－ 4電算計算**において取り扱うものとする。

4－ 2－ 2　計画準備

1．計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち目的及び内容の整理を行わなければならない。

4－ 2－ 3　資料収集整理

1．資料収集整理

受注者は、調査に必要な既往及び観測データ参考文献等を資料収集し分析しなければならない。

4－ 2－ 4　現地調査

受注者は、業務目的を遂行するために必要な既往及び観測データ参考文献等を収集整理し分析しなければならない。

4－ 2－ 5　解析・検討

受注者は、計算結果を整理し、解析に必要な基礎資料、図面等を作成しなければならない。

4－ 2－ 6　成　　果

成果は、**第４編 3－ 2－ 5成果**を適用する。

4－ 2－ 7　協議・報告

協議・報告は、**第２編 2－ 4－ 7協議・報告**を適用する。

4－ 2－ 8　照　　査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は次に掲げる事項とする。

(1) 解析・検討での特記仕様書に定める事項との整合性

調査業務写真管理基準

１章　総　　則

１）適用の範囲

本章は、港湾関係測量・土質等調査の写真（電子媒体によるものを含む）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

２）撮影一般

受注者は、調査設計業務の実施にあたり、次の写真を撮影し、調査職員に**提出**するものとする。

(1) 調査設計業務段階ごとの状況一般

(2) その他、特に調査職員が**指示**した箇所

３）撮影構成

(1) 受注者は、調査設計業務段階ごとの写真を現場条件の変更、臨機の措置、貸与物件、現場発生品及び調査中の安全管理を対象とし、調査実施中における状況を把握できるように撮影するものとする。

(2) 受注者は、同じ調査設計業務内容を繰り返す場合、代表的な１サイクルを撮影し、他のサイクルの撮影を省略することができるものとする。

(3) 受注者は、調査中の被災状況を撮影する場合、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況が比較できるように撮影するものとする。

４）撮影方法

(1) 受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の**確認**ができるように工夫して撮影するものとする。

(2) 受注者は、必要に応じて次の事項を記入した小黒板を入れ、撮影するものとする。

イ．調 査 名

ロ．調査の種類

ハ．測点番号

ニ．略　　図
ホ．撮影場所
ヘ．そ の 他

(3) 写真は、カラー写真とする。

５）整　　理

(1) 受注者は、写真を実施順序に従い、撮影ごとに各１枚を張り付け、必要に応じて各写真に撮影箇所、撮影年月日及び説明を記入するものとする。

(2) 受注者は、整理する写真の大きさを116㎜×82㎜(サービス判) 以上とし、アルバム又は報告書に整理するものとする。

また、アルバムの大きさはＡ－４判（21㎝×29.5㎝）程度とし、表紙には実施年度、調査名、受注者名を記入するものとする。

(3) 電子媒体を**提出**する場合は、原本としてCD-R又はDVD-Rを、その記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）とし、これ以外による場合には調査職員の**承諾**を得るものとする。

(4) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）

2章　深浅測量

工　　種	撮影区分	撮　影　項　目	撮　　影　　基　　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
1）深浅測量	施工管理	基準点測量及び設標	測量及び設標状況	測量及び設標時	
		使用船舶・機器等	測量船	測量及び機器の取付状況	船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影
		海上測位	使用機器	海上測位作業時	船上（海上）及び陸上の作業状況を撮影
			海上測位作業状況	海上測位作業時	
			測量船の誘導状況	海上測位作業時	
		測深	使用機器	測深作業時	
			測深作業状況	測深作業時	
			バーチェック作業状況	測深作業時	
2）水路測量					1）深浅測量を適用する。

工　種	撮影区分	撮　影　項　目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
1）磁気探査	施工管理	使用機器	磁気探査機	設置時	探査センサー及び記録計を撮影
			船位測定装置	設置時	
		使用船舶	音響測深機	設置時	船名及び安全標識（形象物）が判明できるように撮影
			曳船及び探査船	着手前	
		探査	探査状況	探査時	曳船及び探査船の探査状況
2）潜水探査	施工管理	使用船舶・機器等	潜水探査機器	探査前	探査機、簡易磁気探査計又は突棒
			潜水士船、安全監視船	探査前	探査状況。安全監視船（安全監視船が必要な場合）
		探査	海上位置出し状況	探査前	
			潜水探査状況	探査時	
			異常物揚収状況	揚収時	
		確認	揚収物確認検査状況	揚収後確認時	揚収物を確認し、撮影 形状寸法が判明できるように撮影
		揚収作業（残存爆発物発見時）	発見位置の標識設置	設置時	爆発物の位置に設置した標識を撮影
			揚収状況	揚収時	揚収状況（自衛隊の揚収状況）
			引渡状況	引渡時	引渡状況（形状寸法撮影を兼ねる。）

工　種	撮影区分	撮　影　項　目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
土質調査	施工管理	使用船舶・機械等	固定足場	組立時及び組立完了時	
			ボーリング機械	組立時及び組立完了時	
			据付状況	第１回据付時	
			試験機械器具	試験時	
			夜間標識等	適宜	位置、形式等が判明できるように撮影
		施工状況	調査位置測量状況	測量時	
			現地盤高又は 固定足場高	測量時	調査孔番号と測定結果を記入した小黒板を同時撮影
			測量状況	測量時	
			固定足場	移動中	
			ボーリング機械	掘進中	
			削孔用具	掘進中	
			サンプリング(乱れの 少ない試料採取)	押込中	
			原位置試験	試験中	
			室内土質試験	試験中	
		現場条件変更状況	標本	想定地盤と異なる標本を採取した時	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影
	品質管理	材料の確認	サンプリングチューブ	搬入時	長さの分かるメジャー等を同時撮影
		乱れの少ない試料採取後の状況	シール状況	採取後	
	出来形確認	出来形の確認	コアチューブ、ロッド等	掘進完了時	掘進長が確認できる方法（位置、深さを記入した小黒板及びメジャー等を同時撮影）

工　種	撮影区分	撮　影　項　目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
音波探査	施工管理	基準点測量及び設標	測量及び設標状況	測量及び設標時	
		使用船舶・機器等	測量船	測量船及び機器の取付状況	測量船名及び作業標識（形象物）が判明できるように撮影
		海上測位	使用機器	海上測位作業時	
			海上測位作業状況	海上測位作業時	
		測深	使用機器	探査作業時	
			測深作業状況	探査作業時	
			バーチェック作業状況	探査作業時	
		音波探査	使用機器	探査作業時	機器の種類・規格が判明できるように撮影
			探査作業状況	探査作業時	
		検潮	観測機器	設置時	機器の種類・規格が判明できるように撮影
			近景（施設の構造・機器の設置等を観測できるもの）	観測中	
			遠景(位置・観測状況)	観測中	

工　　種	撮影区分	撮　影　項　目	撮　　影　　基　　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
１）流況調査	施工管理	使用船舶・機器等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			調査船、標識類	観測時	標識類が判明できるように撮影
		観測状況	測定位置測量	観測時	
			水深測量	観測時	
			観測機器設置	観測時	
			観測	観測時	測定状況が判明できるように撮影
２）水質調査	施工管理	使用船舶・機器等	試料採取器、計測機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			海上測位機器	着工前	
			調査船、標識類	採水時	標識類が判明できるように撮影
			試料保管容器等	搬入時	
		採水状況	採取位置測量	採水時	
			水深測量	採水時	
			試料採取、測定	採水時	
			試料採取の処理	採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影
		試験	試験の項目､方法､状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影
３）底質調査	施工管理	使用船舶機器等、採泥状況、試験			２）水質調査を適用する。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
4）騒音調査	施工管理	測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判別できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景		測定中	
5）振動調査	施工管理	測定点の選定、測定機器、近景、遠景			4）騒音調査を適用する。
6）悪臭調査	施工管理	測定点の選定、測定機器、近景、遠景			4）騒音調査を適用する。
7）環境生物調査 (1) プランクトン調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況	試料採集時	試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況が判明できるように撮影
		試料の固定状況	試料の固定及び保管状況、生体試料	試料採集時	試料の固定及び保管状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影

工　種	撮影区分	撮　影　項　目	撮　影　基　準		注意事項及び説明
			撮　影　箇　所	撮　影　時　期	
(2) 卵・稚仔調査 (3) 底生生物調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器			(1) プランクトン調査を適用する。
		試料採集状況			
		試料の固定状況			
		試料の同定・分析状況			
(4) 付着生物調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 試料採集状況	試料採集時	試料採集点位置測量、試料採集状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
(5) 藻場調査	施工管理	使用船舶、航空機、試料採集機器	調査船、調査航空機 試料採集機器	着手前	調査船、調査航空機、試料採集機器が判明できるように撮影
		調査点及び調査線	調査点及び調査線位置測量	調査時	調査点及び調査線の位置測量が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集状況	試料採集時	試料の採集状況が判明できるように撮影
		生育調査状況	生育調査状況	調査時	生育調査状況が判明できるように撮影
			環境調査状況	調査時	環境調査状況が判明できるように撮影
		試料の同定･分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
(6) 魚介類調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料の採集機器	着手前	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	調査船の海上位置測量及び試料採集状況	試料採集時	調査船の海上位置測量及び試料採集状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1）気象観測	施工管理	観測機器	観測機器	観測中	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影 施設工事を伴う場合は、工事の経過を含む
	近景	施設の構造、機器取付機材等を理解できるもの	観測中		
	遠景	周辺の景観を含め、測定条件を理解し得る状況	観測中		
2）波浪観測	施工管理	測定点の選定	調査対象海域の全景	観測前・波浪状況を含む	
			測定点、近傍の状況	観測前	
		観測器材	観測機器	設置前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		海底設置状況	架台、機器	設置時	
		目視観測	目視観測（機器を含む）	観測中	
		船上による観測作業	近景、遠景	観測中	
3）潮汐調査	施工管理	観測機器	観測機器	設置前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		近景	施設の構造、機器の設置等を理解できるもの	観測中	副標の位置関係及び付近物標との立体関係が説明できるように撮影
		遠景	位置、観測状況	観測中	

添　付　資　料

添付資料目次

１．港湾工事等潜水作業従事者配置要領 …… 153

２．管理技術者及び照査技術者資格表 …… 156

１．港湾工事等潜水作業従事者配置要領

（平成29年3月23日 国港技第75号
港湾局長から各地方整備局特定部局長あて）

１）目　　的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水士」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

２）定　　義

(1) この要領において「港湾潜水技士」とは、一般社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。

(2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。

３）港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

(1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。

(2) 無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に**提出**し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として**承諾**を得た者にあっては、この限りではない。

４）潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

受注者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

(1) ２名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に**提出**し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして**承諾**を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として１名を配置するものとする。

(2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。
イ．作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮
ロ．潜水士等に対する指導又は監督
ハ．異常時等における措置
ニ．他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合）
ホ．合図者の指名
ヘ．合図の統一
(3) ３名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に**提出**し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして**承諾**を得た者を含む）の中から、管理者として１名を配置するものとする。
(4) 管理者は、次の業務を行なうものとする。
イ．潜水作業全般の統括業務と管理
ロ．指揮者及び潜水士等に対する指導
ハ．潜水作業全般の安全管理
ニ．他の作業関係者との連絡・調整
(5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。

５）実施体制の表示

受注者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名、資格認定番号、有効期限並びに指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

なお、監督職員から請求のあった場合には、「港湾潜水技士手帳」の写しを提示しなければならない。

６）資格証書等の携行

受注者は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として**承諾**を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

７）資格の有効期限の確認

受注者は、潜水士に対し「港湾潜水技士手帳」の写しを提出させ、資格の有効期間を確認するものとする。

（別　表）

作　　業　　区　　分	
１．構造物基礎	６．水中鋲打
２．構造物設置据付	７．水中探査
３．水中コンクリート	８．水中調査測量
４．水中掘削	９．その他 （前記に属さない作業）
５．水中溶接溶断	

注）上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあっては、当該資格を有していなければならない。

２．管理技術者及び照査技術者資格表

港湾及び港湾海岸に係る設計・測量・調査等業務について、下表を適用する。

業務 ＼ 資格内容	測量		探査工	土質調査	環境調査	気象・海象調査	計画調査	環境影響評価	設計	技術開発	電算プログラム開発	維持管理計画調査	備考
	深浅測量	水路測量											
港湾海洋調査士													ただし、「環境調査」部門は環境調査の騒音調査、振動調査、悪臭調査を除く
「総合」部門	○		○	○	○	○							
「深浅測量」部門	○												
「危険物探査」部門			○										
「土質・地質調査」部門				○									
「環境調査」部門					○								
「気象・海象調査」部門						○							
シビルコンサルティングマネージャ													ただし、港湾関係の実務経験が３年以上ある者
「土質及び基礎」部門				○									
「地質」部門				○									
「建設環境」部門					○			○					
「港湾及び空港」部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
「河川、砂防及び海岸・海洋」部門 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
水路測量技術													
「１級（沿岸）」	○	○											
「１級（港湾）」	○	○											
地質調査技士				○									ただし、港湾関係の実務経験が大卒者は５年以上、高卒者は８年以上ある者 ただし、解析等調査（総合的な解析）を含まない場合に限る
基本情報技術者											○		
海洋・港湾構造物維持管理士									○			○	ただし、設計は維持管理に関する業務に限る
海洋・港湾構造物設計士									○	○		○	ただし、技術開発は設計に関する業務に限る

※下線は、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分は「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」による）

※1　海岸に関する業務のみ適用

付　属　資　料

付属資料目次

１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表 …… 159

２．海上工事における関係法令一覧 …… 163

３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き …… 167
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合 …… 167
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合 …… 167
(3) 港湾区域及び56条第１項の規定により公示されている
水域を除く水域で工事等を施工する場合 …… 168
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合 …… 169
(5) 漁港内で工事等を施工する場合 …… 170
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合 …… 171
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合 …… 172
(8) 水路測量を実施する場合 …… 174
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合 …… 175

４．船舶航行に関する報告手続の手引き …… 177
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報 …… 177
(2) 海難発生時の通報 …… 178
(3) 航路標識等事故発生時の通報 …… 178
(4) 海難報告 …… 179

１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表

編	章	節	JIS番号	JGS番号	試　験　名　称	制定年月	改正年月	確認年月
第２編　測量・調査等業務								
	第２章　環境調査業務							
		第２節　水質調査						
		２－２－４　水質調査						
		２－２－５　分　析						
			K 0102		工場排水試験方法	1964. 2	2019. 3	2023.10
			K 0102-1		工業用水・工場排水試験方法－第１部：一般理化学試験方法	2021. 5		
			K 0102-2		工業用水・工場排水試験方法－第２部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん	2022.10		
			K 0102-3		工業用水・工場排水試験方法－第３部：金属	2022.10		
			K 0102-4		工業用水・工場排水試験方法－第４部：有機物	2024.7		
			K 0102-5		工業用水・工場排水試験方法－第５部：微生物及び生物学的影響	2024.10		
			K 0125		用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法	1987. 2	2016. 3	2020.10
			K 0170-5		流れ分析法による水質試験方法－第５部：フェノール類	2011.3	2019.3	2023.10
			K 0170-6		流れ分析法による水質試験方法－第６部：ふっ素化合物	2011.3	2019.3	2023.10
			K 0170-7		流れ分析法による水質試験方法－第７部：クロム(Ⅳ)	2011. 3	2019.3	2023.10

注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和７年３月時点）についてのものである。

編	章	節	JIS番号	JGS番号	試　験　名　称	制定年月	改正年月	確認年月
		第３節　底質調査						
		２－３－４　底質調査						
			K 0093		工業用水・工場排水中のポリクロロビフェニル(ＰＣＢ)試験方法	1974. 5	2006. 3	2020.10
			K 0102		工場排水試験方法	1964. 2	2019. 3	2023.10
			K 0102-1		工業用水・工場排水試験方法－第１部：一般理化学試験方法	2021. 5	2023. 7	
			K 0102-2		工業用水・工場排水試験方法－第２部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん	2022.10		
			K 0102-3		工業用水・工場排水試験方法－第３部：金属	2022.10		
			K 0102-4		工業用水・工場排水試験方法－第４部：有機物	2024. 7		
			K 0125		用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法	1987. 2	2023. 7	2020.10
			A 1202	0111-2009	土粒子の密度試験方法	1950.11	2020. 3	2024.10
			A 1204	0131-2009	土の粒度試験方法	1950.11	2020. 3	2024.10
			K 0312		工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法	1999. 9	2020. 3	2024.10
	第１章　土質調査業務							
		第１節　土質調査						
		１－１－７　原位置試験						
			A 1219		標準貫入試験方法	1961.12	2023. 3	2017.10
				1411-2012	原位置ベーンせん断試験方法			
				1435-2012	電気式静的コーン貫入試験方法			
				1122-2012	地盤の弾性波速度検層方法			
		１－１－９　乱れの少ない試料採取						

注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和７年３月時点）についてのものである。

編	章	節	JIS番号	JGS番号	試　験　名　称	制定年月	改正年月	確認年月
				1221-2012	固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法			
				1222-2012	ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法			
				1223-2012	ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法			
				1224-2012	ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法			
		1－1－11　土質試験						
			土質試験は、ＪＩＳ及び地盤工学会の規定（ＪＧＳ）による試験方法によらなければならない。					
			土質試験のＪＩＳ・ＪＧＳには次のものがある。					
			Ａ 1201	0101-2009	地盤材料試験のための乱した土の試料調製方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1202	0111-2009	土粒子の密度試験方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1203	0121-2009	土の含水比試験方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1204	0131-2009	土の粒度試験方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1205	0141-2009	土の液性限界・塑性限界試験方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1209	0145-2009	土の収縮定数試験方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1210	0711-2009	突固めによる土の締固め試験方法	1950. 11	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1211	0721-2009	ＣＢＲ試験方法	1953. 7	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1214		砂置換法による土の密度試験方法	1953. 12	2024. 6	2022. 11
			Ａ 1215		道路の平板載荷試験方法	1953. 12	2024. 6	2022. 11
			Ａ 1216	0511-2009	土の一軸圧縮試験方法	1958. 7	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1217	0411-2009	土の段階載荷による圧密試験方法	1960. 3	2021. 3	2019. 10
			Ａ 1218	0311-2009	土の透水試験方法	1961. 3	2020. 3	2024. 10
			Ａ 1219		標準貫入試験方法	1961. 12	2023. 3	2017. 10
			Ａ 1220		機械式コーン貫入試験方法	1976. 11	2024. 6	2022. 11
			Ａ 1221		スクリューウェイト貫入試験方法	1976. 11	2020. 10	2017. 10

注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和７年３月時点）についてのものである。

編	章	節	JIS番号	JGS番号	試　験　名　称	制定年月	改正年月	確認年月
			1－1－12　成　果					
			土質試験結果の整理方法は原則としてＪＩＳ及び地盤工学会（ＪＧＳ）の指定する様式によるものとする。					
			上記ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表に同じ。					
第４編　設計等業務								
	第３章　電算プログラム開発等業務							
		第１節　電算プログラム開発改良						
			３－１－５　プログラム設計					
			X 0121		情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号	1970. 4	1986. 2	2021. 6

注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和７年３月時点）についてのものである。

２．海上工事における関係法令一覧

分　　類	法　　令　　名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法　（昭和52．6．1法律第62号）
	同　施行規則　（昭和52．7．1運輸省令第19号）
	海上交通安全法　（昭和47．7．3法律第115号）
	同　施行令　（昭和48．1.26政令第５号）
	同　施行規則　（昭和48．3.27運輸省令第９号）
	港則法　（昭和23．7.15法律第174号）
	同　施行令　（昭和40．6.22政令第219号）
	同　施行規則　（昭和23.10．9運輸省令第29号）
	水路業務法　（昭和25．4.17法律第102号）
	同　施行令　（平成13.12.28政令第433号）
	同　施行規則　（昭和25．7.26運輸省令第55号）
	航路標識法　（昭和24．5.24法律第99号）
	同　施行規則　（昭和24．6.25運輸省令第30号）
	水難救護法　（明治32．3.29法律第95号）
	同　施行令　（昭和28．8.31政令第237号）
	同　施行規則　（明治32．7.29逓信省令第35号）
	海難審判法　（昭和22.11.19法律第135号）
	同　施行令　（昭和23．3．6政令第54号）
	同　施行規則　（昭和23．4．2運輸省令第８号）
	船舶法　（明治32．3．8法律第46号）
	同　施行細則　（明治32．6.12逓信省令第24号）
	内航海運業法　（昭和27．5.27法律151号）
	同　施行令　（令和 4．1．4政令第７号）
	同　施行規則　（昭和27．7．2運輸省令第42号）
港湾等整備に関する法令	港湾法　（昭和25．5.31法律第218号）
	同　施行令　（昭和26．1.19政令第４号）
	同　施行規則　（昭和26.11.22運輸省第98号）
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 （平成19．3.26国土交通省令第15号）

分　　類	法　　令　　名
	漁港漁場整備法　(昭和25. 5. 2法律第137号) 同　施行令　(昭和25. 7.28政令第239号) 同　施行規則　(昭和26. 7.17農林省令第47号) 海岸法　(昭和31. 5.12法律第101号) 同　施行令　(昭和31.11. 7政令第332号) 同　施行規則　(昭和31.11.10農林省、運輸省、建設省令第１号) 公有水面埋立法　(大正10. 4. 9法律第57号) 同　施行令　(大正11. 4. 8勅令第194号) 同　施行規則　(昭和49. 3.18 運輸省、建設省令第１号)
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45.12.25法律第136号) 同　施行令　(昭和46. 6.22政令第201号) 同　施行規則　(昭和46. 6.23運輸省令第38号) 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5運輸省令第50号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45.12.25法律第137号) 同　施行令　(昭和46. 9.23政令第300号) 同　施行規則　(昭和46. 9.23厚生省令第35号) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3. 4.26法律第48号) 同　施行令　(平成 3.10.18政令第327号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 5.31法律第104号) 同　施行令　(平成12.11.19政令第495号) 同　施行規則　(平成14. 3. 5 国土交通省、環境省第１号)

分　　類	法　　令　　名
	水質汚濁防止法　(昭和45.12.25法律第138号) 同　施行令　(昭和46. 6.17政令第188号) 同　施行規則　(昭和46. 6.19 総理府、通商産業省令第２号) 水産資源保護法　(昭和26.12.17法律第313号) 同　施行令　(昭和27. 6.14政令第194号) 同　施行規則　(昭和27. 6.16農林省令第44号) 自然環境保全法　(昭和47. 6.22法律第85号) 同　施行令　(昭和48. 3.31政令第38号) 同　施行規則　(昭和48.11. 9総理府令第62号)
自然公園に関する法令	自然公園法　(昭和32. 6. 1法律第161号) 同　施行令　(昭和32. 9.30政令第298号) 同　施行規則　(昭和32.10.11厚生省令第41号)
危険物に関する法令	火薬類取締法　(昭和25. 5. 4法律第149号) 同　施行令　(昭和25.10.31政令第323号) 同　施行規則　(昭和25.10.31通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35.12.28総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8.20運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9.26政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9.29総理府令第55号)
火災防止に関する法令	消防法　(昭和23. 7.24法律第186号) 同　施行令　(昭和36. 3.25政令第37号) 同　施行規則　(昭和36. 4. 1自治省令第６号)

分　　類	法　　令　　名
交通安全に関する法令	道路交通法　(昭和35. 6.25法律第105号)
	同　施行令　(昭和35.10.11政令第270号)
	同　施行規則　(昭和35.12. 3総理府令第60号)
	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　(昭和42. 8. 2法律第131号)
	同　施行令　(昭和42.12.18政令第363号)
	同　施行規則　(昭和42.12.22運輸省令第86号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法　(昭和 8. 3.15法律第11号)
	同　施行令　(昭和 9. 2. 1勅令第13号)
	同　施行規則　(昭和38. 9.25運輸省令第41号)
	船舶構造規則　(平成10. 3.31運輸省令第16号)
	船舶機関規則　(昭和59. 8.30運輸省令第28号)
	船舶設備規程　(昭和 9. 2. 1逓信省令第６号)
	船舶区画規程　(昭和27.11.14運輸省令第97号)
	船舶防火構造規則　(昭和55. 5. 6運輸省令第11号)
	満載喫水線規則　(昭和43. 8.10運輸省令第33号)
	船舶復原性規則　(昭和31.12.28運輸省令第76号)
	船舶救命設備規則　(昭和40. 5.19運輸省令第36号)
	船舶消防設備規則　(昭和40. 5.19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法　(昭和26. 4.16法律第149号)
	同　施行令　(昭和58. 2.12政令第13号)
	同　施行規則　(昭和26.10.15運輸省令第91号)
	船員法　(昭和22. 9. 1法律第100号)
	同　施行規則　(昭和22. 9. 1運輸省令第23号)
	船員労働安全衛生規則(昭和39. 7.31運輸省令第53号)
	船員保険法　(昭和14. 4. 6法律第73号)
	同　施行令　(昭和28. 8.31政令第240号)
	同　施行規則　(昭和15. 2.27厚生省令第５号)

３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港湾工事等許可申請書
根拠法令	港湾法37－1項、同令13、14
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域)
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良 （第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第２条第１項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56－１）

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	工事・作業許可申請書
根拠法令	港則法31－1項、45項、同則16、20-9
適用海域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき

書類の名称	工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書
提　出　者	工事又は作業の実施責任者
提　出　先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長
申 請 の 内 容	①　氏名及び住所 ②　工事又は作業の目的及び種類 ③　工事又は作業の期間及び時間 ④　工事又は作業の区域又は場所 ⑤　工事又は作業の方法 ⑥　その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(3) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
根　拠　法　令	港湾法56－3、同令20、同則29、30
適　用　海　域	港湾区域及び港湾法第56条第１項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数５００トン以上の船舶の係留施設）を建設又は改良する場合
提　出　者	工事等施工者
提　出　先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が２以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記　載　事　項	１）事　項 ①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ②　種類及び規模 ③　船舶許容能力、係留能力 ④　工事の開始及び完了の予定期日 ⑤　使用及び管理の計画 ２）添付書類 ①　次の事項を示し又は記載した書類 イ.諸元及び要求性能

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
	ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1／10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1／1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類

(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
根拠法令	海交法40、同則25	海交法41、同則27
適用海域	航路又はその周辺の政令で定める海域	左記以外の海交法適用海域
手続を必要とするとき	① 工事、作業をするとき又は変更するとき ② 工作物の設置、又は変更するとき	同 左 同 左
提出者	工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者	同 左
提出先	所轄海上保安部の長（所轄管区海上保安本部長あて）	所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長（所轄管区海上保安本部長あて）
提出部数	２部	同 左
記載事項	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 当該行為の種類 ③ 当該行為の目的	① 許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項 ② 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
	④　当該行為に係る場所 ⑤　当該行為の方法 ⑥　当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要 ⑦　当該行為の着手及び完了の予定期日 ⑧　工事又は作業をしようとする場合は イ．現場責任者の氏名及び住所 ロ．使用船舶の概要 ⑨　工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要 （添付書類） 位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図	じる措置の概要 ③　工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項 ④　工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項 ⑤　係留施設を設置しようとする場合は係留施設の使用計画 （添付書類） 位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類
他の法令との関係	港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である	

(5) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	漁港法39
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ①　工作物の建設若しくは改良 （水面又は土地の占用を伴うものを除く） ②　土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③　汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④　水面若しくは土地の一部の占用 （公有水面の埋立てによる場合を除く）
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）	同　左
手続を必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ①　土石（砂を含む）を採取すること ②　水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③　土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同　左
申請の内容	①　海岸保全区域の占用の目的 ②　海岸保全区域の占用の期間 ③　海岸保全区域の占用の場所 ④　施設又は工作物の構造 ⑤　工事実施の方法 ⑥　工事実施の期間	①　土石採取の場合 イ．採取の目的 ロ．採取の期間 ハ．採取の場所 ニ．採取の方法 ホ．採取量 ②　施設又は工作物の新設、改築の場合 イ．新設又は、改築する目的 ロ．新設又は、改築する場所

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
		ハ．新設又は、改築する 施設又は工作物の構造 ニ．工事実施の方法 ホ．工事実施の期間 ③　土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ．目　的、ロ．内　容 ハ．期　間、ニ．場　所 ホ．方　法

(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法20、21、22、33、同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海域公園地区
手続を必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ①　工作物を新築し、改築し、又は増築すること ②　木竹を伐採すること ③　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑥　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦　広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑧　屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨　水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑪　高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	⑫　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ⑬　山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑭　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ⑮　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑯　湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑱　前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
提　出　者	工事等施工者
提　出　先	国立公園区域　環境大臣 国定公園区域　都道府県知事
申請の内容	①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②　行為の種類 ③　行為の目的 ④　行為の場所 ⑤　行為地及びその付近の状況 ⑥　行為の施行方法 ⑦　着手及び完了の予定日

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	（添付図面等） ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ② 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面

(8) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書	
根拠法令	水路業務法6、同則2、3	
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量	
提出者	水路測量実施者	
提出先	実施する区域が２つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部（海上保安庁長官あて）	左記以外 所轄海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事　項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期　間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考（計画機関の担当者等）	

(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、14、21-2 同則9、11、18
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者
提出先	所轄海上保安（監）部 （管区海上保安本部長あて）	同左
記載事項	1）許可標識 （申請書） ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） （添付書類） ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書	1）許可標識 （申請書） ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 （添付書類） 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
	⑦　無線局免許状の写し （電波標識に限る） 2）届出標識 （届出書） 申請書記載事項のとおり （添付書類） 申請書添付書類のうち、 ①、②、③、⑤ の書類	2）事前（届出標識） （届出書） 申請書記載事項のとおり （添付書類） 申請書添付書類のうち、 ①、②、③、⑤の書類 3）事後（軽微な変更等） （届出書） 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 （添付書類） 申請書添付書類のうち、 ③、④の書類、用品の調書 4）休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、 ①～④ ⑤　休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥　廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦　再開の予定期日 ⑧　理　由

注）各手続きに併せて、許可(届出)標識の設置等の情報を漁業協同組合等の海域利用者へ事前周知する。

４．船舶航行に関する報告手続の手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報

<table>
<tr><td>名　　称</td><td>巨大船等の航行に関する通報（航路通報）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海交法22、同則12、13、14</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>長大物件をえい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第２条１項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき</td></tr>
<tr><td>通　報　者</td><td>船長又は船長の職務代行者</td></tr>
<tr><td>通　報　先</td><td>航路を担当する海上交通センター
<table>
<tr><td>航　路　名</td><td>航路担当事務所</td></tr>
<tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上
交通センター</td></tr>
<tr><td>伊良湖水道航路</td><td>伊勢湾海上
交通センター</td></tr>
<tr><td>明石海峡航路</td><td>大阪湾海上
交通センター</td></tr>
<tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路
宇高西航路、備讃瀬戸北航路
備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上
交通センター</td></tr>
<tr><td>来島海峡航路</td><td>来島海峡海上
交通センター</td></tr>
</table>
海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部</td></tr>
<tr><td>通報時期</td><td>①　最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで
②　変更通報：航路入航予定時刻の３時間前
以後その都度直ちに</td></tr>
<tr><td>通報手段</td><td>海上保安庁長官が告示で定める方法</td></tr>
<tr><td>通報事項</td><td>①　船舶の名称及び総トン数
②　長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水
（単位：メートル）</td></tr>
</table>

名　　称	巨大船等の航行に関する通報（航路通報）
	③　長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④　仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る） ⑤　航行しようとする航路の区間 ⑥　航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦　航路出航予定日時（同　上） ⑧　船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨　海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)

（注）(1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。
(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

(2) 海難発生時の通報

名　　称	海　難　報　告	海　難　報　告
根　拠　法　令	海交法43、同則29	港則法24
適　用　海　域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通　報　者	船　長	船　長
通　報　先	所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長
通　報　事　項	①　海難の概要 ②　標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同　左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名　　称	航路標識事故発生時の通報
根　拠　法　令	航路標識法25
適　用　海　域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域

名　　称	航路標識事故発生時の通報
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通　報　者	事故発見者
通　報　先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通報事項	事故状況

(4) 海難報告

名　　称	海　難　報　告　書
根拠法令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
報　告　者	船　長
報　告　先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報告時期	発生後遅滞なく
報告部数	３部
報告内容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船　名 ③ 船　質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域

名　　称	海　　難　　報　　告　　書
	⑧　主機の種類、箇数及び出力 ⑨　船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩　船長の住所及び氏名 ⑪　機関長の住所及び氏名 ⑫　海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号（船長、機関長） ⑬　発航港及び到着港 ⑭　事実発生の年月日時及び場所 ⑮　事故のてん末
様　　式	第４号
注	①　海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること ②　航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③　船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④　報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること

２．提出書類様式集

提出書類様式一覧（受注者作成分）

様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
1	業務工程表（業務工程表）	第 3条第 1項		管理技術者	発注者
2	保管金提出書	第 4条第 1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
3	保管金払渡請求書	第 4条第 1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
4	保管有価証券提出書	第 4条第 1項		受注者	取扱主任官
5	政府保管有価証券払渡請求書	第 4条第 1項		受注者	取扱主任官
6	保証書に係る領収書	第 4条第 1項		受注者	発注者
7	契約保証減額請求書	第 4条第 6項		受注者	発注者
8	権利義務譲渡等申請書	第 5条第 1項、第 2項		受注者	発注者
9	再委託承諾申請書	第 7条第 3項	1-29 3)	受注者	発注者
10	再委託通知書	第 7条第 4項		管理技術者	調査職員
11	管理技術者等通知書	第10条第 1項 第11条第 1項	1-6 1) 1-8 1)	受注者	発注者
12	管理技術者等変更通知書	第10条第 1項 第11条第 1項	1-6 1) 1-8 1)	受注者	発注者
13	担当技術者通知書		1-7 1)	受注者	調査職員
14	経歴書	第10条第 1項 第11条第 1項			
15	契約権限通知書	第10条第 3項	1-6 4)	受注者	発注者
16	履行報告書	第15条	1-19 1)		
17	措置結果通知書	第14条第 2項		受注者	調査職員
18	措置請求書	第14条第 3項		受注者	発注者
19	貸与物件等 受領書 借用書 返還	第16条第 2項、第 4項		管理技術者	(分任)物品管理官 各事務所長
20	貸与物件等 滅失 き損書 返還不能	第16条第 5項		管理技術者	(分任)物品管理官 各事務所長
21	履行条件確認請求書	第18条第 1項	1-4	管理技術者	調査職員
22	履行期間延長申請書	第23条第 1項		受注者	発注者
23	協議開始日通知書	第25条第 2項 第26条第 2項 第31条第 2項	1-23 1) 1-24 1)	受注者	発注者
24	臨機措置通知書	第27条第 2項		管理技術者	調査職員
25	損害発生通知書 （気象状況報告書） （損害額計算書）	第30条第 1項	1-22 1)	管理技術者	発注者
26	損害負担請求書	第30条第 3項		受注者	発注者
27	（指定部分）業務完了通知書	第32条第 1項 第38条第 1項、第 2項	1-20 1)	管理技術者	発注者
28	引渡書	第32条第 3項 第38条第 1項、第 2項		管理技術者	発注者
29	請求書 （指定部分計算書）	第33条第 1項 第35条第 1項、第 4項 第38条第 3項		受注者	支出官
30	部分使用承諾書	第34条第 1項	1-28 2)	管理技術者	調査職員
31	代理受領申請書	第39条第 1項		受注者	発注者
32	業務一時中止通知書	第40条第 1項		受注者	発注者

様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
３３	業務再開通知書	第40条第 1項		受注者	発注者
３４	解除通知書	第46条第 1項 第47条第 1項		受注者	発注者
３５	火災保険等加入通知書	第54条		管理技術者	発注者
３６	履行期間変更事前協議書	第23条	1-24	受注者	調査職員
３７	現場発生品調書		6-1-4 3.(4)	管理技術者	調査職員
３８	打合せ・確認等記録簿		1-10 1) 2)		
３９	休日調査業務願		1-14 2)	管理技術者	調査職員
４０	事故災害発生報告書		1-34 3)	受注者	各事務所長
４１	承諾申請・協議書	第25条第 1項 第26条第 1項 第31条第 1項		受注者	発注者
４２	身分証明書交付願		1-18 2)	管理技術者	発注者
４３	承諾書	第34条第 1項		受注者	発注者
４４	情報取扱者名簿及び情報管理体制図		1-46	受注者	発注者
４５	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更		1-46	受注者	発注者

１．用紙寸法は、Ａ４又はＡ３判とする。
２．書類の宛名について

・本官契約
支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○ ○ ○ ○

・分任官契約
分任支出負担行為担当官
○○地方整備局
○○事務所長
○ ○ ○ ○

※１．歳入歳出外現金出納官吏
出納官吏事務規程第１条第５項に基づき、歳入歳出外現金の出納保管をする出納官吏
※２．取扱主任官
政府保管有価証券取扱規程第３条の規程により任命された政府保管の有価証券を取扱う職員
※３．物品管理官
物品管理法第８条の規定により、各省各庁の長から物品の管理に 関する事務の委任を受けた職員
※４．支出官
会計法第24条の規定により、各省各庁の長から歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に関する事務の委任を受けた職員

様式番号　1-1

業 務 工 程 表（変更）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称
管理技術者氏名

下記業務の工程表を、契約書第３条第１項に基づき提出します。

記

１．業務の名称
１．契約年月日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．履行期間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日
※１．指定部分履行期間　　令和　　年　　月　　日

（注）１．変更の場合は、（変更）欄に変更回数を記入する。
　　２．※印は、指定部分のある場合に記入する。

様式番号　1-2

業 務 工 程 表（変更）

月　別 項目別	月 10日　20日	月 10日　20日	月 10日　20日	月 10日　20日	摘　　要

（注）１．変更の場合は、（変更）欄に変更回数を記入する。
　　２．変更の場合の工程は、当初の工程と対比できるように表示する。

様式番号　2

保管金提出書　　※

番　号	令和　　年度第　　号

（提出の事由）契約書第４条第１項第１号の契約保証金

○○地方整備局
歳入歳出外現金出納官吏
○○課長　○　○　○　○　殿

令和　　年　　月　　日

受注者　　住所

氏名

印　　鑑

上記事由により、下記金額を保管金として提出します。

金

契約件名

※

受　　入			
令和　　年　　月　　日			
○○課長			主　　務

※

現 金 出 納 簿 登 記	
令和　年　月　日	

注）１．契約保証金を支出負担行為担当官等の指定する日本銀行に払い込みのうえ、この際交付される保管金領収証書（日本銀行から歳入歳出外現金出納官吏宛）を添付して、提出すること。
２．※欄は記入しないこと。
３．保管金払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

様式番号　3

保管金払渡請求書

（払渡の事由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○○地方整備局
歳入歳出外現金出納官吏
○○課長　○　○　○　○　殿

令和　　年　　月　　日

印　　鑑

受注者　　住所

氏名

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保管金提出書の日付及び番号　　令和　　年　　月　　日　令和　　年度　第　　号

振込先

＿＿＿＿＿＿＿＿銀行　＿＿＿＿＿＿＿＿店

口座　　１．普通　　２．当座

名義（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店番号　　口座番号

＿＿＿＿＿＿＿＿　－　＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）（払渡の事由）欄には、契約件名及び完了による払渡しか契約変更による一部払渡しかの別を記入すること。

様式番号　4

保管有価証券提出書　※

番　号	令和　　年度第　　号

（提出の事由）契約書第４条第１項第２号の契約保証金の納付に代える担保

○○地方整備局
取扱主任官　○○課長　○　○　　○　○　殿

令和　　年　　月　　日

受注者　　住所

氏名

印　　鑑

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚　数	総額面	内訳				備　　考
			額　面	回記号	番　号	付属利賦札	

契約件名

※

現金出納簿登記	
令和　　年　　月　　日	

※

受　　入			
令和　　年　　月　　日			
○○課長			主　　務

（注）１．契約保証金の金額に相当する利付国債を支出負担行為担当官等の指定する日本銀行に払い込みのうえ、この際交付される政府保管有価証券払込済通知書（日本銀行から取扱主任官宛）を添付して、提出すること。
２．※欄は記入しないこと。
３．保管金払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

様式番号　5

政府保管有価証券払渡請求書

（受領証書日付）

（受領証書番号）

（払渡請求事由）

○○地方整備局

取扱主任官　○○課長　○　○　○　○　殿

令和　　年　　月　　日

受注者　　住所

氏名　　印

下記の証券の払渡を請求します。

○○地方整備局

取扱主任官　○○課長　○　○　○　○　殿

令和　　年　　月　　日

受注者　　住所

氏名　　印

上記の証券払渡の証書を領収しました。

証券名称	枚数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

（注）（払渡請求事由）欄には、契約件名及び完了による払渡しか契約変更による一部払渡しかの別を記入すること。

様式番号　6

保証書に係る領収書

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

令和　　年　　月　　日

受注者　住所
　　名称

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　7

契約保証減額請求書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

令和　　年　　月　　日付けで変更した下記業務について、契約書第４条第６項に基づき契約保証を○○○○円減額することを請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　8

権利義務譲渡等申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり、契約書第５条第○項に基づき承諾されたく申請します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．譲渡等する権利義務
１．譲　　渡　　等　　先
１．譲渡等予定年月日　　令和　　年　　月　　日
１．理　　由

（注）１．理由欄は具体的に記入すること。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　9

再委託承諾申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり再委託させたいので、契約書第７条第３項に基づき承諾されたく申請します。

記

１．業　　務　　の　　名　　称
１．契　　約　　年　　月　　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．再　委　託　の　理　由　等
１．再委託(協力者)の住所・氏名・資格
１．再　委　託　の　内　容
１．再委託(協力者)の業務担当責任者の氏名・資格

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　10

再委託通知書

令和　　年　　月　　日

調査職員
　国土交通技官 ○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所
　　名称
　　管理技術者氏名

○月○日付請求のありました再委託先に関する事項について、下記のとおり通知します。

記

１．業　　務　　の　　名　　称
１．契　　約　　年　　月　　日　　令和　　年　　月　　日 第　　号
１．再　　委　　託　　の　　理　　由
１．再委託(協力者)の住所・氏名・資格
１．再　　委　　託　　の　　内　　容
１．再委託(協力者)の業務担当責任者
　　の氏名・資格

様式番号　11

管理技術者等通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり、契約書第○○条第１項に基づき選任しましたので経歴書を添えて通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．管理技術者氏名
１．照査技術者氏名

（注）１．照査技術者は、発注者が照査技術者による照査を定めた場合に記載する。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　12

管理技術者等変更通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記業務の　管理技術者／照査技術者　を変更しましたので、契約書第○○条第１項に基づき経歴書を添えて通知します。

記

１．業務の名称
１．契約年月日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．新任者
１．旧任者
１．理由

（注）１．該当する技術者以外については抹消すること。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　13

担当技術者通知書

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官　○○　○○　殿

受注者　住所

名称

下記のとおり、担当技術者を定めましたので経歴書を添えて通知します。

記

１．業 務 の 名 称

１．契 約 年 月 日　　令和　　年　　月　　日　第　　号

１．担当技術者氏名

様式番号　14

経　　歴　　書

現　住　所
氏　　名
生 年 月 日
学　　歴
資　　格　　取得年月日・名称・取得№

職　　歴　　年月日・○○調査・発注者・役職

１．昭和○○年○○月　　○○株式会社入社
１．平成○○年○○月　～　平成○○年○○月　　○○調査
１．平成○○年○○月　～　平成○○年○○月　　××調査
１．令和○○年○○月　～　令和○○年○○月　　△△調査　　管理技術者

上記のとおり相違ありません。

令和○○年○○月○○日

氏　　名

（注）資格が証明できるものを添付する。

様式番号　15

契約権限通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり、契約書第１０条第３項に基づき、自ら行使する権限内容を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．権　　限　　内　　容

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

履行報告書

履行報告書															
業　務　の　名　称														管　理	
履　行　期　間						受　注　者								技術者	
月日													計	累　計	備考
工種　数量　天気															
記　　事															

（注）１．記事欄には業務に必要な付記事項及び安全・調整等の実施内容を記載する。

２．数量欄は仕様書数量、累計欄は実施数量を記載する。

様式番号　17

措置結果通知書

令和　　年　　月　　日

調査職員
　国土交通技官 ○ ○　○ ○　殿

受注者　住所
　　名称

　令和　　年　　月　　日付け請求のありました件については、下記のとおり措置しましたので、契約書第１４条第２項に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日 第　　号
１．措　　置　　内　　容

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　18

措　置　請　求　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり契約書第１４条第３項に基づき、必要な措置を取るべきことを請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．理　　由

（注）１．理由欄は詳細（役職、氏名等）に記入すること。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　19

受領
貸与物件等　借用　書
返還

令和　　年　　月　　日

（分任）物品管理官
　　○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所
　　名称
　　管理技術者氏名

受領
下記のとおり　借用　しましたので提出します。
返還

記

業務の名称			契約年月日	令和　年　月　日第　号
品　　名	規格	単位	数　　量	摘　　要

（注）不要な文字は抹消する。

様式番号　20

貸与物件等　滅　失
き　損
返還不能　届

令和　　年　　月　　日

（分任）物品管理官
　　○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所
名称
管理技術者氏名

下記業務について、貸与物件等が　※　しましたので、契約書第１６条第５項に基づきお届けします。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日 第　　号
１．　※　品　名
１．　※　年 月 日　　令和　　年　　月　　日
１．理　由

（注）１．不要な文字は抹消する。
　　２．理由欄は、詳細に記入すること。
　　３．※印の箇所には、「滅失」「き損」及び「返還不能」の文字を記入する。

様式番号　21

履行条件確認請求書

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官　　○　○　　○　○　　殿

受 注 者　住所

名称

管理技術者氏名

下記のとおり、契約書第１８条第１項に基づき通知しますので履行条件の確認を願います。

記

１．業　務　の　名　称

１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

１．内　　容

（注）内容欄は、詳細に記入すること。

様式番号　22

履行期間延長申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記業務について契約書第２３条第１項に基づき、履行期間の延長を申請します。

記

１．業務の名称
１．契約年月日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．履行期間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日
１．延長履行期間　　令和　　年　　月　　日
１．理由

（注）１．理由欄は、詳細に記入すること。
　　２．必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付する。
　　３．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　23

協議開始日通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり、契約書第○○条第○項に基づき協議の開始日を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．協　議　開　始　日　　令和　　年　　月　　日

（注）１．第26条関係は変更事由の生じた日、第31条関係は発注者が請負代金の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に通知する。ただし、７日以内に通知しない場合は、受注者が通知する。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　24

臨機措置通知書

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官 ○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所

名称

管理技術者氏名

下記のとおり契約書第２７条第２項に基づき、臨機の措置をとりましたので通知します。

記

１．業　務　の　名　称

１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

１．内　　容

（注）内容欄は、詳細に記入すること。

様式番号　25-1

損害発生通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称
　　管理技術者氏名

下記のとおり、損害がありましたので契約書第３０条第１項に基づき関係書類添付のうえ通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．損害発生年月日　　令和　　年　　月　　日
１．損　害　状　況

（注）１．損害状況欄は、詳細に記入のこと。
　　２．別紙「気象状況報告書」及び「損害額計算書」を添付すること。

様式番号　25-2

気象状況報告書

日	日	日	日	時　　間	摘　　要
天 候					
平 均 風 速	（　　） （　　） （　　）				
風 向					
波 高					

（注）１．「日」欄は、その被災の状況により適宜の日数とする。

２．「時間」欄は、天候、平均風速、風向、波高を観測した時間を記入する。

３．「平均風速」欄の（　　）内には、災害に関係あると思われる時間の最高風速を記入する。

４．項目は記入例であり、その都度検討する。

様式番号　25-3

損害額計算書

工　種　名　称	単位	数　　量	単　　価	金　　額

様式番号　26

損害額負担請求書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり、契約書第３０条第３項に基づき損害による費用負担を請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．損害発生年月日　　令和　　年　　月　　日
１．確　認　年　月　日　　令和　　年　　月　　日
１．請求する損害額　　￥

（注）１．請求する損害額欄は、内訳明細、算出根拠も記載すること。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　27

（※指定部分）業務完了通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称
管理技術者氏名

下記業務（※の指定部分）は令和　　年　　月　　日に完了しましたので、契約書第３２条第１項に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．履　行　期　間　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日
※１．指　定　部　分
※１．指定部分履行期間　　令和　　年　　月　　日

（注）※印は、指定部分のある場合に記入する。

様式番号　28

引　　渡　　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称
　　管理技術者氏名

下記業務（※の指定部分）が完了し検査に合格しましたので、契約書第３２条第３項に基づき引渡しをします。

記

　１．業　務　の　名　称
※１．指　　定　　部　　分
　１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
　１．完　了　検　査　日　　令和　　年　　月　　日

（注）※印は、指定部分のある場合に記入する。

様式番号　29-1

請　　求　　書

令和　　年　　月　　日

支出官

○○○○○○○○

○　○　　○　○　殿

受注者　住所

名称

下記のとおり、契約書第○○条第○項に基づき請求します。

請求金額　￥

ただし、令和　　年　　月　　日契約第　　号「　　」

代金第　回請求金額

内　　訳

業　　務　　料		￥
※前　払　金	限度額	￥
	受領額	
※部分払金（指定部分）受領額		￥
※延　　滞　　金　　額		￥

振　込　銀　行　名	銀行　　支店
預金種別及び口座番号	預金 No.
口　座　名　義（ふりがな）	

（注）１．ただし書の「　」に契約件名を記入する。
２．不要な文字は、═══を引いて抹消する。
３．内訳の※印欄で当該請求金額の算出に該当しない場合は、金額欄に「０」を記入する。
４．部分払（指定部分）を請求する場合は、第　回請求金額の右に（指定部分）と記入し、当該請求金額の根拠となる計算書（別添参照）を添付すること。
５．宛名は、契約担当者に確認すること。
６．代理受領の場合は、「受注者住所・氏名」の下に「代理受領者住所・氏名」を明記すること。
７．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　29-2

指定部分計算書

今回の出来高×（１－前払金受領額／請負代金額）＝請求限度額

請求限度額≧ 請求金額

様式番号　30

部分使用承諾書

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官 ○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所

名称

管理技術者氏名

下記業務の部分使用については、契約書第３４条第１項に基づき承諾します。

記

１．業　務　の　名　称

１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日 第　　号

（注）条件等があればその旨を記入する。

様式番号　31

代理受領申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記業務の業務料の内○○○○円の受領を下記の者を代理人とすることを契約書第３９条第１項により申請します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．代　　理　　人　　住所
　　氏名

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　32

業務一時中止通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記のとおり、契約書第４０条第１項に基づき業務の一時中止を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．中　止　年　月　日　　令和　　年　　月　　日
１．中止内容及び理由

（注）1．中止内容及び理由欄は、詳細に記入すること。
　　2．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　33

業務再開通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記業務について、契約書第４０条第１項に基づき一時中止した業務の再開を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．再　開　年　月　日　　令和　　年　　月　　日

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　34

解　除　通　知　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

下記業務について、契約書第４６条第１項に基づき解除します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．解　　除　　理　　由

（注）１．解除理由は、詳細に記入すること。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　35

火災保険等加入通知書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称
　　管理技術者氏名

下記のとおり保険に加入したので、契約書第５４条に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．加　入　保　険　名

（注）加入保険証券の写しを添付すること。

様式番号　36

履行期間変更事前協議書

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官 ○ ○　○ ○ 殿

受注者　住所

名称

下記業務について、契約書第２３条第１項に基づく履行期間の変更を協議します。

記

１．業 務 の 名 称

１．契 約 年 月 日　　令和　　年　　月　　日 第　　号

１．履 行 期 間　　自 令和　　年　　月　　日

至 令和　　年　　月　　日

１．変 更 履 行 期 間　　令和　　年　　月　　日

１．理　　由

（注）１．理由欄は、詳細に記入すること。

２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　37

現場発生品調書

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官 ○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所

名称

管理技術者氏名

下記業務にかかる発生品を引渡します。

記

業務の名称			契約年月日	令和　年　月　日 第　　号
品　名	規　格	単位	数　量	摘　　要

様式番号　38

打合せ・確認等記録簿

打　合　せ　・　確　認　等　記　録　簿					
業務の名称					
年　月　日	指示等の区分	内　　容	資料等の有無	記名 または 署名	
				調査職員	管理技術者
○年○月○日	承　　諾	下記の事項について承諾 1）○○○○の作業について承諾 港内作業許可申請書（写し）の提出	業務計画書に記載		
○年○月○日	指示（特記仕様書）	○○○○について指示	特記指示あり		
○年○月○日	指示（特記仕様書）	○○○○について指示	別紙○号のとおり		
○年○月○日	協　　議	○○○○について			

（注）設計図書（共通仕様書、特記仕様書）に明示された指示、承諾、協議等の確認事項を記入する。

様式番号　39

休日調査業務願

令和　　年　　月　　日

調査職員

国土交通技官 ○ ○　○ ○　殿

受 注 者　住所

名称

管理技術者氏名

下記のとおり休日調査業務を実施しますので承諾願います。

記

1．業 務 の 名 称		
1．契 約 年 月 日		令和　　年　　月　　日 第　　号
1．履 行 期 間	自	令和　　年　　月　　日
	至	令和　　年　　月　　日
1．休 日 業 務 日		令和　　年　　月　　日
1．業 務 内 容		
1．休 日 業 務 理 由		
1．就 業 人 員		
1．休日業務管理体制		

様式番号　40

令和　　年　　月　　日

○○地方整備局

○○○○事務所長

○○　○○　殿

受注者　住所

名称

死亡
事故災害　負傷　発生報告について
物損

標記について、下記のとおり報告します。

記

1．業務の名称		
1．契約年月日		令和　　年　　月　　日第　　号
1．履行期間	自	令和　　年　　月　　日
	至	令和　　年　　月　　日
1．業務料		￥
1．再委託(協力者)の会社名		（該当する場合のみ）
1．再委託の作業名		（　　〃　　）
1．被災者		氏名、生年月日（年齢）
1．災害発生日時		
1．災害発生場所		
1．作業名		
1．その他		〈別紙－１〉のとおり

添付資料　労働基準監督署への提出資料の写し（業務再開時のものでよい。ただし、現場検証等が継続されており事故原因等の詳細が不明の場合は判明次第提出する。又、そのむねの状況を申し添えること。）を添付する。

（注）押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

〈別紙－１〉

被災者	年令	年　月　日生（　才）	氏名	性別	現職経験年数 年　月	職　種
	被災の部位	１．頭　部　（頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯）　２．頚　部　３．背　部　４．胸　部 ５．腹　部　６．骨盤部　７．上肢部　（肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指） ８．下肢部　（腎部、大腿、ひざ、下腿、足首、足、足指）　９．複合部位　１０．その他　（　）				
	被性災の質	１．打撲傷　２．創　傷　３．刺　傷　４．骨　折　５．切　断　６．関節の障害　７．火　傷 ８．難　聴　９．失　明　１０．窒　息　１１．中　毒　１２．臓器破裂　１３．その他　（　）				
	休日業数	１．０～３　２．４～８　３．９～１５　４．１６～３０　５．３１以上　６．死　亡			休業日数　日	
	分類	１．労災適用　２．労災非適（船員法適用）　３．労災非適（その他）　４．公衆災害				

災害発生状況	概況	業務名						
	発生日時 令和　年　月　日（　曜）前・後　時　分頃		災害発生場所 陸上・海上（　）		被災者が従事していた「工種」及び「作業名」 工種コード番号　作業名コード番号 （　）（　）			
	気象・海象	天　候	波　（m）	風（m／sec）	気温（℃）	視　程　（m）	うねり	航跡波
		１．晴れ　４．雪 ２．曇り　５．霧 ３．雨 ６．その他 （　）	１．殆ど波がない（　～ 0.3） ２．やや波がある（ 0.3～ 1.0） ３．やや波が高い（ 1.0～ 1.5） ４．波が高い（ 1.5 以上 ）	１．微風（　～　２） ２．弱風（２～　４） ３．中風（４～　８） ４．強風（８～１５） ５．烈風（１５以上）	１．　～　０ ２．　０～１０ ３．１０～２０ ４．２０～３０ ５．３０以上	１．　０～　５０ ２．　５０～　２００ ３．　２００～　５００ ４．　５００～１，０００ ５．１，０００以上	１．有 ２．無	１．有 ２．無
	起因物	１．原動機　２．動力電動機構　３．木工機械　４．車両系建設機械（整地、運搬、積込用、掘削用、基礎工事用、締固用）　５．車両系荷役運搬機械等　６．コンクリート機械　７．舗装機械　８．作業船 ９．他に属さない建設機械　１０．他に属さない機械　１１．足場、通路　１２．作業床等　１３．支保工 １４．物上げ装置（クレーン、移動式クレーン、ウインチ、ジャッキ等）　１５．コンベア　１６．乗　物 １７．電気設備　１８．圧力容器　１９．溶接装置　２０．動力工具　２１．手工具・用具 ２２．仮設物・建造物等　２３．荷　２４．材料等（木材、石材、鋼材等）　２５．環境等（水、危険有害環境、風、雪、雨、その他）　２６．その他の起因物（　）　２７．起因物なし					
	加害物	１．地　面　２．甲　板　３．作業床　４．通　路　５．階段・梯子等　６．飛来物 ７．落下物　８．崩壊・倒壊　９．装　置　１０．用具等　１１．海水等　１２．電気的エネルギーによるもの １３．化学的エネルギーによるもの　１４．熱エネルギーによるもの　１５．起因物と同じ １６．その他の加害物（　）　１７．加害物なし					
	事故の型	１．墜落・転落　２．転　倒　３．激　突　４．飛来、落下物にあたる　５．崩壊・倒壊 ６．激突され　７．投げた物にあたる　８．はさまれ、巻き込まれ　９．切れ、こすれ　１０．踏み抜き １１．おぼれ　１２．高温の物との接触　１３．有害物等との接触　１４．感　電　１５．爆　発　１６．破　裂 １７．火　災　１８．交通事故　１９．動作の反動・無理な動作　２０．異物（眼、耳、鼻）　２１．圧重され（落下物、重量物、車両等）　２２．騒音吸収　２３．その他（　）					
事故分類		事故分類コード						

事故要因		人的要因（共通要因）	人的要因	物的要因	管理的要因
	危害を加える行為をした人	A（ ）B（ ）C（ ）D（ ）	（ ）（ ）（ ）（ ）その他［　］	（　） （　） （　） （　） その他［　］	（　） （　） （　） （　） その他［　］
	危害を加えた者	A（ ）B（ ）C（ ）D（ ）	（ ）（ ）（ ）（ ）その他［　］		
	自らの行動で被災した者	A（ ）B（ ）C（ ）D（ ）	（ ）（ ）（ ）（ ）その他［　］		

工事全体の進捗度	計画（　）％	実績（　）％	当該作業の進捗度	計画（　）％	実績（　）％

被災経緯	（時系列で記入）	事故防止対策	

※災害発生状況図は、必要に応じて別途添付すること。

（参考－１）

災害発生報告＜別紙－１＞記入要領

１．被災者
①被災者の生年月日、氏名、性別、現場経験年数、職種を記入下さい。
②該当する被災の部位に○を記入下さい。その他の場合は、（　）内に具体的内容を記入下さい。
③該当する被災の性質に○を記入下さい。その他の場合は、（　）内に具体的内容を記入下さい。
④該当する休業日数に○をつけると共に、実際の休業日数を記入下さい。
⑤該当する災害の分類に○を記入下さい。

２．災害発生状況
①業務の契約件名を記入すると共に業務の概況を記入下さい。
②災害の発生日時、災害発生場所、被災者が従事していた「工種」及び「作業名」のコードを記入下さい。
③災害発生時の気象・海象状況について、該当する項目に○を記入下さい。その他の場合は、具体的内容を（　）内に記入下さい。
④該当する起因物に○を記入下さい。その他の起因物の場合は、具体的内容を（　）内に記入下さい。なお起因物については、参考－３を参照下さい。
⑤該当する加害物に○を記入下さい。その他の加害物の場合は、具体的内容を（　）内に記入下さい。なお加害物については、参考－３を参照下さい。
⑥該当する事故の型に○を記入下さい。その他の場合は、具体的内容を（　）内に記入下さい。なお事故の型については、参考－４を参照下さい。

３．事故の分類は、事故分類コード表（参考　５－１）から、該当するコードを選び記入下さい。

４．事故要因
①人的要因、物的要因、管理的要因それぞれについて関与度の高い順に最大４つまで要因コード表（参考　５－２）から選んで記入下さい。なお該当する要因コードが存在せず、その他を選んだ場合には99を記入した上で、その内容を［　］内に記入下さい。
②人的要因（共通要因）については、以下に示す事故に直接関係した者（当該現場関係者に限る）を対象に当該事故に当てはまる事故関係者毎にどれか１つに○を記入下さい。

◎事故に直接関係した者
- ・危害を加える行為をした者
  (例：後方確認を怠って他の者に危害を加えたダンプ運転手等)
- ・危害を受けた者
  (例：ダンプの後方移動に気づかずにダンプに轢かれた作業員等)
- ・自らの行動で被災した者
  (例：足場移動時に安全帯をはずして墜落した作業員等)

また、事故に直接関係した者が複数いる場合は、（　）内に人数もあわせて記入下さい。
③人的要因（共通要因）の記入にあたっては、人的要因・共通要因の設定に関するフローチャートを参考とし、当該現場関係者が、それぞれの関係者にどのような状況を判断して行動を起こした結果、事故に至ったかを聞き取り調査して共通要因を欄を記入下さい。
したがって、死亡者については聞き取りが不可能なためこの欄は空欄となります。

５．業務全体の進捗度
①事故当日までの業務全体の計画での進捗度と実績の進捗度とを記入下さい。
②事故当日までの当該作業の計画での進捗度と実績の進捗度とを記入下さい。

６．被災経緯
当該現場において被災者の事故に至る経緯と状況を記入下さい。

７．事故防止対策
上記事故の原因を除去するために必要と考えられる対策を具体的に記入下さい。この場合、災害発生後、対策協議会などが設置された場合は、そこで検討された結果を記入し、特にその種の組織が設置されなかった場合でも、安全担当者がこの欄を記入下さい。同時に、同種の災害を防止するためとろうとしている措置についても記入下さい。

（参考－２　　記入例）

〈別紙－１〉

被災者	年令	S　○○年○○月○○日生（○○才）	氏名 山川　二郎	性別 (男)	現職経験年数 年　8月	職　種 潜水士
	被災の位	1．頭　部　（頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯）　2．頚　部　3．背　部　4．胸　部 5．腹　部　6．骨盤部　7．上肢部　（肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指） 8．下肢部　（腎部、大腿、ひざ、下腿、足首、足、足指）　9．複合部位　(10)．その他　（　死　亡　）				
	被性災の質	1．打撲傷　2．創　傷　3．刺　傷　4．骨　折　5．切　断　6．関節の障害　7．火　傷 8．難　聴　9．失　明　(10)．窒　息　11．中　毒　12．臓器破裂　13．その他　（　）				
	休日業数	1．0～3　2．4～8　3．9～15　4．16～30　5．31以上　(6)．死　亡				休業日数　－　日
	分類	1．労災適用　(2)．労災非適（船員法適用）　3．労災非適（その他）　4．公衆災害				

災害発生状況	概況	業務名 ○○港○○航路（－１３m）土質調査 ○○港○○航路（－１３m）の土質調査を行うものである。 （ボーリング工　L＝○○m）		
	発生日時 令和○○年○月○日（○曜）(前)・後 ○時 ○分頃		災害発生場所 陸上・(海上) （○○埋立護岸地先）	被災者が従事していた「工種」及び「作業名」 工種コード番号　作業名コード番号 （　5　）（　30　）

	天　候	波　(m)	風（m／sec）	気温（℃）	視　程　(m)	うねり	航跡波
気象・海象	1．晴れ　4．雪 (2)．曇り　5．霧 3．雨 6．その他 （　）	1．殆ど波がない （　～ 0.3） (2)．やや波がある （0.3～ 1.0） 3．やや波が高い （1.0～ 1.5） 4．波が高い （1.5 以上）	1．微風（　～　2） 2．弱風（2～　4） (3)．中風（4～　8） 4．強風（8～15） 5．烈風（15以上）	1．　～　0 2．　0～10 (3)．10～20 4．20～30 5．30以上	1．　0～　50 2．　50～　200 3．　200～　500 4．　500～1,000 (5)．1,000以上	1．有 (2)．無	1．有 (2)．無

生状況	起因物	1．原動機　2．動力電動機構　3．木工機械　4．車両系建設機械（整地、運搬、積込用、掘削用、基礎工事用、締固用）　5．車両系荷役運搬機械等　6．コンクリート機械　7．舗装機械　8．作業船 9．他に属さない建設機械　10．他に属さない機械　11．足場、通路　12．作業床等　13．支保工 14．物上げ装置（クレーン、移動式クレーン、ウインチ、ジャッキ等）　15．コンベア　16．乗　物 17．電気設備　18．圧力容器　19．溶接装置　20．動力工具　21．手工具・用具 (22)．仮設物・建造物等　23．荷　24．材料等（木材、石材、鋼材等）　25．環境等（水、危険有害環境、風、雪、雨、その他）　26．その他の起因物（　）　27．起因物なし
	加害物	1．地　面　2．甲　板　3．作業床　4．通　路　5．階段・梯子等　6．飛来物 7．落下物　8．崩壊・倒壊　9．装　置　10．用具等　(11)．海水等　12．電気的エネルギーによるもの 13．化学的エネルギーによるもの　14．熱エネルギーによるもの　15．起因物と同じ 16．その他の加害物（　）　17．加害物なし
	事故の型	1．墜落・転落　2．転　倒　3．激　突　4．飛来、落下物にあたる　5．崩壊・倒壊 6．激突され　7．投げた物にあたる　8．はさまれ、巻き込まれ　9．切れ、こすれ　10．踏み抜き (11)．おぼれ　12．高温の物との接触　13．有害物等との接触　14．感　電　15．爆　発　16．破　裂 17．火　災　18．交通事故　19．動作の反動・無理な動作　20．異物（眼、耳、鼻）　21．圧重され（落下物、重量物、車両等）　22．騒音吸収　23．その他（　）

事故分類	事故分類コード　1306

事故要因		人的要因（共通要因）	人的要因	物的要因	管理的要因
	危害を加える行為をした人	A(　)B(　)C(　)D(　)	(　)(　)(　)(　)その他［　］	(　03　) (　04　) (　　) (　　) その他［　］	(　15　) (　14　) (　04　) (　　) その他［　］
	危害を加えた者	A(　)B(　)C(　)D(　)	(　)(　)(　)(　)その他［　］		
	自らの行動で被災した者	A(　)B(　)C(　)D(　)	(02)(　)(　)(　)その他［　］		

工事全体の進捗度	計画（○○）％	実績（○○）％	当該作業の進捗度	計画（○○）％	実績（○○）％

被災経緯	（時系列で記入） ボーリング調査地点の簡易探査にて確認されたヘドロ層に埋設している沈設管を揚描船で吊り上げながら送気して浮上させることにし、潜水士が吊り上げ用ワイヤーロープを沈設管にかけ、引き上げを行っては、ワイヤーロープをずらす作業を繰り返して進めていたところ、空気漏れしていたフランジ箇所の継目が破断して沈設管が急に浮上した。その時、浮上する鉄管が潜水士のエアホースに接触してホースを切断し潜水士が窒息死したものである。
事故防止対策	(1)揚錨船のクレーン等で吊り上げを行うときは一時潜水作業を中止させて潜水士船で待機させる。 (2)潜水作業を行うときは、浮上沈設管の空気圧を下げる。また、フローターで管を受けとめる措置を講ずる。 (3)沈設期間を考慮して、フランジ等の強固な新鉄管、ボルト等を使用する。 (4)埋設の甚だしいときは、土砂を撤去してから吊り上げる等の撤去方法を検討し、関係者に説明し徹底する。 (5)潜水深度のいかんにかかわらず、免許を有する経験者を使用する。

※災害発生状況図は、必要に応じて別途添付すること。

【人的要因・共通要因の設定に関するフローチャート】

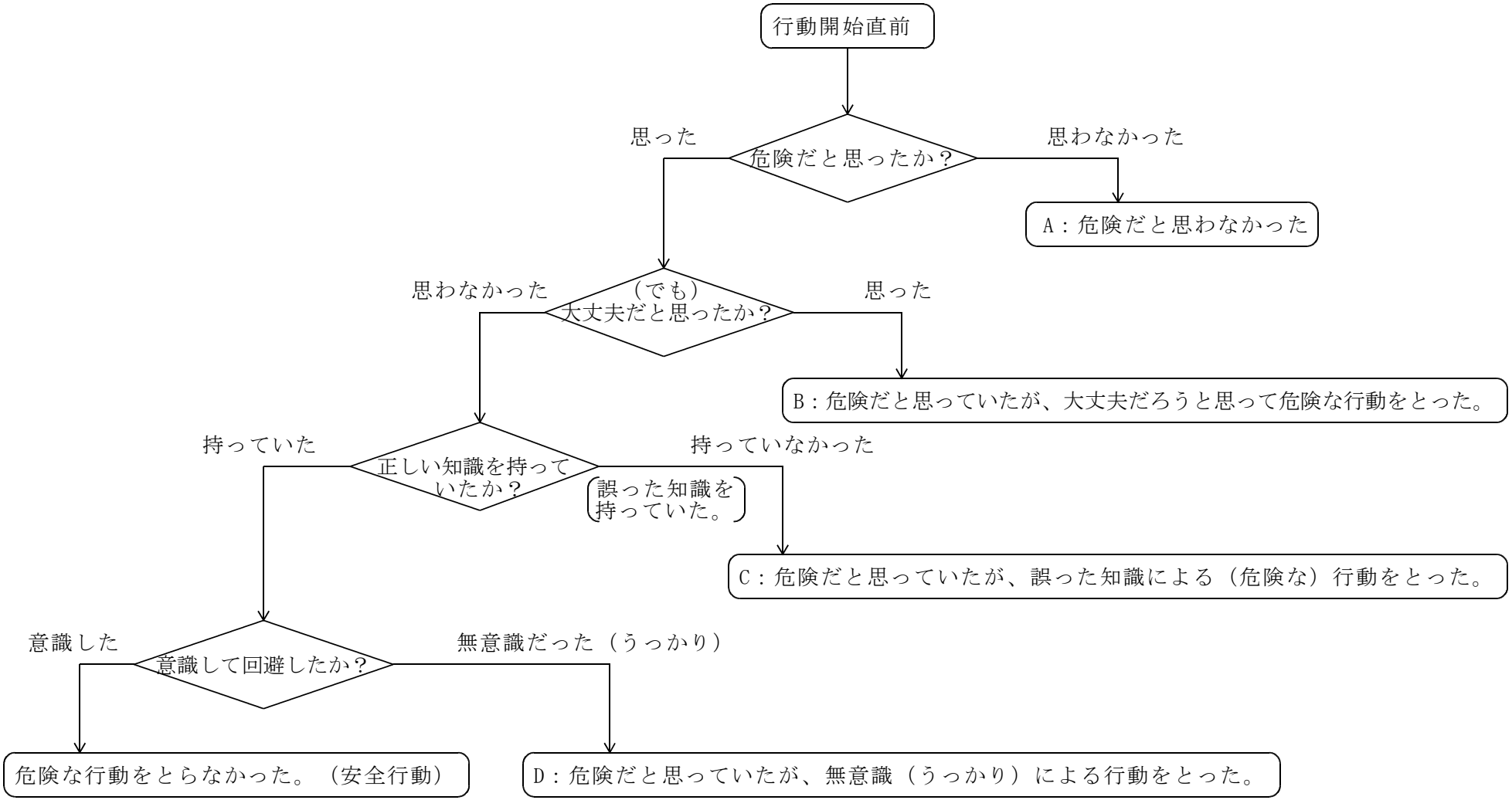

（参考－３）

起因物と加害物

（定義）

起因物

起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置、若しくはその他の物又は環境などをいう。

一般的には、不安全・不衛生な状態があったものを指している。

災害発生にあたっての主因であって、何らかの不安全・不衛生な状態が存在するものを決定するが、災害発生の主因が人のみによる場合には次の順により選択する。

（１）操作又は取扱いをした物

墜落などの場合は、作業面とする。

（２）加害物

（３）起因物なし

加害物

加害物とは、直接人に触れて危害を加えたものをいう。起因物と加害物とは、同じ物である場合もあり、異なる場合もある。

（参考－4）

事 故 の 型 分 類

分類項目	説明
墜落、転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
飛来、落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊、倒壊	堆積した物（はい等を含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
激突され	飛来落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。 交通事故は除く。
はさまれ、巻き込まれ	物にはさまれる状態及び巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
切れ、こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類項目	説明
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕 火炎、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕 冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線により被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
感電	帯電体にふれ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕 金属製カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出され又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
破裂	容器、又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
火災	〔起因物との関係〕 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。

分類項目	説明
動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
分類不能	分類する判断資料に欠けて分類困難な場合をいう。

（参考５－１）

事故分類コード表

事故分類	コード	細分	事故分類	コード	細分	事故分類	コード	細分
１．墜落	０１	足場から	４．土砂崩壊	０１	土砂崩壊	１１．取扱運搬等	０１	積卸し作業中
	０２	架設通路から		０２	岩石の崩壊・崩落		０２	重量物の取扱中
	０３	歩み板から	５．落盤等	０１	落盤、肌落ち		０３	機械の調整中
	０４	踊り場から		０２	浮石の落下		０４	作業船等の係留、甲板作業中
	０５	梯子から		０３	切羽の崩壊		９９	その他
	０６	脚立、うまから	６．クレーン等の転倒、下敷、接触衝突等	０１	ケーブルクレーン索道等			
	０７	スレート、波板等の踏み抜き		０２	デリック	１２．工具等取り扱い	０１	除草用カッター等
	０８	屋根、屋上から		０３	移動式クレーン		０２	チェーンソー等
	０９	梁、母屋から		０４	天井走行クレーン、その他のクレーン		０３	コンクリートブレーカー等
	１０	窓、階段、開口部、床の端から		０５	工事用エレベーター、建設用リフト		０４	ドリル・削岩機等
	１１	橋梁から		０６	二又、三又、坊主等		０５	ガス溶接・切断等
	１２	堰堤から		０７	ウインチを利用した揚重装置		９９	その他
	１３	型枠、型枠支保工から		０８	作業船等のクレーン、グラブ、揚重装置			
	１４	塔等から		９９	その他の揚重装置			
	１５	電柱から	７．自動車の転倒、下敷、接触、衝突等	０１	ダンプトラック	１３．その他	０１	酸欠
	１６	クレーン等から		０２	その他のトラック		０２	中毒
	１７	工事用エレベーター、建設用リフトから		０３	コンクリートミキサー車		０３	高熱物、低熱物等による
	１８	杭打機等基礎工事用機械から		０４	乗用車		０４	溺れ（潜水士を除く）
	１９	その他の機械設備から		９９	その他		０５	なだれ
	２０	ガケ、斜面から	８．建設機械等の転倒、下敷、接触、衝突等	０１	ベルトコンベヤー等		０６	潜水士の溺れ
	２１	坑、ピットへ		０２	バッテリーカー、トロ等		０７	潜水病、減圧症
	２２	作業船から（溺れを除く）		０３	ブルドーザー等		０８	鮫
	２３	ケーソン・ブロック等の天端から（溺れを除く）		０４	バックホウ等		９９	その他
	９９	その他		０５	杭打機、杭抜機等			
２．飛来、落下	０１	クレーン等で運搬中（吊り荷等）のもの		０６	ローラー等			
	０２	用具、荷、取り付け前の部材等		０７	モーターグレーダー・スクレーパー等			
	０３	丸太、角材、パネル等の取り付け後のもの		０８	その他の車両系建設機械			
	０４	作業船のロープ、ワイヤーロープの切断等		０９	作業船等のウインチ・機械設備			
	９９	その他		９９	その他の建設機械			
３．倒壊	０１	足場、作業構台等	９．電気	０１	電気工事作業			
	０２	型枠支保工等		９９	その他の作業			
	０３	建物、橋梁等	１０．爆発．火災等	０１	発破			
	０４	コンクリート擁壁、レンガ等		０２	ガス等の爆発			
	０５	塔		０３	事務所・宿舎等の火災			
	０６	仮締切り（矢板等）		０４	作業船等の火災・爆発			
	９９	その他		９９	その他の爆発・火災			

（参考５－２）

要因コード表

人的要因

要因	コード	細分
１．規律の無視行為・危険な行為	０１	機械・装置等の操作取り扱いを誤った。
	０２	資格が無いのにやった。
	０３	指示、命令を守らなかった。
	０４	作業標準を守らなかった。
	０５	安全装置をはずした、無効にした。
	０６	機械・装置等を指定外の方法で使った。
	０７	防護物・保護具を使用しなかった。
	０８	機械・装置等を不安全に動かした。
	０９	準備段取り点検、確認を怠った。
	１０	欠陥のある機械・装置、工具、用具等を用いた。
	１１	機械・装置を不安全な状態にして放置した。
	１２	工具、用具、材料等を不安全な場所に置いた。
２．肉体的精神的要因	１３	油断、軽視した。
	１４	放心、考えごとをしていた。
	１５	気持ちがあせっていた。
	１６	勘違い判断をした。
	１７	危険を知らずにやった。
	１８	熱中して判らなかった。
	１９	よそ見をしていた。
	２０	身体の調子が悪かった。
３．共同作業上の行為	２１	連絡合図がなかった。
	２２	連絡合図が不明瞭だった。
	２３	合図、信号を統一していなかった。
	２４	相手の行動を確認しなかった。
	２５	合図を勘違いした。
４．不安全な位置姿勢	２６	危険有害な場所に入った。
	２７	不安全な場所へのった。
	２８	動いている機械、装置等に接近し又は触れた。
	２９	つり荷に触れ、下に入り又は近づいた。
	３０	確認なしに崩れやすい物に寄り又は触れた。
	３１	無理な姿勢で作業した。
	３２	服装が不適だった。
	３３	保護具の選択、使用方法を誤った。
５．その他	３４	その他の不安全行為があった。
	９９	その他

物的要因

要因	コード	細分
１．物自体の欠陥	０１	設計構造が悪かった。
	０２	機械・器具の材料に欠陥があった。
	０３	機械・器具に欠陥があった。
	０４	安全度が不足だった。
２．防護設備・保護具の欠陥	０５	危険防止設備が欠陥・未設置だった。
	０６	開口部覆い・手摺等防止設備に欠陥があった。
	０７	作業床等防止設備に欠陥・未設置があった。
	０８	水平・垂直養生が欠陥・未設置だった。
	０９	安全帯取付け設備が欠陥・未設置だった。
	１０	安全通路・昇降設備が欠陥・未設置だった。
	１１	ステージ・構台・ローリングタワーに欠陥があった。
	１２	梯子・脚立等に欠陥があった。
	１３	飛来落下防護が欠陥・未設置だった。
	１４	投下設備の設置が欠陥・未設置だった。
	１５	安全装置が不適・不良だった。
	１６	防火設備に欠陥・不備があった。
	１７	安全標識がなかった。
	１８	保護具が不適・不足だった。
	１９	保護具が不良だった。
３．作業周辺の欠陥	２０	不安全に物が置いてあった。
	２１	物を置いた場所が悪かった。
	２２	作業場が狭かった。
	２３	作業場の整理が悪かった。
４．作業環境の欠陥	２４	照明が不良だった。
	２５	換気が悪かった。
	２６	振動があった。
	２７	騒音があった。
	２８	粉塵が多かった。
	２９	酸欠状態だった。
	３０	ガスが存在していた。
	３１	交通量が多かった。
	３２	天候条件が悪かった（雨、風、雪、霧、波等）。
	３３	地形条件が悪く、見通しが悪かった。
	３４	作業環境項目を測定していなかった。
	３５	その他の作業環境に欠陥があった。
５．その他	９９	その他

管理的要因

要因	コード	細分
１．教育指導の欠陥	０１	作業方法を教えていなかった。
	０２	危険な有害作業の教育が不十分だった。
	０３	基礎心得の教育・訓練が不十分だった。
	０４	理解度の確認が不十分だった。
	０５	教育訓練体制が不備であった。
２．施工計画の欠陥	０６	施工計画・作業標準が不備だった。
	０７	作業の安全指示が不適切だった。
	０８	作業員の配置に能力・人員数で無理があった。
	０９	施工体制台帳に不備があった。
	１０	指揮者、誘導員をつけていなかった。
	１１	安全対策費用が不充分だった。
	１２	各種安全活動が不備だった。
	１３	適切な技術者の配置に不備があった。
	１４	無資格者にやらせた。
	１５	事前調査・資料調査が不十分だった。
３．安全管理体制の欠陥	１６	現場施工条件変化に不適切に対応した。
	１７	下請け指導が不適切だった。
	１８	緊急通報体制が未確立・不備であった。
	１９	安全施設・安全標識の点検不足だった。
	２０	隣接工区との連携に不備があった。
	２１	責任者が日常巡視をしていなかった。
	２２	周辺地域への周知に不備があった。
	２３	資格者のチェックをしていなかった。
	２４	気象・海象情報の収集と対応をしなかった。
	２５	安全管理体制に欠陥があった。
	２６	工事現場出入口付近での交通事故防止対策をしなかった。
	２７	作業中止の基準を定めていなかった。
	２８	健康診断を実施していなかった。
	２９	危険物の管理に欠陥・不備があった。
４．その他	３１	現場内連絡調整が不備だった。
	３２	工程に無理があった。
	９９	その他

（参考－６）

工種別・作業別分類表

工種別

ｺｰﾄﾞ番号	工種	ｺｰﾄﾞ番号	工種
１	深浅測量	２９	その他
２	探査工		（）
３	土質調査		
４	環境調査		
５	浚渫・床掘り		
６	地盤改良		
７	洗掘防止マット		
８	捨石及び均し		
９	杭及び矢板		
１０	控工		
１１	ｹｰｿﾝ製作（陸上施工）		
１２	〃（ﾌﾛｰﾃｨﾝｸﾞﾄﾞｯｸﾞ）		
１３	〃（ﾄﾞﾗｲﾄﾞｯｸ）		
１４	ｹｰｿﾝ海上打継ぎ		
１５	〃進水		
１６	〃曳航・据付		
１７	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ製作		
１８	〃転置		
１９	〃据付		
２０	中詰		
２１	上部工		
２２	舗装		
２３	けい船岸付属工		
２４	溶接及び切断		
２５	土工		
２６	埋立		
２７	植生工		
２８	汚濁防止膜工		

作業別

ｺｰﾄﾞ番号	作業名	ｺｰﾄﾞ番号	作業名	ｺｰﾄﾞ番号	作業名
１	従業員の移動（事務所～作業現場間、現場間等）	２９	海上浮動管布設・撤去	５７	目地
２	作業準備	３０	沈設管布設・撤去	５８	ｺﾝｸﾘｰﾄ混合
３	装備機械器具等の点検・整備	３１	受枠布設・撤去（陸上）	５９	ﾓﾙﾀﾙ混合・注入
４	材料、資材等の積込み、積下ろし（機械等による）	３２	〃（海上）	６０	ｺﾝｸﾘｰﾄ運搬・打設（陸上）
５	〃（人力による）	３３	受枠管布設・撤去	６１	ｺﾝｸﾘｰﾄ運搬・打設（海上）
６	材料、資材等の運搬（人力による）	３４	グラブ浚渫	６２	渡版運搬・据付
７	〃（陸上）	３５	ディッパー浚渫	６３	路床材料の敷均し・整地
８	〃（海上）	３６	砕岩浚渫	６４	路盤材料の敷均し・整地
９	電気設備	３７	床掘	６５	路床・路盤の転圧
１０	アーク溶接（陸上）	３８	土運搬	６６	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装
１１	〃（水中）	３９	土砂・石材等の陸上投入	６７	ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装
１２	ガス溶接・切断	４０	〃海上投入	６８	タック及びプライムコート
１３	作業船の転船	４１	土砂・石材等の陸上均し	６９	係船柱取付
１４	船舶等の接舷・係留	４２	〃水中均し	７０	防舷材取付
１５	舷外及び揚投錨	４３	砂杭等の打込み（陸上）	７１	車止及び縁金物取付
１６	測量櫓等の設置・撤去	４４	〃（海上）	７２	電気防食工
１７	足場の組立・解体等	４５	深層混合処理	７３	伐開・表土除去
１８	曳航・回航	４６	マット等の敷設	７４	掘削（機械施工）
１９	陸上測量	４７	杭及び矢板打	７５	〃（人工施工）
２０	測深（海上）	４８	腹起し	７６	整地作業（機械施工）
２１	磁気探査（陸上）	４９	ﾀｲﾛｯﾄﾞ及びﾀｲﾜｲﾔｰ取付	７７	石積・石張
２２	〃（海上）	５０	受杭・胴木布設・撤去	７８	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積
２３	潜水作業（調査等）	５１	ｹｰｿﾝ・ﾌﾞﾛｯｸ等の吊上げ、吊下ろし（進水、仮置、浮上、転置、据付時）	７９	破裂
２４	潜水探査	５２	ﾌﾛｰﾃｨﾝｸﾞﾄﾞｯｸ、斜路、ﾄﾞﾗｲﾄﾞｯｸによる進水	８０	張芝・筋芝
２５	試錐	５３	鉄筋加工	８１	播種
２６	流況調査	５４	鉄筋運搬・組立	８２	種子吹付
２７	水質・底質調査	５５	型枠組立・解体	８３	汚濁防止膜布設・撤去
２８	ポンプ浚渫	５６	支保工の組立・解体	８４	その他（）

様式番号　41

承　諾　申　請　・　協　議　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

○○○○について

下記業務における標記について、※契約書第○○条第○項 ※特記（共通）仕様書○○ に基づき下記のとおり承諾申請・協議しますので、御異議がなければ承諾書を提出願います。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．協　　議　　内　　容

（注）１．※　不要な文字は抹消する。
　　２．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　42

身分証明書交付願

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称
　　管理技術者氏名

業務を実施するにあたり、※土地への立ち入りのための身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

記

氏　　名	資　　格	生年月日	住　　所

（注）※　必要な立ち入りについて具体に記載する。

様式番号　43

承　諾　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○地方整備局長
　○○地方整備局副局長
　○○地方整備局次長
　　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

※１

下記業務について、令和　　年　　月　　日付け申請・協議のありました※２
○○○○については承諾します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

（注）※１．不要な文字は抹消する。
　　※２．条件等があればその旨を記入する。
　　３．押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

様式番号　44

提出日　令和　年　月　日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿　（情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること（※1））

		氏名	住所 （※５）	生年月日 （※５）	会社名・ 所属部署	役職
情報管理責任者 （※２）	A					
情報取扱管理者 （※３）	B					
	C					
業務従事者 （※４）	D					
	E					
再委託先	F					

（※１）受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。
（※２）本業務における情報の取扱いのすべてに責任を有する者。
（※３）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※４）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※５）住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の提出に代えることができる。
　　ただし、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。
※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。
　なお、報告の方法については、受発注者間で協議して決定することができる。

②情報管理体制図

（例）

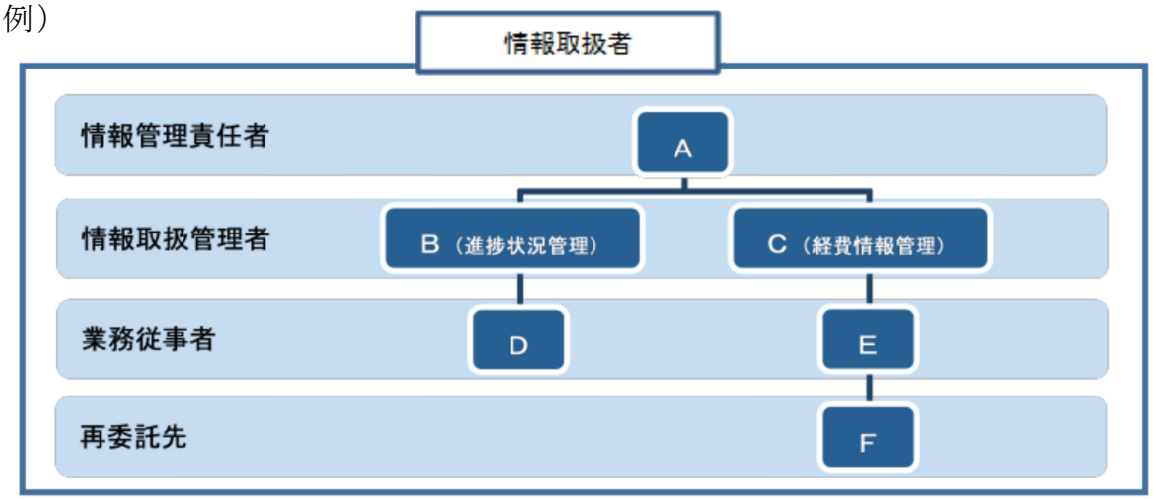

③その他

・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを発注者が認める場合には、当該資料で代用することができる。
・可能な範囲で、社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。
・必要に応じ、追加で資料の提出を求める場合がある。

様式番号　45

令和　　年　　月　　日

○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
　○○　○○　殿

受注者　住所
　　名称

情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について

令和○年○月○日付で提出した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」について、別添のとおり変更したので、同意されたく申請します。

提出書類様式一覧表（発注者作成分）

様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
1	契約保証増額請求書	第 4条第 6項		発注者	受注者
2	調査職員通知書	第 9条第 1項 第 2項、第 3項	1-5 1)	発注者	受注者
3	承諾書	第 5条第 1項、第 2項 第 7条第 3項 第 9条第 2項 第39条第 1項		発注者	受注者
4	再委託通知請求書	第 7条第 4項		調査職員	管理技術者
5	措置請求書	第14条第 1項		調査職員	受注者
6	措置結果通知書	第14条第 4項		発注者	受注者
7	指示書	第12条第 1項 第13条 第17条 第19条		調査職員	管理技術者
8	修補請求書	第17条		調査職員	管理技術者
9	調査結果通知書	第18条第 3項		発注者	管理技術者
１０	業務一時中止通知書	第20条第 1項、第 2項	1-25 1)	発注者	受注者
１１	業務再開通知書	第20条第 1項、第 2項		発注者	受注者
１２	履行期間短縮協議書	第24条第 1項、第 2項		発注者	受注者
１３	契約変更通知書	第25条第 1項 第26条第 1項 第31条第 1項		発注者	受注者
１４	協議開始日通知書	第25条第 2項 第26条第 2項 第31条第 2項		発注者	受注者
１５	変更協議書	第25条第 1項 第26条第 1項 第31条第 1項		発注者	受注者
１６	臨機措置請求書	第27条第 3項		調査職員	管理技術者
１７	損害状況確認通知書	第30条第 2項		発注者	管理技術者
１８	設計図書変更協議書	第31条第 1項		発注者	受注者
１９	検査日通知書		1-21 1)	発注者	管理技術者
２０	検査結果通知書	第32条第 2項 第38条第 1項、第 2項	1-21 8)	検査職員	管理技術者
２１	引渡請求書	第32条第 4項 第38条第 1項、第 2項		発注者	管理技術者
２２	部分使用協議書	第34条第 1項	1-28 1)	調査職員	管理技術者
２３	指定部分業務料協議書	第38条第 3項		発注者	受注者
２４	代理受領承諾書	第39条第 1項		発注者	受注者
２５	契約不適合に係る履行の追完請求書	第41条第 1項		発注者	受注者
２６	契約不適合に係る代金の減額請求書	第41条第 3項		発注者	受注者
２７	解除通知書	第42条第 1項 第43条第 1項 第44条第 1項		発注者	受注者
２８	履行期間変更事前協議結果通知書	第23条	1-24	調査職員	受注者
２９	協議書			発注者	受注者
３０	身分証明書交付書		1-18 2)	発注者	管理技術者
３１	情報管理体制の同意		1-46	発注者	受注者
３２	情報管理体制の変更同意		1-46	発注者	受注者

1．用紙寸法は、Ａ４又はＡ３判とする。
2．書類の作成者について

・本官契約
支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

・分任官契約
分任支出負担行為担当官
○○地方整備局
○○事務所長
○○　○○

様式番号　1

契約保証増額請求書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

令和　　年　　月　　日付けで変更した下記業務について、契約書第４条第６項に基づき契約保証を○○○○円増額することを請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

様式番号　2

調査職員通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

令和　　年　　月　　日付け契約第　　号の○　○　○　○について、契約書第９条第１項に規定する調査職員、同条第２項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第３項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定めたので通知します。

調査職員	官　職	氏　名	契約書第9条第3項に基づく権限分担の内容
総括調査員			港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり
主任調査員			〃
調査員			〃

契約書第９条第２項に基づく総括調査員への権限委任の内容

契約書第　７　条第４項
契約書第１２条
契約書第１３条
契約書第１４条第１項
契約書第１７条（軽微な設計変更に係る権限のみ）
契約書第１８条第２項、第３項（軽微な設計変更に係る権限のみ）
契約書第１９条（軽微な設計変更に係る権限のみ）
契約書第３４条第１項

（注）１．変更になった場合には、「新」・「旧」を付して表示すること。
２．契約上不要となる条項は抹消する。
３．契約書第３４条第１項は必要に応じて削除できる。

様式番号　3

承　諾　書

令和　年　月　日

受　注　者　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記業務について、令和　年　月　日付け申請（協議）のありました○○○○については承諾します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　年　月　日第　号

（注）１．条件等があればその旨を記入する。
２．第９条第２項による場合は調査職員から管理技術者あてとする。
３．不要な文字は記入を要しない。

様式番号　4

再委託通知請求書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　　殿

調査職員
国土交通技官　　○　○　　○　○

契約書第７条第４項に基づき、下記項目についての通知を請求します。

記

１．業　　務　　の　　名　　称
１．契　　約　　年　　月　　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．請求項目　　１）再　委　託　の　理　由
　　２）再委託(協力者)の住所・氏名・資格
　　３）再　委　託　の　内　容
　　４）再委託(協力者)の業務担当責任者の氏名・資格

様式番号　5

措　置　請　求　書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

調査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

下記のとおり契約書第１４条第１項に基づき、必要な措置を取るべきことを請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．理　　由

（注）理由欄は詳細（社名、役職、氏名等）に記入すること。

様式番号　6

措置結果通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

令和　　年　　月　　日付け請求のありました件については、下記のとおり措置しましたので、契約書第１４条第４項に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．措　置　内　容

様式番号　7

指　示　書

令和　年　月　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　殿

調査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

下記のとおり、契約書第○○条第○項に基づき指示します。なお、御異議がなければ承諾書を提出願います。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．指　　示　　内　　容

様式番号　8

修　補　請　求　書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　　殿

調査職員
国土交通技官　　○　○　　○　○

下記のとおり、契約書第１７条に基づき修補を請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．修　　補　　内　　容

（注）修補内容欄は、具体的に記入すること。

様式番号　9

調査結果通知書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　殿

調査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

令和　　年　　月　　日付けで履行条件確認請求のあった内容については、下記のとおり調査確認をしたので、契約書第１８条第３項に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．調　査　年　月　日　　令和　　年　　月　　日
１．調　　査　　結　　果

（注）１．調査結果は、指示事項も含む。
２．14日以内に結果通知できない場合は、その旨を記載して通知し、その後決定次第再度通知する。

様式番号　10

業務一時中止通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記のとおり契約書第２０条第○項に基づき、業務の一時中止を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．一時中止年月日　　令和　　年　　月　　日
１．再開予定年月日　　令和　　年　　月　　日
１．中止内容及び理由

（注）中止内容及び理由欄は、詳細に記入すること。

様式番号　11

業務再開通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記のとおり契約書第２０条第○項に基づき、業務の再開を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．再　開　年　月　日　　令和　　年　　月　　日

様式番号　12

履行期間短縮協議書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

○　○　○　○の履行期間の短縮について

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって貴社と契約締結した標記について、契約書第２４条第○項に基づき、下記１．の変更履行期間で実施することを請求します。

つきましては、上記変更に伴う履行期間及び業務料の変更について、契約書第２５条及び第２６条に基づき協議しますので、御異議がなければ、当該変更に係る見積書を提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記２．のとおり予定しています。

記

１．履行期間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日
　変更履行期間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

２．現場説明　　日時　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場所
　見積合わせ　　日時　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場所

様式番号　13

契約変更通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

○　○　○　○の変更について、契約書第○○条第○項に基づき令和　　年　　月　　日付けで協議を行いましたが、協議が整わないため、契約書第○○条第○項に基づき下記のとおり変更することにしましたので通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．変　更　事　項
（例）
一　契約金額　　原契約金額に○○○○円を増額する。
一　別添のとおり仕様内容を変更する。

様式番号　14

協議開始日通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記のとおり契約書第○○条第○項に基づき、協議の開始日を通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．協　議　開　始　日　　令和　　年　　月　　日

（注）第26条関係は変更事由の生じた日、第31条関係は発注者が請負代金の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に通知する。
ただし、７日以内に通知しない場合は、受注者が通知する。

様式番号　15

変更協議書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

○　○　○　○に係る契約変更について（変更○回）

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって貴社と契約締結した標記について、別添仕様書及び図面（変更）のとおり変更を行いますので、契約書第○○条第○項に基づき通知します。

つきましては、上記変更に伴う履行期間及び業務料の変更について、契約書第２５条及び第２６条に基づき協議しますので、御異議がなければ、当該変更に係る見積書を提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記のとおり予定しています。

記

※現場説明　　日　時　　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場　所

見積合わせ　　日　時　　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場　所

（注）１．履行期間のみ、業務料のみの場合は、別途考慮する。
　　２．※印は、現場説明を行う場合に記入する。

様式番号　16

臨機措置請求書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　　殿

調査職員
国土交通技官　　○　○　　○　○

下記のとおり契約書第２７条第３項に基づき、臨機の措置をとるよう請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．内　　容

（注）内容欄は、詳細に記入すること。

様式番号　17

損害状況確認通知書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○　○　　○　○

下記のとおり契約書第３０条第２項に基づき、損害状況を確認したので通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．損害発生年月日　　令和　　年　　月　　日
１．確　認　年　月　日　　令和　　年　　月　　日
１．損害確認内容

（注）損害確認内容欄は、詳細に記入すること。

様式番号　18-1

変更協議書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

○　○　○　○に係る設計図書の変更について（変更○回）

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって貴社と契約締結した標記について、契約書第○○条の規定による業務料の増額に代えて別添仕様書及び図面（変更）のとおり変更を行いたく、契約書第３１条第１項に基づき協議しますので、御異議がなければ、別添変更契約書（案）に押印のうえ提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記のとおり予定しています。

記

現場説明　　日　時　　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場　所

（注）１．負担額に代えて仕様書及び図面を変更する場合は、「業務料の増額」を「負担すべき金額」とする。
２．この様式は、業務料の増額又は負担額の全部に代えて仕様書及び図面を変更する場合に使用する。

様式番号　18-2

変更協議書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

○　○　○　○に係る設計図書の変更について（変更○回）

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって貴社と契約締結した標記について、契約書第○○条の規定による業務料の増額の一部に代えて別添仕様書及び図面（変更）のとおり変更を行いたいので、契約書第３１条第１項に基づき協議します。

あわせて、履行期間及び業務料の変更について、契約書第２５条及び第２６条に基づき協議しますので、御異議がなければ、当該変更に係る見積書を提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記のとおり予定しています。

記

現場説明　　日　時　　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場　所

見積合わせ　　日　時　　令和　　年　　月　　日　○○時○○分
　　場　所

（注）１．負担額に代えて仕様書及び図面を変更する場合は、「業務料の増額」を「負担すべき金額」とする。
２．この様式は、業務料の増額又は負担額の一部に代えて仕様書及び図面を変更する場合に使用する。

様式番号　19

※　検査日通知書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○　○　　○　○

下記業務について、契約書第○○条第○項に定める検査の日を決定したので通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．　※　検査年月日　　令和　　年　　月　　日

（注）※印の箇所には「完了」又は「指定部分」の文字を記入する。

様式番号　20-1

検査結果通知書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　殿

検査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

下記 業務 / 指定部分に係る業務 について、検査の結果合格しましたので、契約書第○○条第○項に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日 第　　号
※１．指　　定　　部　　分

（注）１．不要な文字は抹消する。
２．※印は、指定部分のある場合に記入する。
３．契約担当官等から通知する必要がある場合は、作成者は、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官とする。

様式番号　20-2

検査結果通知書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　殿

検査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

下記 業務 / 指定部分に係る業務 について、検査の結果不合格となったので、契約書第○○条第○項に基づき通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
※１．指　　定　　部　　分
１．措　　置

（注）１．不要な文字は抹消する。
２．※印は、指定部分のある場合に記入する。
３．契約担当官等から通知する必要がある場合は、作成者は、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官とする。

様式番号　21

引 渡 請 求 書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者 ○ ○　○ ○　殿

支出負担行為担当官
○ ○ 地 方 整 備 局 長
○○地方整備局副局長
○ ○ 地 方 整 備 局 次 長
○ ○　○ ○

下記業務（※の指定部分）に係る業務成果物の引渡しを、契約書第○○条第○項に基づき請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日 第　　号
１．検　査　年　月　日　　令和　　年　　月　　日
※１．指　　定　　部　　分

（注）※印は、指定部分のある場合に記入する。

様式番号　22

部分使用協議書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　殿

調査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

下記業務について、契約書第３４条第１項に基づき協議します。
なお、御異議がなければ承諾書を提出願います。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．使　　用　　期　　間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日
１．使　　用　　範　　囲
１．使　　用　　目　　的

様式番号　23

指定部分業務料協議書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

指定部分に相応する業務料について

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって契約した○　○　○　○における標記について、契約書第３８条第３項に基づき下記のとおり協議しますので、御異議がなければ承諾書を提出願います。

記

指定部分に相応する業務料　　￥

様式番号　24

代理受領承諾書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記業務について、令和　　年　　月　　日付け申請のありました代理受領については、契約書第３９条第１項に基づき承諾します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

様式番号　25

契約不適合に係る履行の追完請求書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記業務について、契約不適合がありましたので、契約書第４１条第１項に基づき履行の追完を請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．業務完了年月日　　令和　　年　　月　　日
１．検　査　年　月　日　　令和　　年　　月　　日
１．契約不適合の内容
１．追　完　期　間　　令和　　年　　月　　日

（注）１．（　）書きは、それぞれ該当する事項を記入する。
　　２．不要な文字は抹消する。

様式番号　26

契約不適合に係る代金の減額請求書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記業務について、契約不適合がありましたので、契約書第４１条第３項の規定により代金の減額を請求します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．履　行　期　間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日
１．契約不適合の内容
１．変　更　前　の　金　額
１．変　更　後　の　金　額

（注）契約不適合の内容欄は、詳細に記入すること。

様式番号　27

解 除 通 知 書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

下記業務について、契約書第○○条第１項に基づき下記理由により解除します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．解　除　理　由

（注）解除理由欄は、詳細に記入すること。

様式番号　28

履行期間変更事前協議結果通知書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

調査職員
国土交通技官　○　○　　○　○

下記業務について、契約書第○○条第○項に基づく履行期間の変更は、協議の対象で　ある／ない　と確認されたので通知します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

（注）不要な文字は抹消する。

様式番号　29

協　議　書

令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

○　○　○　○について

令和　年　月　日付け第　号をもって契約した下記業務における標記について、※契約書○○条第○項
※特記（共通）仕様書○○に基づき下記のとおり協議しますので、御異議がなければ承諾書を提出願います。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号
１．協　議　内　容

（注）※不要な文字は抹消する。

様式番号　30

身分証明書交付書

令和　　年　　月　　日

受注者名称
管理技術者　○　○　　○　○　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○　○　　○　○

令和　年　月　日付けで、申請のありました身分証明書の交付については、下記のとおり共通仕様書１－１８　２）に基づき交付します。

記

１．業　務　の　名　称
１．契　約　年　月　日　　令和　　年　　月　　日第　　号

様式番号　31
令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

情報管理体制の同意について

令和○年○月○日付で貴社より提出のありました「○○○○（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」について、情報保全上の懸念がないことを確認しましたので、下記の条件を附して同意いたします。

記

１．「○○○○（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」に変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号45）」を再提出すること。なお、変更内容に疑義がある場合は、貴社に対し事実確認等を行う場合がある。

２．本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。（たとえ貴社が本契約に関して、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「監督、指導、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、開示又は漏洩してはならない。）

３．本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

４．本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに当局に報告すること。なお、当局が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

様式番号　32
令和　　年　　月　　日

受　注　者　　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

情報管理体制の変更同意について

令和○年○月○日付で貴社より提出のありました「○○○○（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号45）」について、情報保全上の懸念がないことを確認しましたので、下記の条件を附して同意いたします。

記

１．「○○○○（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号45）」に再度変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号45）」を再提出すること。なお、変更内容に疑義がある場合は、貴社に対し事実確認等を行う場合がある。

２．本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。（たとえ貴社が本契約に関して、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「監督、指導、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、開示又は漏洩してはならない。）

３．本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

４．本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに当局に報告すること。なお、当局が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

３．設計・測量・調査等
業務標準契約書

○設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について

平成8年2月29日港管第444号
最終改正　令和4年8月8日国港総第321号
港湾局長から特定部局長あて

標記について、別冊のとおり制定したので平成８年４月１日以降の設計・測量・調査等業務の契約の締結に際しては、これに準拠して行われたい。

なお、「港湾整備事業及び空港整備事業（空港直轄土木工事）に係る設計業務等を外注する場合の取扱について」（昭和４３年３月１日付け港管第２８４２号、空建第１１号）は廃止する。

附則（平成１５年３月３１日国港管第１２５７号）

本通達は、平成１５年４月１日より施行する。

附則（平成１５年５月１５日国港管第１５６－３号）

この通達は、平成１５年６月１日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成１８年３月３０日国港総第８６７号）

本通達は、平成１８年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２０年３月３１日国港総第９５８号）

本通達は、平成２０年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２１年３月１６日国港総第９３１－２号）

本通達は、平成２１年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２２年３月３１日国港総第１０３４号）

本通達は、平成２２年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２２年１０月２８日国港総第４２７号）

本通達は、平成２２年１１月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２３年３月３０日国港総第８０４号）

本通達は、平成２３年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２５年３月２５日国港総第５２９号）

本通達は、平成２５年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２６年３月２４日国港総第５８２号）

本通達は、平成２６年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例

による。

附則（平成２７年３月１７日国港総第４９２号）

本通達は、平成27年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２８年３月２３日国港総第５１８号）

本通達は、平成28年４月１日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成２９年９月１日国港総第２５４号）

本通達は、平成29年10月１日以降に入札契約手続きを開始する設計・測量・調査等業務から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（令和２年３月３０日国港総第７２０号）

本通達は、令和２年４月１日以降に契約を締結する設計・測量・調査等業務から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（令和３年３月２４日国港総第７６２号）

本通達は、令和３年４月１日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。

附則（令和４年３月１８日国港総第７１３号）

本通達は、令和４年４月１日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。

附則（令和４年８月８日国港総第３２１号）

本通達は、令和４年９月１日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。

別冊

改　正　後	
設計・測量・調査等業務標準契約書	備　考
設計・測量・調査等業務契約書 1　業務の名称 2　履行期間　　自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日 3　業　務　料 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 4　契約保証金 5　調停人 上記の業務について、発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、次の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。 （総則） 第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 2　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務料を支払うものとする。 3　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。 5　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 6　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本	［注］調停人を活用することが望ましいが、発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定めない場合は削除。

語とする。 7　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。 9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。 １０　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 １１　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第５６条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 １２　受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。 （指示等及び協議の書面主義） 第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。 （業務工程表の提出） 第３条　受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読	

み替えて、前項の規定を準用する。 3　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 （契約の保証） 第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 一　契約保証金の納付 二　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 3　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、業務料の１０分の１以上としなければならない。 4　受注者が第１項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第５１条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 5　第１項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 6　業務料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務料の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 （権利義務の譲渡等）	〔注〕契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は特段の理由がある場合を除き、受注者の業務料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

［済］第３項を使用しない場合は、同項及び第４項を削除する。

（著作権の譲渡等）

第６条　受注者は、成果物（第３８条第１項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第８条の２において同じ。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第１条第５項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。 （一括委任又は一括下請負の禁止） 第７条　受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 ２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 ３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。 ４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 （特許権等の使用） 第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 （意匠の実施の承諾等） 第８条の２（Ａ）　受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第３項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について意匠法第３条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。 ２　受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	

第８条の２（Ｂ）　受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第２条第３項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

２　受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第３条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

［注］この条は、土木設計業務を委託する場合に、当該業務の内容に応じて、選択的に適用する。

（調査職員）

第９条　発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

２　調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第１０条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務料の変更、履行期間の変更、業務料の請求及び受領、第１４条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。 （照査技術者） 第１１条　受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。 2　照査技術者は、前条第１項に規定する管理技術者を兼ねることができない。 （地元関係者との交渉等） 第１２条　地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。 2　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。 （土地への立入り） 第１３条　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。 （管理技術者等に対する措置請求） 第１４条　発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第７条第３項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。	

3　受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。 （履行報告） 第１５条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。 （貸与物件等） 第１６条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与物件等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 2　受注者は、貸与物件等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 3　受注者は、貸与物件等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与物件等を発注者に返還しなければならない。 5　受注者は、故意又は過失により貸与物件等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。 （設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務） 第１７条　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （条件変更等）	

第１８条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。 三　設計図書の表示が明確でないこと。 四　履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。 五　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 ２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。 ３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 ４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。 ５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （設計図書等の変更） 第１９条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第２１条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （業務の中止）	

第２０条　第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。 ２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。 ３　発注者は、前２項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （業務に係る受注者の提案） 第２１条　受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。 ２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。 ３　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務料を変更しなければならない。 （適正な履行期間の設定） 第２２条　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。 （受注者の請求による履行期間の変更） 第２３条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。	

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （発注者の請求による履行期間の短縮） 第２４条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。 2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （履行期間の変更方法） 第２５条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第２３条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （業務料の変更方法等） 第２６条　業務料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から、○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 3　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 （臨機の措置） 第２７条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機	

の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 ２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。 ３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 ４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。 （一般的損害） 第２８条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第３０条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 （第三者に及ぼした損害） 第２９条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 ２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与物件等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与物件等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 ３　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。	

4　前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。 （不可抗力による損害） 第３０条　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（この条において以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第５０条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において損害という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。 3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。 4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち、業務料の１００分の１を超える額を負担しなければならない。 5　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。 一　業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。 二　仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。	

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務料の１００分の１を超える額」とあるのは「業務料の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。 （業務料の変更に代える設計図書の変更） 第３１条　発注者は、第８条、第１７条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２７条、第２８条、前条、第３４条又は第４０条の規定により業務料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （検査及び引渡し） 第３２条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。 ２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。 ３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。 ４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。 ５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して	

発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。 （業務料の支払い） 第３３条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務料の支払いを請求することができる。 ２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務料を支払わなければならない。 ３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 （引渡し前における成果物の使用） 第３４条　発注者は、第３２条第３項若しくは第４項又は第３８条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 ２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。 ３　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 （前金払） 第３５条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務料の１０分の３以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 ２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。	〔注〕前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

4　受注者は、業務料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。 5　受注者は、業務料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務料の１０分の４を超えるときは、受注者は、業務料が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第３８条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。 6　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務料を増額した場合において、増額後の業務料が減額前の業務料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務料が減額前の業務料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務料の１０分の４の額を差し引いた額を返還しなければならない。 7　発注者は、受注者が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 （保証契約の変更） 第３６条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2　受注者は、前項に定める場合のほか、業務料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 3　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 4　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 （前払金の使用等） 第３７条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械	〔注〕前払金を支

購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。 （部分引渡し） 第３８条　成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第３２条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第４項及び第３３条中「業務料」とあるのは「部分引渡しに係る業務料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 ２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第３２条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４項及び第３３条中「業務料」とあるのは「部分引渡しに係る業務料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 ３　前２項の規定により準用される第３３条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務料」及び第二号中「引渡部分に相応する業務料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前２項において準用する第３２条第２項の規定による検査の結果を通知した日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 一　第１項に規定する部分引渡しに係る業務料 指定部分に相応する業務料×（１－前払金の額／業務料） 二　第２項に規定する部分引渡しに係る業務料 引渡部分に相応する業務料×（１－前払金の額／業務料） （第三者による代理受領） 第３９条　受注者は、発注者の承諾を得て業務料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。 ２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３３条（第３８条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。	払わない場合は、この条を削除する。

（前払金等の不払に対する業務停止）

第４０条　受注者は、発注者が第３５条又は第３８条において準用される第３３条の規定に基づく支私を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第４１条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第４２条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第４４条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 （発注者の催告による解除権） 第４３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 一　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 ［注］第１号は第５条第３項を使用しない場合は削除する。 二　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 三　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。 四　管理技術者を配置しなかったとき。 五　正当な理由なく、第４１条第１項の履行の追完がなされないとき。 六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 （発注者の催告によらない解除権） 第４４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一　第５条第１項の規定に違反して業務料債権を譲渡したとき。 二　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。 ［注］第二号は第５条第３項を使用しない場合は削除する。 三　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。 四　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 五　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 六　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。 七　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注	

者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 八　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務料債権を譲渡したとき。 九　第４６条又は第４７条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 十　受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。 ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。 ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） 第４５条　第４３条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契	

約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第４６条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第４７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第１９条の規定により設計図書を変更したため業務料が３分の２以上減少したとき。

二　第２０条の規定による業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第４８条　第４６条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第４９条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第３８条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第３８条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務料（以下「既履行部分業務料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分業務料は、発注者と受注者との協議により

定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 （解除に伴う措置） 第５０条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第３５条の規定による前払金があったときは、受注者は、第４３条、第４４条又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第３８条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年２．５パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第４２条、第４６条又は第４７条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第３５条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第３８条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分業務料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第４３条、第４４条又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年２．５パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第４２条、第４６条又は第４７条の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 ３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与物件等があるときは、当該貸与物件等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。 ４　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第３８条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第７条第３項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 ５　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤	

去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。 一　業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第４３条、第４４条又は次条第３項によるときは受注者が負担し、第４２条、第４６条又は第４７条によるときは発注者が負担する。 二　調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受注者が負担する。 6　第４項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。 7　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４３条、第４４条又は次条第３項によるときは発注者が定め、第４２条、第４６条又は第４７条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。 8　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。 （発注者の損害賠償請求等） 第５１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 一　履行期間内に業務を完了することができないとき。 二　この成果物に契約不適合があるとき。 三　第４３条又は第４４条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。 四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。 2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一　第４３条又は第４４条の規定により業務の完了前にこの契約が解	

除されたとき。 二　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。 3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。 一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人 二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人 三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等 4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。 5　第１項第１号の場合においては、発注者は、業務料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。 6　第２項の場合（第４４条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。 （談合等不正行為があった場合の違約金等） 第５１条の２　受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務料（この契約締結後、業務料の変更があった場合には、変更後の業務料）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき	

（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第５２条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第４６条又は第４７条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第３３条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定に

よる業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．６パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 （契約不適合責任期間等） 第５３条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第３２条第３項又は第４項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から３年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 ２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。 ３　発注者が第１項に規定する契約不適合 に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 ４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。 ５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不 適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。 ６　民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 ７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 ８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。	

（保険） 第５４条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。	
（賠償金等の徴収） 第５５条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務料支払いの日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 ２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。	
（紛争の解決） 第５６条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。 ２　前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は発注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第１４条第２項の規定により受注者が決定を行った後または発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。 ３　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治２３年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。 ４　発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第１項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。こ	［注］本条は、あらかじめ調停人を選任する場合に規定する条文である。 ［注］第４項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

の場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。 （情報通信の技術を利用する方法） 第５７条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 （補則） 第５９条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者とが協議して定める。 上記のとおり契約した証としてこの本書通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保管する。 令和　　年　　月　　日 発注者　　住　所 氏　名　　印 受注者　　住　所 氏　名　　印	〔注〕受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称、設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（PDF版）

改版　平成19年４月発行
一部改訂　平成20年３月
一部改訂　平成22年３月
一部改訂　平成23年３月
一部改訂　平成24年３月
一部改訂　平成25年３月
一部改訂　平成27年３月
一部改訂　平成28年３月
一部改訂　平成29年３月
一部改訂　平成31年３月
一部改訂　令和３年３月
一部改訂　令和５年３月
一部改訂　令和７年４月